

富山県住まい・まちづくり計画

(富山県住生活基本計画)

(富山県高齢者居住安定確保計画)

(富山県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給計画)

計画期間

令和3年度～令和12年度

令和4年3月



第1章 計画の目的と位置づけ	1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 住まい・まちの現状と課題	3
1 住まい・まちの現状と課題	
2 公営住宅の現状と課題1	
第3章 住まい・まちづくり政策の理念と目標	8
1 理念と基本的な方針	
2 目標と成果指標	
3 供給目標(高齢者向け賃貸住宅等、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅、公営住宅)	
第4章 住まい・まちづくり施策	14
(居住者の視点)	
目標1 子育てしやすい住まいの実現	
1 良質な住宅の確保	
2 子育てしやすい居住環境の実現	
目標2 高齢者等が安心して暮らせる住まいの実現	
3 バリアフリー化等の促進	
4 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進	
5 サービス付き高齢者向け住宅等の管理適正化及び高齢者居宅生活支援体制の確保	
目標3 住宅確保要配慮者の居住の確保	
6 民間賃貸住宅の供給・円滑入居の促進及び管理適正化	
7 公営住宅の供給促進	
8 災害時の住まいの確保	
(住宅ストックの視点)	
目標4 良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現	
9 良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促進	
10 耐震化等の促進	
11 省エネ化の促進	
目標5 安全で良好な居住環境の実現	
12 災害に強いまちづくり	
13 良好な居住環境の整備の促進	
14 空き家の発生抑制・利活用・除却	
(産業の視点)	
目標6 住生活を豊かにする産業の発展	
15 県産材の活用	
16 新技術の導入促進	
第5章 施策の総合的かつ計画的な推進	26
1 住まい・まちづくりに関わるすべての主体の連携及び協力	
2 住教育の推進及び住まい・まちづくり支援団体の育成	
3 評価の実施と計画の見直し	
別紙1 誘導居住面積水準	28
別紙2 最低居住面積水準	29
別紙3 住宅性能水準	31
別紙4 居住環境水準	32
資料1 施策体系	33
資料2 審議経過	34
資料3 住宅の改良等に対する支援制度一覧(県・市町村)	35
資料4 統計図表	57
資料5 用語解説	85

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画策定の目的

富山県は、北アルプス立山連峰をはじめ三方を山々に囲まれ、富山湾、日本海へと流れる急流河川によって形成された平野が広がる豊かな自然の中で、世界遺産五箇山合掌造り集落や、田園地帯の散居村、歴史的な建造物が立ち並ぶまちなみなど、特色ある景観や文化の息づく地域が数多く存在します。

また、路面電車などの公共交通を軸とした居住、商業、文化を集約したコンパクトなまちづくりを目指すなど、本県の住まい・まちは、豊かな自然環境とともに緩やかに変化し続けています。

一方で、近年の核家族化の進行、拡散的な住宅地の形成、住まいや暮らしに対する価値観の多様化などにより、本県の豊かな住環境やまちの魅力に変化が生じてきました。

また、住宅の質の面でも耐震化、バリアフリー化されていない住宅が多く存在することや、さらなる住宅の省エネ性が求められるなど、住宅の安全性、居住性の向上が課題となっています。

加えて、環境負荷低減の必要性や多様化する居住ニーズを踏まえ、既存住宅の適切な管理やリフォームなどにより社会的資産として円滑に流通される住宅市場の整備が重要となっています。

このため、住まい・まちづくりの施策を、ハードとソフトの両面で充実させるため、平成28年度に現在の「富山県住まい・まちづくり計画」を策定し、各種施策を展開してきたところです。

この計画策定から5年が経過しましたが、この間、少子高齢化等に伴う空き家の増加や、今後、人口、世帯数が減少に転じることを踏まえ、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の整備等、様々な変化や問題に対応する必要性が生じました。

また、近年の大規模地震や、洪水等の自然災害の発生、急激な少子高齢化の進行を鑑み、早期に住まいの安全性の向上を図るとともに適切な管理・再生を図っていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換を迫られています。

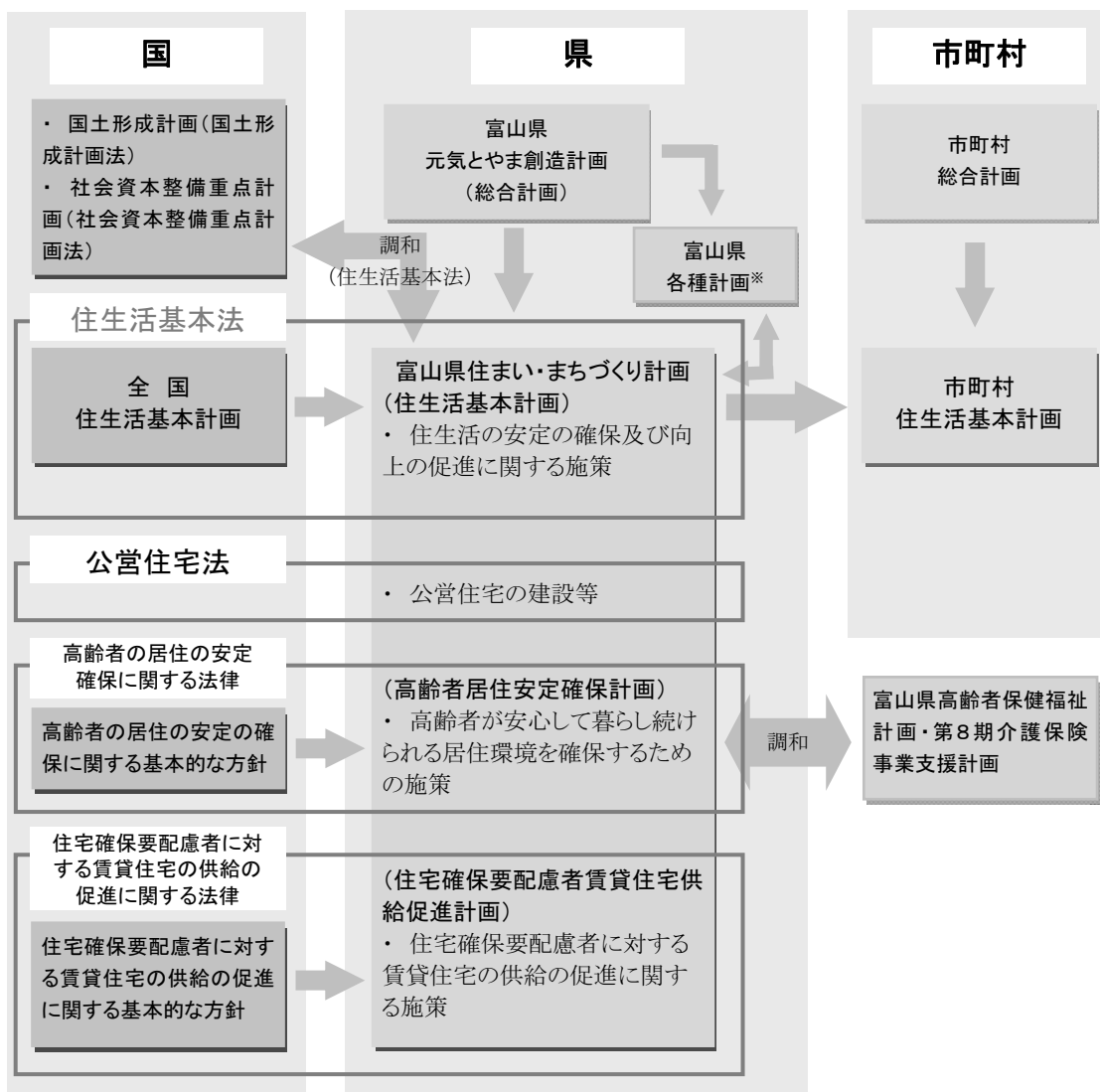
これらのことを踏まえ、「富山県住まい・まちづくり計画」を見直し、富山らしさを磨き、県民の住生活の質のさらなる向上を目指すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、富山県の総合計画（「元気とやま創造計画 -とやま新時代へ 新たな挑戦-」）（平成30年3月策定、目標年次2026年度）を上位計画として、県の住まい・まちづくりに関する基本理念を定め、県民、民間事業者、市町村、県それぞれが果たすべき役割について明らかにするとともに、県民の住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策を体系的・総合的に推進するための実現可能なアクションプランとして位置づけます。

また、住生活基本法（平成18年6月法律第61号）第17条第1項に規定する都道府県計画として、同法第15条第1項に規定する全国計画に即して、富山県が定める計画です。

さらに、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条第1項に規定する計画及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第5条第1項に規定する計画としても位置づけます。



※ 富山県耐震改修促進計画、富山県営住宅長寿命化計画、県産材の利用促進に関する基本計画等

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までとします。

第2章 住まい・まちの現状と課題

1 住まい・まちの現状と課題

(1) 人口・世帯数・世帯構成

富山県の人口は、昭和25年に100万人を超えて増加し、平成10年にピークを迎えてからは毎年減少しており、令和3年11月1日現在では1,024,527人(※1)となっています。今後も減少傾向が続き、令和22年には約86万3千人になると推計(※2)されています。

世帯数は、人口が100万人を超えた昭和25年は192,829世帯でしたが、その後、人口増加や核家族化の進行等により増加し、人口がピークの平成10年以降も世帯の小規模化に伴い増加し続け、令和3年11月1日現在では406,718世帯(※1)となっていますが、今後、減少に転じ、令和22年には約36万3千世帯になると推計(※2)されています。

この結果、人口を世帯数で除した1世帯あたりの人員は、昭和25年は5.2人でしたが、令和3年11月1日現在では2.52人となります。今後も世帯の小規模化が進行し、令和22年には2.38人程度になるものと考えられます。

世帯構成については、高度経済成長期以降、核家族化の進行に伴い世帯数が増加し、新築住宅を中心に住宅需要を伸ばしてきましたが、長引く少子化が人口の減少と世帯数の増加率の鈍化をもたらし、三世帯同居世帯の数は減少する傾向にあります。

また、夫婦と子供から成る世帯の数は、平成27年頃以降、減少する傾向にあります。

一方で、単身世帯数や高齢単身世帯数は、増加を続けており、今後も増加傾向が続く見込みです。また、ひとり親世帯数も増加を続けていますが、令和12年頃以降、減少に転じる見込みです。

こうした状況もあって、新築の持ち家が小規模化しています。

また、世帯数が減少に転じることも見込まれることから、今後さらに空き家が増加すると考えられます。

※1 富山県人口移動調査

※2 国立社会保障・人口問題研究所による推計

(2) 住宅ストック

富山県の住宅は、木造・戸建て・持ち家のものが多く全住宅の約7割を占め、持ち家比率76.6%(R2)、1住宅当たり延べ床面積143.57㎡(H30)、1住宅当たり居室の畳数45.86畳(H30)など全国で非常に高い居住水準にあります。

一方で、近年では、狭い共同住宅に住む子育て世帯や、広い戸建て住宅に住む高齢単身の世帯など、住宅規模と世帯構成のミスマッチが生じています。

また、住宅の性能については、新規建設、建替え、リフォームにより、耐震化、バリアフリー化等の質の向上は着実に進んでいますが、耐震性が不十分な住宅が約20%(H30)、高齢者の居住する住宅で一定のバリアフリー化がなされていないものが約52%(H30)あります。

さらに、賃貸・売却用等以外の居住目的のない空き家の数が、大きく増加しています。

(3) 住まい手の意識

富山県の豊かなで快適な住生活は、複数の働き手がいる家計によって支えられてきた一面があります。特に農村部での伝統的な大家族の暮らしが、子どもやお年寄りを見守り、家族みんなで稼ぎ、住まいを守ってきたと考えられます。現在は、産業構造の変化や交通網の発達により暮らしぶりの多様化が進んでいますが、全国と比べると、世帯規模、世帯の所得水準は高い状況です。

北陸地方の住生活に関する意識調査によると、住宅の各要素に対する不満率は、「地震時の安全性」が最も高く、次いで、「高齢者への配慮」、「いたみの少なさ」、「省エネ性」の順になっています。また、居住環境の各要素に対する不満率は、「周囲からの延焼のしにくさ」が最も高く、次いで、「歩行時の安全性」、「子どもの遊び場、子育て支援サービス」の順になっています。

(4) 住宅市場

富山県の住宅市場は、地元の住宅メーカーや大工・工務店による一戸建て持ち家の新築を中心に形成されてきましたが、バブル経済期には賃貸や分譲を目的とした集合住宅の建設の割合が高くなり、新設住宅着工戸数も1万戸を超える年もありました。

しかしながら、世帯人員の減少やライフスタイルの変化に伴い、新築される持ち家の広さは縮小傾向にあり、共同建てや長屋建ての賃貸住宅は、少人数世帯向けの部屋数の少ないものが多く供給されています。

さらには、新規に形成される世帯の減少等を背景に、近年の年間新設住宅着工戸数は5～6千戸台で推移しています。

一方で、伝統家屋への居住や古民家再生の動きも見られるように、既存住宅の流通やリフォームが見直されてきていますが、消費者の住宅性能等に関する情報不足もあり、既存住宅市場は未成熟な状況にあります。

住宅は、個々の家族等が生涯所有し、受け継がれていくことが一般的と考えられてきましたが、県民の生活形態や価値観の多様化・高度化に対応するため、住まいを自由に選択・確保できる環境を整備する必要があります。

特に、自力で住まいを確保することが難しい低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等の住宅確保要配慮者や、結婚・出産を希望する若年世帯に対する住宅の確保が課題です。

住まいの自由な選択を可能にするためには、良質な住宅ストックが社会全体で使用される資産として県民に最大限に活用される施策を講じる必要があります。

そのため、既存住宅の耐震化・省エネ化・バリアフリー化等のリフォームや耐久性のある良質な住宅の建設・計画的な維持保全、そして住宅ストックの流動化や、居住環境を含む住生活全般の質の向上を図っていく必要があります。

これらの他にも、居住ニーズに応じた住宅を安心して選択し取得できる住宅市場の環境整備、地域活性化の観点も踏まえた地域特性に応じた良質で快適な住環境の整備、地域の気候・風土や伝統・文化と調和した美しい住環境の整備、身近な地域住宅産業の活性化、木造伝統技術の継承・発展など様々な課題があります。

(5) その他

- ① 働き方改革の進展やコロナ禍を契機とした新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心の高まり
- ② 新技術(AI等)の開発やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展
- ③ 自然災害の頻発・激甚化や水災害リスクの増大に備えて、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の推進等
- ④ 住まい選択時、治安や災害時の安全性のほか、医療福祉施設や商業施設の整備、交通利便性等、周辺環境の充実を重視
- ⑤ 住宅地景観の変化(屋敷林の減少、景観に対する意識の高まり等)

【 住まい・まちづくりの課題 】

暮らしを育む住まいの変化

- ・新設住宅の広さの縮小傾向
- ・持ち家と借家の広さの格差
- ・空き家の増加
- ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率の伸び悩み
- ・住宅の耐震化率の伸び悩み
- ・住宅の短い寿命

住まいに関する課題

- ・世帯規模に応じた良質な住宅ストックの形成
- ・空き家対策
(生活環境に悪影響を及ぼす空き家の除却、空き家の有効活用)
- ・早期のバリアフリー化を推進
- ・早期の耐震化を推進
- ・地球環境への負荷低減
(省エネ化、太陽光発電設備設置等)
- ・住宅の長寿命化及び資産として価値ある住宅の継承

まち・景観の変化

- ・大規模な市に集中する人口
- ・散居村など田園景観の変化（伝統的な家並みの変化）
- ・高齢者の増加による車利用社会の変化
(必要性が高くなる高齢者の生活サポート)
- ・郊外居住化や少子高齢化の進行による地域空洞化
(まちなか／農山漁村／オールドニュータウン)

まち・景観に関する課題

- ・散居村等田園地域における住環境の保全等
- ・地域の風土、伝統・文化と調和した住宅・住環境の普及、形成
- ・高齢化に対応した地域生活圏の維持
- ・交通、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性を向上させるコンパクトなまちづくり等の推進

人口・世帯の変化

- ・人口の減少
- ・65歳以上の高齢者がいる世帯の増加
- ・低下する3世代同居比率
- ・ひとり親世帯の増加
- ・合計特殊出生率と希望出生率のギャップ

県民の暮らしに関する課題

- ・住生活に関する教育活動等
- ・コミュニティ活動や地域活性化
- ・高齢者・障害者等の居住安定の確保
(住宅セーフティネット機能の充実)
- ・結婚、出産を希望する若年世帯、子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- ・定住、半定住を促進するための魅力ある住環境の構築

住宅関連事業者・住宅市場の変化

- ・居住ニーズの多様化に伴う住宅需要の変化
- ・既存住宅活用型市場への転換
- ・リフォーム市場への期待と住宅紛争等への懸念
- ・大工等住宅建築技能者の高齢化、新規参入者の減少

事業者・市場の活性化に関する課題

- ・消費者への相談体制や事業者等への情報提供の充実
- ・既存住宅の流通促進及び住宅ストックビジネスの活性化
- ・地域経済を支える地場産材の活用促進
- ・伝統的な大工技術の継承

2 公営住宅の現状と課題

公営住宅は、低額所得、高齢や障害などの理由で、住宅市場では健康で文化的な生活を営むのに必要な住まいを確保することが困難な世帯に供給するために整備されてきており、現在、県内には11,048戸(令和2年度末現在)のストックがあります。

一方で、公営住宅は、県内に不足するファミリー向けの賃貸住宅、地域定住を支援する賃貸住宅、持ち家にステップアップするための賃貸住宅等の役割も果たしており、地域の住宅関連産業の振興や、まちづくりなどの施策と一体的に整備されてきた面もあります。

今後の公営住宅は、現在の少子高齢化や経済の状況を踏まえると、住宅セーフティネットとしてますます重要な役割を担っていくことが予想され、バリアフリー化、断熱化及び内装の木質化等の質及び快適性の向上や、地域の居住機能再生を目的として公営住宅と医療、福祉施設等が一体となった整備を検討していく必要があります。

また、耐用年数の半分を経過した公営住宅が約3割近くありますが、県や市町村の厳しい財政状況や環境負荷の低減の必要性を踏まえると、老朽化した公営住宅を短時間で建替えることは困難なため、住宅の躯体や設備を改善しながら適切に維持保全することや、PPP/PFIといった民間事業者の様々なノウハウや技術の活用を図る必要があります。

さらには、増加が見込まれる要介護高齢者や大災害時の被災者等への対応については、公営住宅のみでは対応が困難と考えられることから、サービス付き高齢者向け住宅等の普及や災害時に速やかに民間賃貸住宅を活用できる体制整備を図る必要があります。

第3章 住まい・まちづくり政策の理念と目標

1 理念と基本的な方針

少子高齢化、人口減少の急速な進展により、大きく変化する社会経済情勢のなかで、最も大切なことは「元気とやま」の実現です。県民の笑顔、県民の活力を生み出す基盤が住まいであり、まちです。耐震性やバリアフリー性等の基本的な性能を備え地球環境にもやさしい住まいで、県民それぞれがライフステージに応じて豊かで快適な住生活を営むことが、県民の明日への活力、エネルギーの源になります。

また、こうした住まいが集まってつくられるまちがその活力を養います。県民一人一人が主観的な幸福度を重視した「真の幸せ」(ウェルビーイング)と豊かさを実感できる元気な暮らしを実現するために、県民・事業者・行政が共有して目指すべき住まい・まちづくりに関する基本理念を「安全で心豊かな住まいと 美しいまちを目指して」とし、次の横断的な視点を基本的な方針として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 住環境や持続性を重視した施策展開

県民の誇りである豊かな住宅を有する富山県では、各地で、農業、漁業、商業といったさまざまな生業が生活と一体となって営まれ、連なった町屋や散居村など良好な景観が形成されました。その後、時の流れの中で穏やかに変化を遂げ、また、新たな住宅地も形成されてきました。

住まいは、住環境とともにその価値が高められ、大切な社会的資産として将来世代に渡って引き継がれていくべきものです。暮らしや子どもの成長を支える住まいやまちが真に富山県の資産となるように、地域の特性に応じた安全で良好な住環境の形成やその持続性を重視した住まい・まちづくりの施策を展開します。

(2) 住宅市場機能を重視した施策展開

多様化・高度化する県民の居住ニーズに的確に対応するには、住宅市場の活性化が最も効果的と考えられます。

住宅数が世帯数を大きく上回り、環境・エネルギー問題が深刻化するなか、今後は、既存住宅のリフォーム、売買、賃貸等の市場の活性化が期待されますが、そのためには、世代を超えて活用できる安全で良質な住宅ストックが形成され、住宅が社会的資産として適切に維持管理されることが必要となります。

このことを踏まえ、県民の居住ニーズに的確に効果的な対応ができるよう、住宅市場を重視した住まい・まちづくりの施策を展開します。

(3) 他分野との連携による総合的な施策展開

住宅は人生の大半を過ごす基盤であり、その生活にとって欠くことのできないものです。このような住宅において営まれる住生活を豊かなものとするため、居住ニーズを踏まえたソフト面の施策の充実が一層求められています。

こうした中、安全と安心をもたらす地域の防災分野、医療・介護サービス、子育て支援サービス等の福祉分野、良好な街並みや景観の形成を誘導する都市計画・景観分野、県土の保全に資する林業分野、低炭素社会に向けた暮らし方を提案する環

境・エネルギー分野、公共交通分野等の県民生活に深く関わる施策分野との密接な連携を図ることにより、総合的に住まい・まちづくりの施策を展開します。

(4) 地域の住民団体・事業者等との連携による施策展開

地域の風土、伝統、文化等の特性に応じた多様な居住ニーズに的確に対応し、子どもからお年寄りまですべての県民の安全・安心な暮らしを確保するためには、総合的かつきめ細かな施策展開を図ることが必要となります。

その際、地域の実情を最もよく把握する市町村の役割は大きく、県は広域的な観点から市町村施策に対する必要な支援や情報提供を行います。

また、これまで以上に地域の資源や特性を活かし地域に密着した施策を推進する観点から、行政と住まい・まちづくりに主体的に取り組む地域住民の団体、民間事業者、NPO、ボランティア団体等新しい担い手となる多様な主体との連携を図ります。

(5) 効果的・効率的な施策展開

住まい・まちづくり計画に基づく施策の推進に当たっては、民間の知恵と資金を最大限に活用することを基本とします。また、効果的かつ効率的に施策を推進するため、生命、財産に及ぼす影響の大きさ、健康で文化的な生活の確保の必要性などから、県民の住生活の安定を確保するために必要な施策、環境負荷の低減に貢献する等の効果を有する施策等に重点を置きます。

さらに、高い生産誘発機能を有する住宅投資による内需拡大効果を最大限発揮するため、環境対応、高齢者対応等の成長分野を重視した住まい・まちづくり施策を展開します。

2 目標と成果指標

住まい・まちづくりの3つの視点及び6つの目標並びに成果指標及び参考指標は次のとおりです。

(参考)

- ・ 成果指標:目標の達成状況を定量的に測定するために設定
- ・ 参考指標:計画に関連して把握していくものとして設定(目標値は設定しない。)

(居住者の視点)

目標1 子育てしやすい住まいの実現

良質な住宅の確保や子育てしやすい居住環境の実現を図ります。

目標2 高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの実現

バリアフリー化やサービス付き高齢者向け住宅の供給等を促進します。

成果指標	現況	目標(R12)
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率(65歳以上の者が居住する住宅のうち、2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当するものの割合)	47% (H30)	75%
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2% (R2)	3.5%

目標3 住宅確保要配慮者の居住の確保

民間賃貸住宅や公営住宅の供給を促進します。

成果指標	現況	目標(R12)
居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	0%	50%

(住宅ストックの視点)

目標4 良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現

良質な住宅ストックの形成や省エネ化を促進します。

成果指標	現況	目標(R12)
新築住宅における認定長期優良住宅の割合(長期優良住宅の認定戸数の新設住宅着工戸数に対する割合)	10% (R2)	20%
新築住宅における住宅性能表示の実施率(設計住宅性能評価の実施戸数の新設住宅着工戸数に対する割合)	9% (R2)	20%
住宅の耐震化率(新耐震基準(1981(S56)年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合)	80% (H30)	91%
省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅の割合)	47% (H30)	64%
参考指標	過去	現況
持ち家比率	77% (H30)	77% (R2)
住宅の延べ床面積	150 m ² (H25)	144 m ² (H30)

目標5 安全で良好な居住環境の実現

災害に強く、良好な居住環境の整備や空き家の利活用等を促進します。

成果指標	現況	目標 (R12)
建築協定等の件数(建築協定、景観づくり住民協定及び緑地協定の件数)	94 (R2)	109
市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数	510 物件 (H27～ R2.3)	1,000 物件 (R3～R12)
居住目的のない空き家数	3.2 万戸 (H30)	4 万戸程度 に抑える

(産業の視点)

目標6 住生活を豊かにする産業の発展

県産材の活用等を促進します。

3 供給目標(高齢者向け賃貸住宅等、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅、公営住宅)

3-1 高齢者向け賃貸住宅等の供給目標

(1) 高齢者向け賃貸住宅等の現状

高齢者向け賃貸住宅	老人ホーム等
サービス付き高齢者向け住宅2,522戸(令和2年度末時点における住宅ストック(登録済の戸数))	富山県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画のとおり

(2) 具体的な施策

- ・ サービス付き高齢者向け住宅制度の周知と情報提供
- ・ サービス付き高齢者向け住宅整備に係る県や市町村の相談体制の充実
- ・ 整備に係る国の補助制度や所得税や法人税などの税制優遇措置、住宅金融支援機構の融資制度などの事業者に対する情報提供

(3) 供給の目標

県内における高齢者向け賃貸住宅等の令和12年度までの供給の目標を、以下のように設定します。

高齢者向け賃貸住宅	老人ホーム等
サービス付き高齢者向け住宅について、約5,000戸の供給を目指す。(令和12年度末時点における住宅ストック(登録済の戸数))	富山県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画により要介護・要支援者の増加に対応した施設の増加を目指す。

3-2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 民間賃貸住宅

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地域における空き家・空き室を有効活用とセーフティネット住宅の登録の促進を図ります。

セーフティネット住宅は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅であり、登録する際には、その規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。

令和12年度までに、民間賃貸住宅の空き家等の活用により累計15,800戸の登録を目指します。なお、令和2年度末時点の登録住宅は645戸です。

(2) 公営住宅(下記3-3のとおり)

3-3 公営住宅の供給の目標量

住生活基本法第17条に規定する「公営住宅の供給の目標量」の設定に当たっては、住生活基本計画(全国計画)に則して、県内における公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯数を把握したうえで、公営住宅の供給の目標量を設定します。

(1) 県内の公的賃貸住宅の現状

令和2年度末時点における県内の公的賃貸住宅の管理戸数は、次のとおりです。

区分		管理戸数
公営住宅	県営住宅	2,612戸
	市町村営住宅	8,436戸
計		11,048戸

これらを有効活用し、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な世帯に対する住宅セーフティネットの構築を図ります。

その他、公的賃貸住宅として、特定優良賃貸住宅等があります。

(2) 公営住宅の主な施策対象

公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯として、公営住宅入居資格者のうち主に次の世帯を施策の対象とします。

- ① 最低居住面積水準(別紙1)未満の世帯
- ② 最低居住面積水準以上で高家賃負担率の世帯
- ③ 高齢者、障害者等の市場で入居制限を受けやすい世帯
- ④ 子育て世帯等の市場では適切な賃貸住宅が供給されにくい世帯
- ⑤ 犯罪被害者等の一時的かつ緊急に住宅を要する世帯
- ⑥ 公営住宅の建替え等による再入居を要する世帯

(3) 公営住宅の供給の目標量

計画期間(10年間)の公営住宅の供給の目標量を次のとおり設定します。

計画期間	公営住宅の供給の目標量
令和3～12年度	7,500戸

上記の公営住宅は、次により供給します。

- ① 既存公営住宅で発生する空き家の入居者募集
- ② 公営住宅の整備(新規建設、建替え、買取り、借上げ)

第4章 住まい・まちづくり施策

3つの視点及び6つの目標に基づき、次のとおり住まい・まちづくりの基本的な施策を掲げます。

(居住者の視点)

目標1 子育てしやすい住まいの実現

- 1 良質な住宅の確保
- 2 子育てしやすい居住環境の実現

目標2 高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの実現

- 3 バリアフリー化等の促進
- 4 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
- 5 サービス付き高齢者向け住宅等の管理適正化及び高齢者居宅生活支援体制の確保

目標3 住宅確保要配慮者の居住の確保

- 6 民間賃貸住宅の供給・円滑入居の促進及び管理適正化
- 7 公営住宅の供給促進
- 8 災害時の住まいの確保

(住宅ストックの視点)

目標4 良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現

- 9 良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促進
- 10 耐震化等の促進
- 11 省エネ化の促進

目標5 安全で良好な居住環境の実現

- 12 災害に強いまちづくり
- 13 良好な居住環境の整備の促進
- 14 空き家の発生抑制・利活用・除却

(産業の視点)

目標6 住生活を豊かにする産業の発展

- 15 県産材の活用
- 16 新技術の導入促進

(居住者の視点)

目標1 子育てしやすい住まいの実現

1 良質な住宅の確保

(1) 子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進

- ・ 住宅内テレワークスペースを確保するための改修や防音性・省エネルギー性能・防犯性を向上するための改修を促進します。

(2) ユニバーサルデザインの普及

- ・ 誰もが安全・安心に暮らせる住宅のユニバーサルデザイン化を促進します。

2 子育てしやすい居住環境の実現

(1) 子育て世帯等の安心居住支援

- ・ 家事・育児の負担の軽減が期待できる、三世帯同居、近居等を促進するため、民間金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構と協力し、子育て世帯の住宅取得やリフォームに対し支援します。
- ・ 賃貸住宅の家主が子育て世帯に対しても安心して住宅を提供できる家賃の債務保証制度の普及を図ります。

(2) 医療・福祉や子育て支援のサービス施設と共同住宅の併設促進

- ・ 多世代の交流により地域社会の発展を目指すため、福祉施策との連携を推進し、地域の福祉拠点等ともなる介護施設、デイサービス施設等の医療・福祉サービス施設や、託児施設等の子育て支援サービス施設と共同住宅との併設を促進します。

目標2 高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの実現

高齢者、障害者等が自立度に応じた生活を営める住まいを実現します。

3 バリアフリー化等の促進

(1) 耐震改修・バリアフリー改修・断熱改修等の推進

- ① 高齢者や障害がある人等が安全で快適に住み慣れた自宅で暮らせる環境を整えるため、バリアフリー改修のみならず、耐震改修、断熱改修等により、住宅性能が向上するリフォームを推進します。

(具体例)

- ・ 長寿社会対応住宅改造事例集(富山県)の周知
- ・ 耐震改修で安心な住まいー耐震改修工事事例集ー(富山県)の周知

- ② 高齢者が安心して生活できるよう、親子が身近に感じられる同居・隣居・近居を推進します。

- ③ 県は、県及び市町村や住宅金融支援機構などが実施している補助・融資制度のほか、介護保険制度等の周知を図ります。

(制度例)※制度により支援対象が異なります。

- ・ 介護保険給付(住宅改修)
- ・ 日常生活用具等給付(住宅改修)
- ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業(県・市町村)
- ・ 高齢者が住みよい住宅改善支援事業(県から市町村への補助)
- ・ 在宅重度障害者住宅改善事業(県から市町村への補助)
- ・ 住みよい家づくり資金融資制度(県)

- ・生活福祉資金貸付制度(富山県社会福祉協議会)
- ・高齢者向け返済特例制度を利用したリフォーム融資(住宅金融支援機構)

(2) リフォームに対する適切な情報提供とリフォーム業者の資質の向上

- ① 高齢者や障害がある人等が安心して住宅リフォームが行なえるよう、建築士等の専門家を活用した相談体制の一層の充実を図り、個々の状態に応じた生活しやすい住環境づくりを推進します。
- ② リフォーム技術の開発と普及を促進するため、インターネット等を活用した情報提供により、住宅リフォーム業者の資質の向上を図ります。

(具体例)

- ・「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(国土交通省)、「高齢者の住まいの改善に向けて」((一財)高齢者住宅財団)等、高齢者が居住する住宅の設計にかかる指針の普及推進
- ・「既存住宅の省エネ改修ガイドライン」((一財)建築環境省エネルギー機構)の普及推進
- ・リフォームに関する相談窓口の設置(とやま住宅相談所、地域住宅相談所)
- ・国が実施する住宅リフォーム事業者団体登録制度の周知
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人によるリフォーム瑕疵保険の普及推進
- ・前述の補助、融資制度等の周知

4 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進

(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

- ① 高齢者世帯等が安心して暮らすための住まいとして、一定の面積・設備・バリアフリー性能を備え、状況把握サービス、生活相談サービス及びその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の供給を、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した上で、促進します。
- ② 登録されたサービス付き高齢者向け住宅についての情報をホームページに掲載し、情報提供を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅の整備に係る各種支援制度などの普及を図ります。

(制度例)

- ・整備に係る国の補助制度や所得税や法人税などの税制優遇措置、住宅金融支援機構の融資制度

(2) 老人福祉施設等の整備促進

- ① 市町村(保険者)による地域密着型の施設サービス基盤(小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム)の計画的な整備を促進します。
- ② 特別養護老人ホーム等におけるユニット化の整備を促進する等、施設における生活環境の改善を図ります。
- ③ ユニットケア・小グループケアなどによる個別ケアを促進する等、施設ケアの質の向上を図ります。
- ④ 障害のある人の地域での住まいの場であるグループホーム(障害のある人と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホーム等)の整備を促進します。

(3) 公的賃貸住宅による住宅セーフティネットの形成

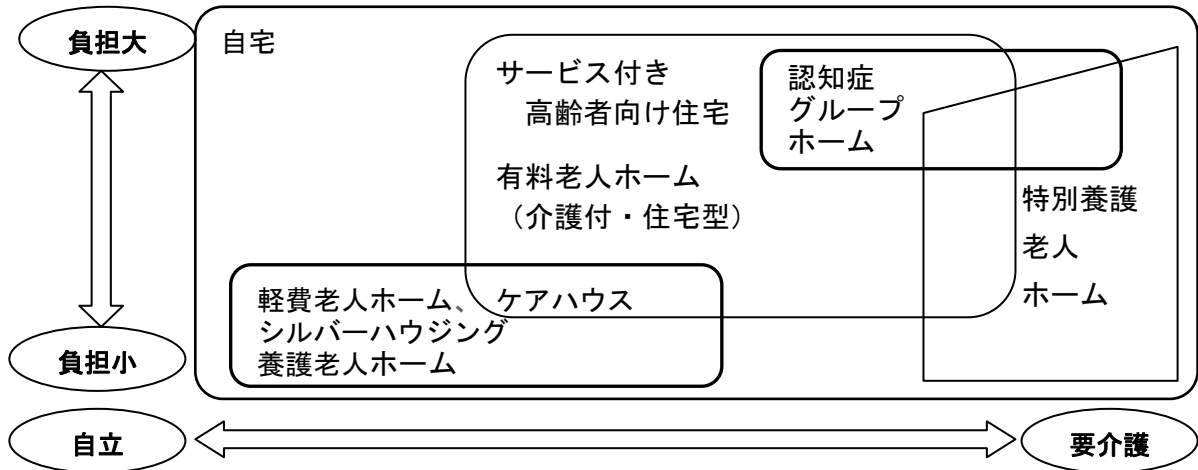
公営住宅等の適正な管理運営の実施やバリアフリー化、緊急通報システムの導入等を促進すること等により高齢者等の居住の安定確保を図ります。

(具体例)

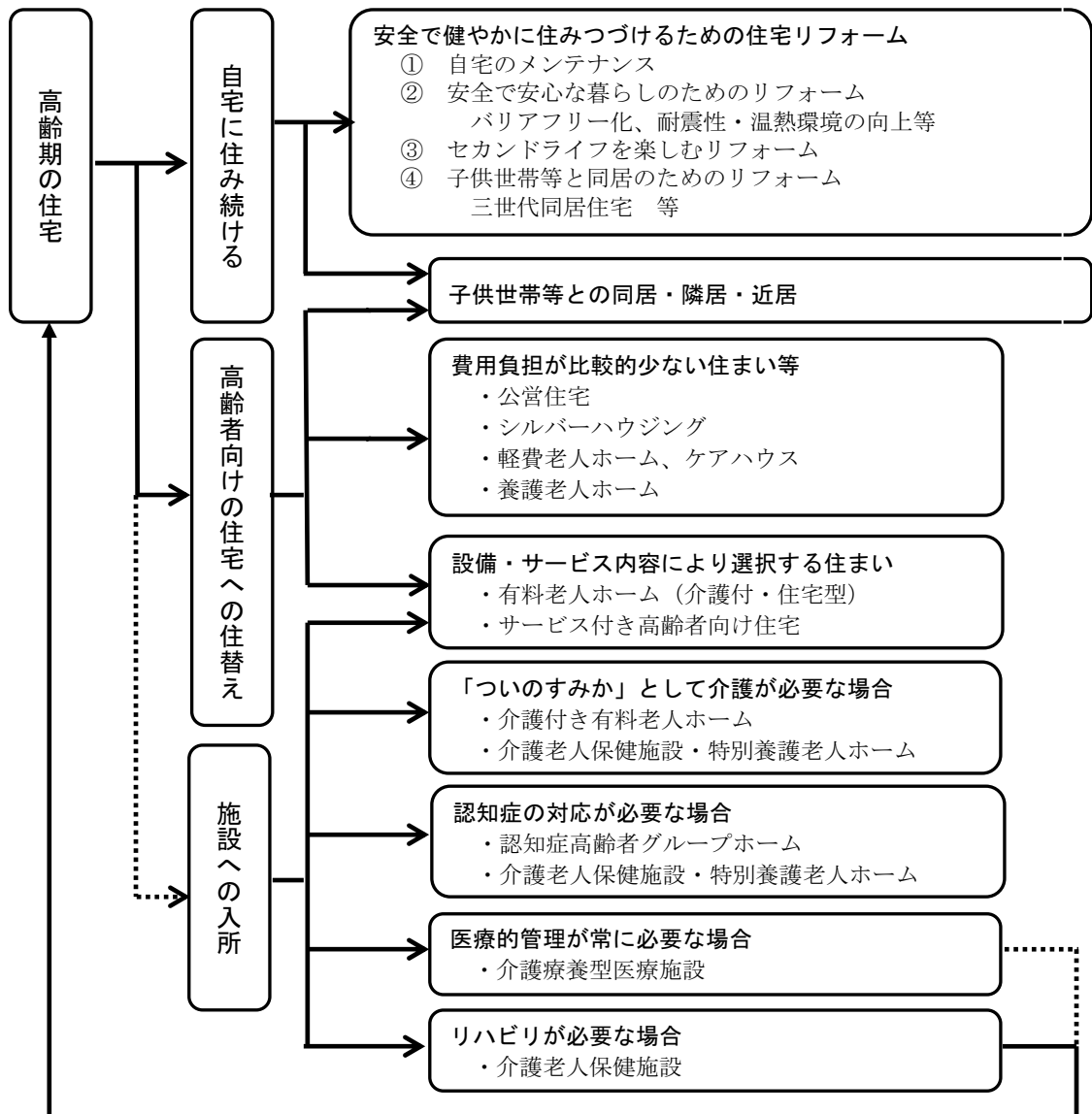
- ・ 高齢者世帯や障害者世帯の公営住宅への優先的な入居や低層階への住み替え支援
- ・ 公営住宅のバリアフリー化の促進
- ・ 公営住宅へ的高齢者居宅生活支援施設の合築・併設の促進
- ・ 緊急通報システムの導入等による安否確認体制の充実
- ・ 公営住宅団地整備に伴うシルバーハウジング設置の推進

(参考)

- ・ 高齢者向けの住宅・施設の位置づけ



- ・ 高齢者向けの住宅・施設の選び方(参考例)



5 サービス付き高齢者向け住宅等の管理適正化及び高齢者居宅生活支援体制の確保

(1) 高齢者向け賃貸住宅事業者や生活支援サービス提供事業者における適正な管理の促進

- ① サービス付き高齢者向け住宅の事業者に対し、定期的な報告を求めることにより、入居者に対する適切なサービスの提供や適正な管理を促進します。
- ② 必要に応じて、関係法令に基づく助言・指導を行うとともに、立入検査等の監督を適切に行います。

(参考)

- ・ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理に係る指針(国土交通省)
- ・ 富山県有料老人ホーム設置運営指導指針

- ③ 国の補助制度を活用し、リフォームした高齢者向け賃貸住宅について、必要に応じて、同様に報告等を求めます。

(2) 介護サービス提供事業者によるサービス提供の適正化

高齢者向け賃貸住宅において、運営事業者による過剰な介護保険サービスの提供や自社の介護利用を入居条件とすること等による入居者とのトラブルが発生しないように介護保険サービスの適正提供を目的として、入居者の居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)に対して助言・指導を行うとともに、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所への定期的な実地指導や、必要に応じて報告徴収、立入検査等を行います。

(3) 介護との連携による在宅医療の推進と生活支援・介護予防サービスの充実

- ① 医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者に対して、24時間365日対応可能な在宅ケアの体制を強化するため、在宅医療・在宅介護サービスや在宅療養を支援するサービス基盤の整備を促進し、在宅医療に取り組む医師の確保や訪問看護の機能強化を支援します。
- ② 多様な主体による介護予防・生活支援サービス提供体制を確保するため、「生活支援コーディネーター」を養成するとともに、元気高齢者の活動支援や「ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業」の推進によりサービスの担い手の確保に取り組みます。

目標3 住宅確保要配慮者の居住の確保

住宅確保要配慮者の居住の安定(セーフティネット)を確保します。

住宅確保要配慮者の範囲は次のとおりです。

① 法で定められた者

- ・ ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者
- ・ 被災者(発災から3年以内の災害又は大規模災害によるものに限る。)
- ・ 高齢者
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・ ひとり親家庭等の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)を養育する者

② 規則で定められた者

- ・ 外国人
- ・ 中国残留邦人
- ・ 児童虐待を受けた者

- ・ ハンセン病療養所入所者等
 - ・ DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
 - ・ 拉致被害者
 - ・ 犯罪被害者
 - ・ 生活困窮者
 - ・ 更生保護対象者
 - ・ 生活困窮者自立支援法による援助者
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害被災者
- ③ 本計画で定める者
- ・ 海外からの引揚者
 - ・ 新婚世帯
 - ・ 原子爆弾被爆者
 - ・ 戦傷病者
 - ・ 児童養護施設退所者
 - ・ LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)
 - ・ UIJターンによる転入者
 - ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
(※ 近隣に居住する必要がある介護士、保育士等)

6 民間賃貸住宅の供給・円滑入居の促進及び管理適正化

(1) 住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の促進

- ① 住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空き家のある民間賃貸住宅の改修工事に対して支援を行う国の事業の活用を促進することなどにより、住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅(セーフティネット登録住宅等)の供給を促進します。
- ② 公営住宅や地域優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の供給を促進します。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

① セーフティネット登録住宅の確保及び登録事業者への指導監督

- ・ 説明会やセミナーの開催、パンフレットの作成等、賃貸住宅のオーナーや不動産事業者等の関係者に対し、当制度の情報を分かりやすく継続的に提供します。
- ・ 空き家対策との連携を図り、市町村の空き家バンクの情報を活用し、所有者又は居住支援法人に有効活用したい意向がある場合は、所有者にセーフティネット登録住宅としての活用を働きかけます。
- ・ 入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性について、できるだけ多くの属性を選択するよう、登録事業者に働きかけます。

(参考)

- ・ 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」(国土交通省)

② 居住支援

- ・ 富山県居住支援協議会の活動を推進します。(福祉・再犯防止部局との連携による住まい支援の推進等(福祉部局が展開する生活困窮者自立支援等の「断らない相談窓口」との連携等))
- ・ 住宅確保要配慮者に応じた居住支援施策を推進します。(NPO 法人等による居住支援活動(就労等を見据えた自立支援や入居中の見守り等を含む。))の支援

(公営住宅等の空き住戸の活用、福祉部局との連携))

- ・ 市町村居住支援協議会の設立や市町村賃貸住宅供給促進計画の策定を促進するため、市町村に対し、情報提供(制度設立の手続き等)や事例紹介、不動産関係団体と居住支援法人等との意見交換を行う場づくりなどの支援を行います。
- ・ 居住支援法人の指定を推進し、また、指導監督を行います。

③ 経済的支援

- ・ 国が実施している空き家を含めた既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用住宅とする場合の改修費支援「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の活用について、賃貸人への普及に努めます。
- ・ 住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化にかかる補助を市町村が実施しやすくなるよう情報提供するなどの支援を行います。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

- ① 賃貸住宅やセーフティネット登録住宅の管理の適正化を図るため、トラブル防止ガイドラインの作成・周知、入居拒否・入居差別を受けた場合の相談窓口の設置等を推進します。
- ② 不動産関係団体と連携し、民間賃貸住宅の家主等に対するセミナーの実施や、パンフレットの配布等による啓発を図ります。
- ③ 人権施策推進部門と連携し、広く県民に対し、人権意識の啓発を図ります。

7 公営住宅の供給促進

真に住宅に困窮する低額所得者や健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準(「最低居住面積水準」別紙1)未満の世帯に対して、公営住宅を的確に供給します。

(1) 県と市町村の適切な役割分担による供給

- ① 公営住宅は、住宅セーフティネットとしての役割が大きく、住民生活に最も身近な公共団体である市町村の福祉行政との連携が非常に重要です。このため、公営住宅の供給は、市町村が中心的な役割を担うこととします。
- ② 県は、市町村と連携しつつ、既存の県営住宅ストックの有効活用を図るとともに、必要に応じて県営住宅の集約や建替えについて検討します。
- ③ 公営住宅の整備・管理に際しては、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFI も含め、民間事業者の様々なノウハウや技術の活用を推進します。

(2) 長寿命化等による有効活用

- ① 県内には、昭和 40～50 年代に建設された公営住宅ストックが数多くあります。耐用年数が短い木造や簡易耐火構造の公営住宅については、計画的な建替えを促進し、耐用年数が長い耐火構造の公営住宅については、公営住宅長寿命化計画に基づき、定期的な点検及び予防保全的な修繕・改善により長寿命化を図ります。
- ② 入居者の高齢化が進行しているため、高齢者や障害者等への対応が不十分な公営住宅については、住戸内のバリアフリー化や共用階段の手すりの設置を推進します。
- ③ 公営住宅の入居世帯属性のバランスがとれたコミュニティ(ミクストコミュニティ)の形成を促進します。

8 災害時の住まいの確保

- ① 大地震等の自然災害により多くの住宅等が被害を受けた場合は、被災者に対する早急な公営住宅等の一時提供及び応急仮設住宅の建設を行います。

(県の取り組み例)

- ・ 応急仮設住宅の建設に関する協定(一般社団法人プレハブ建築協会)
- ・ 災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定(一般社団法人全国木造建設事業協会)

- ② 必要に応じて、不動産関係団体と連携し、民間賃貸住宅への入居の円滑化を図り、また、空き家を借り上げて被災者に提供する(賃貸型応急住宅の円滑提供)等、民間賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。

(県の取り組み例)

- ・ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定(公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部)
- ・ 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定(公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)

(住宅ストックの視点)

目標4 良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現

9 良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促進

- ① 良質な住宅ストックを形成するための指針(別紙2「住宅性能水準」)や多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準(別紙3「誘導居住面積水準」)等の活用により、将来世代に住み継がれる良質な住宅ストックの普及・形成を促進します。
- ② 住み継がれる良質な住宅をストックするため、長期優良住宅の普及を促進し、また、リフォームを支援します。

(長期優良住宅に関する国の動向)

- ・ 共同住宅を長期優良住宅として住棟単位で認定する仕組みの導入
- ・ 良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度の創設

(支援策)

- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業(国)
- ・ 各種補助制度(県、市町村)(資料編参照)

(リフォーム例)

- ・ 人命に関わる耐震化
- ・ 高齢者等の日常生活や生活支援を円滑にするバリアフリー化
- ・ ヒートショック防止等の健康増進に役立つ断熱化
- ・ 環境負荷を低減する省エネ化
- ・ 結婚・出産を希望する若年世帯、子育て世帯が必要とする質や広さの確保
- ・ 非接触型の環境整備としての住宅内テレワークスペースの確保、宅配ボックスや自動水栓の設置

- ③ 住宅紛争防止等に関する情報を提供します。

(国の動向)

- ・ 既存住宅に係る紛争処理機能の強化

(既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等)

- ④ 安心して既存住宅を売買でき、適切な維持管理、修繕・リフォームを誘導する既存住宅の性能表示制度の普及を図ります。
- ⑤ マンション管理適正化推進計画の作成及び市町村に対する作成支援を行います。

10 耐震化等の促進

- ① 昭和 56 年以前に着工した木造住宅について、富山県耐震改修促進計画に基づき、早期の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修に対する支援を行います。

(例)

- ・ 木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度(県・市町村)
- ・ 公的機関、民間金融機関のリバースモーゲージのプランの周知

- ② 地震時における家具の転倒防止や危険ブロック塀等の撤去を促進します。
- ③ 住宅の耐震化等の必要性を広く認識してもらうため、講習会の開催やメディアを利用した周知活動を行います。

(例)

- ・ 「ぶるる君」を活用したデモンストレーションにより、地震被害を想像してもらう。
- ・ 耐震改修で安心な住まいー耐震改修工事事例集ー(富山県)の周知

11 省エネ化の促進

- ① ZEH、LCCM 住宅等の省エネ性能の高い住宅の整備、既存住宅の断熱化及び太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入等に対する支援と普及啓発を行います。

(例)

- ・ ZEH、LCCM 住宅等の整備に係る国の支援制度の周知
- ・ 住宅の断熱化、省エネ化に係る施工技術の普及啓発
- ・ 資金融資制度や補助制度による既存住宅の省エネ化に対する支援

- ② レジリエンス機能の強化に資する住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図る V2H(電気自動車から住宅に電力を供給するシステム)の普及を推進します。

目標5 安全で良好な居住環境の実現

12 災害に強いまちづくり

- ① 地域防災計画もふまえ、土砂災害警戒区域等の災害危険区域における開発抑制や、市町村が策定する立地適正化計画と防災との連携強化支援などを通じて、災害に強いまちづくりを目指します。

(国の動向)

- ・ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換
- ・ 災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導
- ・ 水害リスク情報の重要事項説明への追加

- ② 大規模な地震時等に危険な密集市街地において、防災性向上に有効な道路・公園等の公共施設の整備や、延焼・倒壊の危険性の高い住宅等の建替え・除却等による、安全な居住環境の整備を促進します。

- ③ 各市町村が作成した洪水、内水、津波、土砂災害等のハザードマップを活用し、県民に対して居住地域の災害危険性の情報提供と防災に対する県民意識の啓発を行います。

13 良好な居住環境の整備の促進

- ① 良好な居住環境の確保のための水準(「居住環境水準」別紙4)を踏まえた住まい・まちづくりを促進します。
- (参考)富山県成長戦略中間とりまとめ(令和3年8月)(抜粋)
- ・ 富山の自然や風土と、開かれた文化的環境を最適に組み合わせることで、県民にとっても、これから富山に来る人にとっても、居心地がよく、幸福になれるまちづくりを目指します。
- 具体的には、田園地域では、
- コロナ禍で進んだリモートワークや多拠点居住の流れに沿って、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致・拡充を推進します。
 - 自然の美観を破壊しないように、中山間地域などでのオフグリッド・マイクログリッドの実証実験に向けた取組みを推進します。
- 市街地では、
- 新型コロナなどの感染症や自然災害に対応することができる、また、居住者が徒歩圏で日常生活を送ることができる歩きやすいまちづくりに取り組みます。
 - 市街地の開発においては、できるだけ地元の住民が、創意工夫による自由で自主的な事業活動を営める余地を残すとともに、小資本でも創意工夫により改造可能な「ハッカブル」な市街地空間の維持に努めます。
- ② 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観づくり住民協定等の制度を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等により、どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地の整備を促進します。
- ③ 犯罪の危険性に備え、富山県安全なまちづくり条例に基づく防犯上の指針の普及・啓発を行い、犯罪の防止に配慮した、防犯性の高い住まい・まちづくりを促進します。

14 空き家の発生抑制・利活用・除却

- ① 空き家再生等推進事業(国土交通省)等を活用し、市町村が策定した空家等対策計画に基づく取組みを支援します。
- (取組み例)
- ・ 適切な管理の促進、管理不全空家の除却等、空き家の発生抑制、空き家の多様な利活用
- ② 住生活月間等における住教育を推進します。

(産業の視点)

目標6 住生活を豊かにする産業の発展

15 県産材の活用

- ① 「県産材の利用促進に関する基本計画」に基づき、県産材を使った住宅建築や民

間建築物も含めた公共建築物等の木造化や木質化に対する支援を実施するなど、県産材の需要拡大に取り組みます。

- ② 森林クラウドやスマート林業の普及により効率的な出材を促進するとともに、とやま県産材需給情報センターによる需給マッチングの円滑化を推進し、県産材の安定供給体制の整備に取り組みます。

16 新技術の導入促進

- ① 地域の工務店等が、AI、BIM、CLT(直交集成板)、IoT、ロボット、センサー及びドローン等の新技術の導入等により生産性や安全性を向上し、また、多様化する消費者ニーズ、デジタル化(DX)、SDGsに対応するための取り組みを支援します。
- ② DX・働き方改革推進に関する基本方針及びアクションプラン(富山県)に基づき、行政手続きのデジタル化を推進します。

第5章 施策の総合的かつ計画的な推進

1 住まい・まちづくりに関わるすべての主体の連携及び協力

本計画に基づく施策を推進していくためには、国、県、市町村のみならず、県民、住宅関連事業者、保健医療サービス・福祉サービス提供者、さらには、地域住民の団体、NPOなど住まい・まちづくりに関わるすべての主体が相互に連携及び協力することが非常に重要となります。

このため、県においては、関係部局が、これまで以上に緊密な連携・協働を図り、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の実施状況を毎年度とりまとめ、住まい・まちづくりに関わるすべての者に対して幅広く情報提供を行います。

また、地域における多様な居住ニーズに的確に対応した施策を展開していくに当たっては、より地域に密着した市町村の役割が従来にも増して大きくなっています。その市町村においても施策の方向性を示す基本的な計画を策定することを促進し、必要な情報の提供などを通じて支援します。

その際、市町村において、まちづくり施策、福祉施策等の住民生活に深く関わる施策分野との連携を図りながら、総合的な計画策定や施策の実施が可能となるよう、県の関係部局においても緊密な連携のもとに市町村の取組みを支援します。

2 住教育の推進及び住まい・まちづくり支援団体の育成

(1) 住教育の推進

- ① フォーラムの開催や、絵画コンクール等による顕彰を通じ、安全で心豊かな住まいと美しいまちを目指して行う住まい全般に関する住教育を推進します。
- ② 県民自らが快適な住生活を創造、実現できるよう教育現場や、民間事業者・NPO等の関係団体と連携した住教育を推進します。

(2) 住まい・まちづくり支援団体の育成

- ① 住まい・まちづくりに関して専門的・中立的な立場から助言ができるNPOや住民団体等の育成を図ります。
(例)
 - ・ NPO 法人設立に関する講座・相談会の開催支援
 - ・ NPO 法人との各種協働(補助、委託、提案公募、事業協力、協議会等)
- ② 県、建築関係団体は、地域住民団体等が主体的に行う良好な居住環境の整備に対して、助言等を行います。

3 評価の実施と計画の見直し

住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上を図る施策への転換を図るとともに、県民に対する説明責任を果たしながら本計画に基づく施策を機動的に見直していくため、目標の達成度を示す指標を用い、施策の効果について定期的な分析・評価を行います。

なお、本計画は、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格にかんがみ、長期的な目標を提示する観点から、10年間を計画期間として定めていますが、社会経済情勢の変化及び施策の効果等を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととします。

また、施策の効果を的確に分析・評価し、新たな施策の企画・立案に反映させるため、

住宅ストックの現状、住宅関係市場の状況等を継続的に把握することとし、特に、目標の達成度を示す指標については、統計調査により得られるデータに限界があること等の課題があるため、指標の充実が図られるよう、引き続き必要なデータの充実等を進めます。

別紙1 最低居住面積水準(第3章3 3-3(2)、第4章7関係)

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、別紙2の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

- (1) 単身者25㎡
- (2) 2人以上の世帯 $10\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 10\text{㎡}$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

- 2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。
- 3 次の場合には、上記の面積によらないことができる。
 - ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
 - ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

別紙2 住宅性能水準(第4章9、別紙1、別紙3関係)

住宅性能水準は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、その内容は以下のとおりとする。

1 基本的機能

(1) 居住室の構成等

- ① 各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮して、適正な水準を確保する。ただし、都市部における共同住宅等において都市における利便性を考慮する場合は、個人のプライバシー、家庭の団らん等に配慮して、適正な水準を確保する。
- ② 専用の台所その他の家事スペース、便所(原則として水洗便所)、洗面所及び浴室を確保する。ただし、適切な規模の共用の台所及び浴室を備えた場合は、各居室には専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所を確保すれば足りる。
- ③ 世帯構成に対応した適正な規模の収納スペースを確保する。

(2) 共同住宅における共同施設

- ① 中高層住宅については、原則としてエレベーターを設置する。
- ② バルコニー、玄関まわり、共用廊下等の適正な広さを確保する。
- ③ 集会所、子供の遊び場等の設置及び駐車場の確保に努める。
- ④ 自転車置場、ゴミ収集スペース等を確保する。

2 居住性能

(1) 耐震性等

想定される大規模地震・暴風等による荷重・外力に対し、構造躯体が倒壊等に至らないように、耐震性能を含む構造強度について、適正な水準を確保する。

(2) 防火性

火災に対して安全であるように、延焼防止及び覚知・避難のしやすさについて、適正な水準を確保する。

(3) 防犯性

外部からの侵入を防止するため、出入口や窓等の侵入防止対策等について、適正な水準を確保する。

(4) 耐久性

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有するように、構造躯体の劣化防止について、適正な水準を確保する。

(5) 維持管理等への配慮

設備配管等の維持管理・修繕等の容易性について、適正な水準を確保する。また、増改築、改装及び模様替えの容易性について、適正な水準を確保する。

(6) 断熱性等

快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。

(7) 室内空気環境

清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質、石綿等の汚染物質発生防止、換気等について、適正な水準を確保する。

(8) 採光等

窓等の外壁の開口部からの採光等について、適正な水準を確保する。

(9) 遮音性

隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように、居室の界床及び界壁並びに外壁の開口部の遮音について、適正な水準を確保する。

(10) 高齢者等への配慮

加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるように、住戸内、共同住宅の共用部分等について、段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、日常生活の安全性及び介助行為の容易性について、適正な水準を確保する。

(11) その他

家具等の転倒の防止、落下物の防止、ガス漏れ・燃焼排ガスによる事故の防止、防水性、設備等の使いやすさ等について、適正な水準を確保する。

3 外部性能

(1) 環境性能

自然エネルギーの利用、断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化、断熱材のノンフロン化等について、適切な水準を確保する。また、建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用、雨水・雑排水の処理・有効利用、敷地内の緑化等について、適切な水準を確保する。

(2) 外観等

外壁、屋根、門扉等の配置及びデザインの周辺との調和について、適切な水準を確保する。

別紙3 誘導居住面積水準(第4章9関係)

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、別紙2の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 一般型誘導居住面積水準

- ① 単身者55㎡
- ② 2人以上の世帯 $25\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 25\text{㎡}$

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

- ① 単身者40㎡
- ② 2人以上の世帯 $20\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 15\text{㎡}$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

3 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

別紙4 居住環境水準(第4章 13 関係)

居住環境水準は、地域の実情に応じた良好な居住環境の確保のための指針となるものであり、それぞれの項目が、地域における居住環境の現状、課題等を把握し、整備、誘導等の方向性を示すための要素となる。

居住環境水準の内容は、以下のとおりとする。

(1) 安全・安心

- ① 地震・大規模な火災に対する安全性
地震による住宅の倒壊及び大規模な火災に対して安全であること。
- ② 自然災害に対する安全性
津波、高潮、出水、がけの崩壊等の自然災害に対して安全であること。
- ③ 日常生活の安全性
生活道路の安全な通行及び犯罪発生防止に配慮されていること。
- ④ 環境阻害の防止
騒音、振動、大気汚染、悪臭等による居住環境の阻害がないこと。

(2) 美しさ・豊かさ

- ① 緑
緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受することができること。
- ② 市街地の空間のゆとり・景観
住戸及び住棟の隣棟間隔、空地等を有し、日照、採光、眺望、プライバシー等が立地条件等に応じて適切に確保されていること。また、地域の気候・風土、歴史、文化等に即して、良好な景観を享受することができること。

(3) 持続性

- ① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性
バランスのとれた地域の良好なコミュニティの維持、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。
- ② 環境負荷への配慮
環境への負荷の低減に配慮したまちの構成であること。

(4) 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ

- ① 高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ
高齢者、子育て世帯等が日常生活を支える各種サービスに容易にアクセスできること。
- ② ユニバーサルデザイン
高齢者、障害者をはじめとする多様な者の円滑な移動の経路が確保されていること。

第3章 1.理念と基本的な方針 第3章 2.目標と成果指標の「目標」 第4章 住まい・まちづくり施策 第3章 2.目標と成果指標の「成果指標」

<p>基本的な方針 (横断的な視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な施策展開 地域の住民団体・事業者等との連携による施策展開 他分野との連携による総合的な施策展開 住宅市場機能を重視した施策展開 住環境や持続性を重視した施策展開 	<p>基本理念</p> <p>安全で心豊かな住まいと美しいまちを目指して</p>	<p>視点</p> <p>居住者の視点</p>	<p>目標</p> <p>1 子育てしやすい住まいの実現</p> <p>2 高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの実現</p> <p>3 住宅確保要配慮者の居住の確保</p>	<p>施策(大項目)</p> <p>1 良質な住宅の確保</p> <p>2 子育てしやすい居住環境の実現</p> <p>3 ハリアフリー化等の促進</p> <p>4 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進</p> <p>5 サービス付き高齢者向け住宅等の管理適正化及び高齢者居宅生活支援体制の確保</p> <p>6 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進及び管理適正化</p> <p>7 公営住宅の供給促進</p> <p>8 災害時の住まいの確保</p>	<p>施策(小項目)</p> <p>(1) 子育てしやすい家事負担の軽減に資するリフォームの促進</p> <p>(2) ユニバーサルデザインの普及</p> <p>(1) 子育て世帯等の安心居住支援</p> <p>(2) 医療・福祉や子育て支援のサービス施設と共同住宅の併設促進</p> <p>(1) 耐震改修・バリアフリー改修・断熱改修等の促進</p> <p>(2) リフォームに対する適切な情報提供とリフォーム業者の資質の向上</p> <p>(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進</p> <p>(2) 老人福祉施設等の整備促進</p> <p>(3) 公的賃貸住宅による住居サービスの形成</p> <p>(1) 高齢者向け賃貸住宅事業者や生活支援サービス提供事業者における適正な管理の促進</p> <p>(2) 介護サービス提供事業者によるサービス提供の適正化</p> <p>(3) 介護との連携による在宅医療の推進と生活支援・介護予防サービスの充実</p> <p>(1) 住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の促進</p> <p>(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p> <p>(1) 県と市町村の適切な役割分担による供給</p> <p>(2) 長寿化等による有効活用</p> <p>(1) 公営住宅等への一時提供、応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 民間賃貸住宅ストックの有効活用</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及とリフォーム支援</p> <p>(2) 住宅紛争防止等に関する情報提供</p> <p>(3) 既存住宅の性能表示制度の普及</p> <p>(4) マンション管理適正化推進計画の作成</p> <p>(1) 耐震診断や耐震改修に対する支援</p> <p>(2) 家具転倒防止や危険ブロック塀等撤去の促進</p> <p>(3) 講習会やメディアを利用した周知活動</p> <p>(1) ZEH等の省エネ住宅の整備支援</p> <p>(2) レジリエンス機能の強化(V2H等)</p> <p>(1) 開発許可制度等を通じた立地抑制・誘導</p> <p>(2) 密集市街地の防災性向上等</p> <p>(3) ハザードマップ活用等、県民意識の啓発</p> <p>(1) 居住環境水準を踏まえた住まい・まちづくり</p> <p>(2) 建築協定や景観協定の活用</p> <p>(3) 防犯上の指針の普及・啓発</p> <p>(1) 空家等対策計画に基づき市町村施策の支援</p> <p>(2) 住生活月間における住居教育の推進</p> <p>(1) 県産材の需要拡大の整備</p> <p>(2) 県産材の安定供給体制の整備</p> <p>(1) 新技術の導入等に対する支援</p> <p>(2) 行政手続きのデジタル化の推進</p>	<p>目標</p> <p>1 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 4.7% (H30)</p> <p>2 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 2% (R2)</p> <p>3 居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率 0% (R2)</p> <p>4 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 10% (R2)</p> <p>5 新築住宅における住宅性能表示の実施率 9% (R2)</p> <p>6 住宅の耐震化率 80% (H30)</p> <p>7 省エネレベル対策を講じた住宅の比率 4.7% (H30)</p> <p>8 建築協定等の件数(建築協定、景観表示の住宅協定及び緑地協定の件数) 94 (R2)</p> <p>9 市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数 510物件 (H27~R2.3)</p> <p>10 居住目的のない空き家数 3.2万戸 (H30)</p>	<p>備考</p> <p>目標2 関係</p> <p>目標3 関係</p> <p>目標4 関係</p> <p>目標5 関係</p>																					
			<p>3 住宅確保要配慮者の居住の確保</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進及び管理適正化</p> <p>2 公営住宅の供給促進</p> <p>3 災害時の住まいの確保</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>	<p>1 民間賃貸住宅の供給・円滑な居の促進</p> <p>2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>3 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</p>

第3章 3.高齢者向け賃貸住宅等の供給目標等

<p>住宅の供給目標</p>	<p>1 高齢者向け賃貸住宅等 ・高齢者向け賃貸住宅 (中)サービス付き高齢者向け住宅) 約5,000戸 (R12末時点における住宅ストック) ・老人ホーム等 富山県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画により要介護・要支援者の増加に対応した施設増加を目指す。</p> <p>2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅 15,800戸 (R12年度末時点サービス付き高齢者向け住宅ストック)</p> <p>3 公営住宅 7,500戸 (R3~R12) (既存住宅の入居者募集及び新規建設等)</p>
-----------------------	--

第5章 施策の総合的かつ計画的な推進方法

<p>1 すべての主体の連携及び協力</p> <p>2 住教育の推進及び住まい・まちづくり支援団体の育成</p> <p>3 評価の実施と計画の見直し</p>
--

審議経過

1 富山県住まい・まちづくり計画検討懇談会

(1) 開催経過(議事等)

- ① 第1回(令和3年10月13日)
 - ・ 計画の見直しの概要
 - ・ これまでの取り組み、住まいを取り巻く状況
 - ・ 目標、論点、施策、成果指標(検討の方向性)
- ② 第2回(令和3年12月7日)
 - ・ 前回懇談会における委員の主なご意見とその対応
 - ・ 施策体系及び個別施策
 - ・ 成果指標の設定及び目標値
 - ・ 供給目標量の設定(高齢者向け賃貸住宅等、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅、公営住宅)
 - ・ 県営住宅の管理・建替に関する方針
 - ・ 施策の総合的かつ計画的な推進方法
- ③ 第3回(令和4年3月2日)
 - ・ 前回懇談会における委員の主なご意見とその対応
 - ・ パブリックコメント・市町村協議等の結果とその対応
 - ・ その他

(2) 委員名簿

氏名	所属団体等	分野
水野 桂子	専門学校職芸学院 非常勤講師	学識
吉田 聡子	一般財団法人北陸経済研究所 研究員	経済
柴 雅棋 (座長職務代理者)	社会福祉法人富山県社会福祉協議会 専務理事	福祉
近江 吉郎 (座長)	公益社団法人富山県建築士会 会長	建築
石田 保弘	一般社団法人富山県優良住宅協会 会長	住宅
中屋 みゆき	森のくらしM&D 代表者	暮らし
森田 勝美	一般社団法人住教育推進機構 富山支部 住教育インストラクター	住教育・啓発

(順不同、敬称略)

2 県民からの意見聴取

計画に対する意見募集(パブリックコメント)

募集期間:令和4年1月18日(火)から令和4年2月6日(日)まで

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
【県】					
建築住宅課	木造住宅耐震診断支援事業	①木造一戸建てで、2階建て以下のもの ②昭和56年5月31日以前に着工して、建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	県約9割負担 申請者2,000円～6,000円負担	https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/jishin/kj0002134/kj0002134-001-01.html	076-444-3356
建築住宅課	木造住宅耐震改修支援事業	市町村が行う補助事業に対する補助	-	-	各市町村
建築住宅課	住みよい家づくり資金融資制度	【対象】 ①多子同居世帯 ②三世代同居世帯 ③三世代近居世帯 ④県外からの定住世帯 ⑤一般世帯 【条件】 ①～④ 住宅の新築・購入、リフォーム(キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも1つを増設又は改修する工事) ⑤ ブロック塀の安全対策、耐震改修・省エネ・バリアフリー・アスベスト除去のいずれかを含むリフォーム工事	①多子同居世帯 ②三世代同居世帯 融資利率1.6%、利息相当額を全額利子補給 ③三世代近居世帯 ④県外からの定住世帯 融資利率1.6%、利息相当額のうち0.6%を利子補給 ⑤一般世帯 ブロック塀の安全対策、耐震改修を含むリフォーム 融資利率1.7% その他のリフォーム 融資利率1.9%	https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj001921/index.html	076-444-3355
森林政策課	とやまの木で家づくり支援事業	(1)県内に自ら居住するための木造住宅の新築又は増改築 (2)県産材を1㎡以上使用すること (3)県内に事業所を有する業者によって施工すること	使用した県産材1㎡あたり5千円～2万円を補助 限度額40万円	https://www.pref.toyama.jp/1603/sangyou/nourinsuisan/ringyou/kj00010322.html	076-444-3388
高齢福祉課	高齢者が住みよい住宅改善補助金	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する者が行う住宅のバリアフリー改良	補助基準額 ①要介護者90万円 ②自立者45万円 ※県補助1/3、市町村補助1/3、自己負担1/3	-	お住まいの市町村高齢福祉担当課
障害福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	重度障害者の居住する住宅を、その障害に適応するように行うバリアフリー改良	補助基準額:90万円 ①所得税非課税世帯 県補助1/2、市町村補助1/2 ②所得税課税世帯 県補助1/3、市町村補助1/3、自己負担1/3	-	お住まいの市町村障害福祉担当課
税務課	不動産取得税の減免制度	三世代以上の直系親族(*1)が同居するための住宅又は3人以上の子ども(*2)が居住するための住宅を取得した場合に係る不動産取得税の減免(平成28年4月1日から令和4年3月31日までの取得に限る) (*1)同居する最年少の世代に23歳未満の者が含まれていることが必要 (*2)子どもは、23歳未満の者を対象とする ※地方税法に基づく住宅軽減措置(床面積50㎡以上240㎡以下)に加え、床面積の上限を350㎡に引上げ	減免額(地方税法による住宅軽減措置と同様) ①新築住宅・・・1,200万円×税率3% 中古住宅・・・100万円～1,200万円税率3% ②土地・・・次の〔1〕、〔2〕いずれか高い額 〔1〕45,000円 または 〔2〕土地1㎡あたりの評価額×住宅床面積の2倍(上限200㎡)×税率3%	https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kenzei/m06-00/m06-07.html	富山県総合県税事務所 課税第二課 076-444-4505 076-444-4629
【富山市】					
建築指導課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの ④部分耐震改修についても補助対象とする	工事費の4/5(上限100万円) 中心市街地及び公共交通沿線での全体改修の場合 上限130万円	http://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokuto shisouzoubu/kenchikushidoka/kenchikushidoka/kyujyuu-yuudou/matnakaa-kyojyuu/machinakajutakushien_2.html	076-443-2107
居住対策課	まちなかリフォーム補助事業	①対象となる工事費が100万円以上 ②住戸専用面積が75㎡以上 ③世帯の月額所得が44万5千円以下	工事費の10%(上限30万円)	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokuto shisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matnakaa-kyojyuu/machinakajutakushien_2.html	076-443-2112

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
居住対策課	公共交通沿線リフォーム補助事業	①対象となる工事費が100万円以上 ②敷地面積200㎡以上 ③住戸専用面積が100㎡以上 ④世帯の月額所得が44万5千円以下	工事費の10% (上限30万円)	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryoku/toshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/koukyouukoutuu-kyojyuu/koukyouukoutuennsen-rifomu.html	076-443-2112
居住対策課	ふるさと回帰リフォーム等補助事業	親世帯の暮らす住宅をリフォーム等して、10年以上別居していた子世帯が同居する場合(「まちなか」および「公共交通沿線」を除く)	工事費の1/2(上限300万円)	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryoku/toshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/furusatokaiki-rifomu/furusatokaiki-rifomu.html	076-443-2112
居住対策課	公共交通沿線住宅取得支援事業	①一戸建て住宅新築又は購入の場合 敷地面積200㎡以上、住戸専用面積100㎡以上、緑化面積10%以上 ②分譲型共同住宅又は中古住宅購入の場合 昭和56年6月1日以降に着工した建物	金融機関からの借入金額の3% (上限30万円) 上乗せ対象の場合、最大50万円	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryoku/toshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/koukyouukoutuu-kyojyuu/ensenjutakushutoku.html	076-443-2112
居住対策課	まちなか住宅取得支援事業	①一戸建て住宅新築又は購入の場合 住戸専用面積75㎡以上、緑化面積5%以上 ②分譲型共同住宅又は中古住宅購入の場合 昭和56年6月1日以降に着工した建物	金融機関からの借入金額の3%(上限50万円)	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryoku/toshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matimakar-kyojyuu/machinakajutakushien.html	076-443-2112
居住対策課	マルチハビテーション推進事業	所得税非課税世帯者でない、富山県外に住所がある個人で、「まちなか」に住宅を新築又は購入により取得した者	補助額 25万円 上乗せ対象の場合、35万円	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryoku/toshisouzoubu/kyojutaisakuka/kyujyuu-yuudou/matimakar-kyojyuu/multi-habitation.html	076-443-2112
居住対策課	富山市空き家再生等推進事業	【改修】 ①地域活性化や地域課題の解決を目的とした事業であること ②改修後の施設を10年以上活用すること ③現行の耐震基準を満たす施設とすること 【除却】 ①地域活性化や地域課題の解決を目的とした事業であること ②除却後の跡地を5年以上活用すること	①改修費(建物取得費を含む)の2/3(限度額500万円/件) ② 除却費の4/5(限度額160万円/件)	https://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryoku/toshisouzoubu/kyojutaisakuka/akiya-taisaku/akiya05.html	076-443-2112
介護保険課	介護保険(介護予防)居宅介護住宅改修費	要介護・要支援認定を受けている者で、手すり取付や段差解消などの改修工事	改修工事の9～7割(上限20万円)	http://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/kaigohokenka/kakushushikyushinsei.html	076-443-2193
障害福祉課	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業	在宅の、1・2級の視覚障害者又は1・2級の肢体不自由者で、世帯員全てが所得税非課税の場合	対象工事費の50万円以下の部分:全額補助 対象工事費の50万円を超える部分:3分の2補助 上限75万円 ただし、介護保険や日常生活用具の支給での住宅改修費の支給を受けた方は、その対象額を控除した額	http://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/shogaifukushika/shinseisho/hogaifukushisabitsu.html	076-443-2056
障害福祉課	日常生活用具住宅改修費給付事業	①下肢・体幹機能障害3級以上の者 ②難病患者とみとめられ、下肢もしくは体幹機能に障害がある者 ただしその世帯内市町村民税所得割最多課税者が46万円未満に限る。	20万円以内(1割は利用者負担)	http://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/shogaifukushika/nichijoseikatsu.html	076-443-2056
長寿福祉課	ねたきり防止等住宅整備費補助事業	市民税非課税世帯、高齢者(65歳以上)又は高齢者同居親族	対象経費の2/3(上限50万円)	http://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/chojufukushika/netakiriboshitsu.html	076-443-2062

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
環境政策課	省エネ設備等導入補助事業	省エネ設備を新たに導入した者	太陽熱利用システム 3万円、ペレットストーブ、蓄電システム、エネファーム 5万円、地中熱利用システム 10万円（組み合わせは自由、重複も可）一括導入上乗せ加算額（太陽光発電システム、エネファーム、蓄電システムを同時に設置した場合）5万円	http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/ondankataisakukikaku/shoenesetsubihojo.html	076-443-2053
環境政策課	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	市内の自ら居住する住宅に、新たに太陽光発電システム（最大出力2kW以上）を設置し、電力会社と系統連系の契約を結ばれた者	一律5万円 1人（1住宅）あたり1回限り	http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/ondankataisakukikaku/jutakuhat sudenhojo.html	076-443-2053
森林政策課	とやまの木が見える家づくり推進事業	以下の条件を全て満たすもの ①市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅で、使用木材量のうち20%以上市内産材が使用されている ②上記住宅で、床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、20㎡以上市内産材が「使用されている」	厚さ30mm以上の板材 3,000円/㎡ 厚さ30mm未満の板材 2,000円/㎡ 上限 20万円	http://www.city.toyama.toyama.jp/norinsuisanbu/shinrinseisakuka/toyamanoki2.html	076-443-2019
【高岡市】					
建築政策課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5（上限100万円）	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/ku-rashi/jutaku/jose/taishin.html	0766-20-1431
建築政策課	定住促進住宅団地支援事業	市が指定した団地において、土地を購入し3年以内に住宅を建築し居住した者、あるいは住宅付き土地を購入し1年以内に居住した者。購入者と居住者が異なる場合は、2親等以内の親族であること。	3,000㎡以上の宅地開発（上限70万円） 1,000㎡以上、3,000㎡未満の宅地開発50万円以内	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/ku-rashi/jutaku/jose/teju/index.html	0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	一戸建ての住宅又は分譲型共同住宅の取得において、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「まちなか区域内」又は「居住誘導区域内」であること ②「居住誘導区域」の場合：「子育て世帯」又は「UIJターン世帯」であること ③一戸建て住宅建設又は購入の場合：延床面積75㎡以上、緑化面積2%以上 ④分譲型共同住宅購入の場合：たかおか暮らし居住環境指針に適合していること 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・子育て世帯の三世代以上の直系親族の同居	住宅の建設又は購入に係る借入金額の5% まちなか区域：限度額各50万円 居住誘導区域：限度額各20万円 加算条件該当で各5万円 最大10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/ku-rashi/jutaku/jose/takaokagurashi.html	0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	中古住宅又は中古マンションの取得において、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「まちなか区域内」又は「居住誘導区域内」であること ②「居住誘導区域」の場合：「子育て世帯」又は「UIJターン世帯」であること ③中古住宅購入の場合：昭和56年6月1日以降に着工したもの、または耐震性を確認できるもの ④中古マンション購入の場合：延床面積55㎡以上、昭和56年6月1日以降に着工したもの、または耐震性を確認できるものでたかおか暮らし住宅指針に適合するもの 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・子育て世帯の三世代以上の直系親族の同居	中古住宅購入の場合： 購入費の5% 中古マンション購入の場合：購入に係る借入金額の5% まちなか区域：限度額各50万円 居住誘導区域：限度額各20万円 加算条件該当で各5万円 最大10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/ku-rashi/jutaku/jose/takaokagurashi.html	0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	「まちなか区域」での隣接した土地の購入 現在居住している土地、または居住しようとする土地に隣接した30㎡以上の土地を購入すること	限度額30万円	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/ku-rashi/jutaku/jose/takaokagurashi.html	0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	「まちなか区域」で購入した隣接土地上の建物の除却	除却費用の1/3 限度額20万円	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/ku-rashi/jutaku/jose/takaokagurashi.html	0766-30-7291

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
建築政策課	たかおか暮らし支援事業(リフォーム支援)	一戸建て住宅リフォームにおいて、以下のいずれか条件に該当するもの 1. 木造住宅耐震改修支援事業により行う耐震改修にともなうリフォーム 2. 三世帯同居を行うための、台所、浴室、トイレ又は玄関のいずれか2つを複数設置するリフォーム 3. 断熱リフォーム 【補助条件】 ①「まちなか区域内」又は「居住誘導区域内」であること ②対象工事費が30万円以上であること 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・子育て世帯の三世帯以上の直系親族の同居	リフォーム費用の1/3 限度額各20万円 加算条件該当で各5万円 最大10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/jutaku/jose/takaokagurasahi.html	0766-30-7291
建築政策課	空き家バンク住宅取得支援事業	高岡市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入において、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「居住誘導区域」であること ②「子育て世帯」又は「UIJターン世帯」であること UIJターン世帯:世帯主またはその配偶者が市外に1年以上居住、かつ高岡市に転入して2年以内の世帯 子育て世帯:同居する小学校修了前の子供を扶養する世帯(胎児含む) 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・子育て世帯の三世帯以上の直系親族の同居	取得費の5% 上限額20万円 加算条件該当で各5万円 最大10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/jutaku/jose/takaokagurasahi.html	0766-30-7291
建築政策課	空き家改修支援事業	移住する県外移住者が、伝統的の家屋を改修するもので、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「居住誘導区域」であること ②建築後概ね30年以上経過した木造住宅 ③軸組構法で接合金物に頼らない伝統的継手・仕口を用いたもの ④筋交い等の斜材を多用せず貫を用いたもの ⑤屋根に和瓦又は茅葺等伝統的素材を使用したもの ⑥富山県外に継続して1年以上居住し、高岡市に転入して5年以内の者	改修費の2/3 限度額100万円	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/jutaku/jose/takaokagurasahi.html	0766-30-7291
建築政策課	高岡市空き家賃貸活用支援事業	空き家を賃貸として活用するために行うリフォームにおいて、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「居住誘導区域内」であること ②工事完了から1年以内に入居するものと賃貸借契約を締結すること ③賃貸借契約締結から2年間を賃貸物件として活用すること。	対象リフォーム費(空き家取得費含む)の1/3 限度額20万円	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kentiku/kurashi/jutaku/jose/takaokagurasahi.html akiyatintai	0766-30-7291
建築政策課	高岡市空き家除却支援事業	市が実施する老朽度判定で一定以上の評点である(1)老朽危険空き家または(2)老朽空き家の除却で、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①一戸建ての木造住宅 ②市税を滞納していない者 ③(2)については非課税世帯であること	(1)対象経費の1/2 限度額50万円 (2)対象経費の1/3 限度額20万円	-	0766-30-7291
高齢介護課	高齢者住宅改善資金助成事業	65歳以上の高齢者の所得税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方 手すりの設置及び段差解消工事等 ① 要支援・要介護認定者 ② 介護予防・生活支援サービス事業対象者 ③ ①・②以外の方	①対象経費の2/3で60万円以内 ②・③対象経費の2/3で30万円以内	https://www.city.takaoka.toyama.jp/kaigo/kenko/koresha/zaitaku/jutaku.html	0766-20-1372
社会福祉課	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業	次の(1)～(4)のいずれかに該当し、世帯の前年の所得税額が287,500円以下の方 (1)肢体不自由1・2級の方 (2)視覚障がい1・2級の方 (3)内部障がい等で補装具として車いすの交付を受けている方 (4)療育手帳Aの方	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内(改善費用の2/3)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/fukushi/kenko/shogaimono/zaitaku/f-jutaku.html	0766-20-1369
社会福祉課	日常生活用具住宅改修費給付事業	下肢・体幹・移動機能障がい1～3級(6歳以上)の方	20万円以内 (ただし、原則1割は利用者負担)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/fukushi/kenko/shogaimono/zaitaku/jutaku/kaishu.html	0766-20-1369
景観みどり課	緑化基金事業	幅員4m以上の道路に面した場所に、延長が5m以上の生垣を作ること。 樹木の高さは1m以上で、1m当たり2本以上植栽すること。	新設:5万円以内 改修:10万円以内	https://www.city.takaoka.toyama.jp/midori/kurashi/kankyo/hojoi/ikegakizukuri/index.html	0766-20-1417
地域安全課	住宅用太陽光発電高度利用促進補助金事業	・高岡市内の自らが居住または所有する住宅に蓄電池付太陽光発電システムまたはV2Hシステム(電気自動車等と住宅用太陽光発電システムを連携するシステム)を設置する個人 ・市税に滞納がないこと	1件当たり2万円。 また、同一住宅に対して補助金の交付は1回限り。	https://www.city.takaoka.toyama.jp/chian/kurashi/jutaku/jose/taiyoko-hojo.html	0766-20-1352

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
地域安全課	合併浄化槽設置整備事業補助金制度	下水道法第2条第8号に規定する処理区域又は第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域。 農業集落排水事業・地域し尿処理施設等が実施された処理区域又は実施が予定されている地域以外の区域。主として居住の用に供する住宅。	・5人槽 主として、352千円 ・6～7人槽 主として、441千円 ・8～10人槽 主として、588千円 ・11～20人槽 主として、1,002千円 ・21～30人槽 主として、1,545千円 ・31～50人槽 主として、2,129千円	https://www.city.takaoka.toyama.jp/chian/kurashi/suido/shinyo/hojokin.html	0766-20-1353
【魚津市】					
都市計画課	魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金	①転入者または居住誘導区域外の市内居住者で、居住誘導区域内に住宅を取得される方 ②住宅取得額が100万円以上であること	・住宅取得額の4% ・転入者の場合、上限額100万円 ・居住誘導区域外の市内居住者の場合、上限額50万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=18039&cldb=cn&cd=0102	0765-23-1026
都市計画課	魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金	①新婚(婚姻後2年以内)または子育て(中学3年生以下)世帯で、市内に住宅を取得される方 ②住宅取得額が100万円以上であること	・住宅1棟当たり50万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=18040&cldb=cn&cd=0102	0765-23-1026
都市計画課	魚津市木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの ③在来軸組工法によるもの ④(財)日本建築防災協会による一般診断、精密診断等により耐震診断を行った住宅で、診断結果が総合判定1.0未満のもの	対象工事費の4/5(上限100万円)	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=423	0765-23-1031
都市計画課	魚津市危険老朽空家対策支援事業	①市内の個人の1戸建ての居住用空き家で、長期にわたり使用されていないもの ②物権又は賃借権が設定されていないもの ③要綱に定める危険老朽空家の測定基準が90点数以上のもの ④本人及び同居の親族が、市税等を滞納していないこと ⑤市内の業者により解体を行うこと ⑥補助金の交付を申請しようとする月の属する年度(4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度)において、本人及び同居の親族に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計が600万円未満であること ⑦この補助金を受けたことがないこと	解体工事費の1/3 危険老朽空家の測定基準に基づく評点90点以上150点未満のもの 上限10万円 150点以上のもの 上限50万円 居住誘導区域内の場合、一律10万円を加算	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=10219	0765-23-1031
社会福祉課	魚津市高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方	対象工事費の2/3 ・要介護認定者等 : 上限60万円 ・自立者 : 上限30万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=540	0765-23-1007
社会福祉課	魚津市在宅重度障害者住宅改善費助成事業	在宅の重度障がい者(①または②)の既存の住宅を改善する場合(所得制限あり) ①身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害1・2級のもの、肢体不自由1・2級のもの、又は、内部障害のもので法律の規定により車椅子の給付を受けているもの ②療育手帳Aの交付を受けている者	・所得税非課税世帯: 上限90万円 ・所得税課税世帯 : 上限60万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=1189	0765-23-1005
社会福祉課	魚津市日常生活用具給付等事業	在宅で下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害程度等級3級以上	20万円以内(但し、原則1割は利用者負担)	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=1189	0765-23-1005
上下水道課	魚津市合併浄化槽設置整備事業	公共下水道、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の認可区域以外の区域。主として居住の用に供する住宅	・5人槽:35.2万円 ・6～7人槽:44.1万円 ・8～10人槽:58.8万円	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=2750	0765-23-1038
上下水道課	魚津市水洗便所改造資金あっせん及び利子補給金交付事業	市税及び下水道受益者負担金を滞納していない者	支払った利子額または2%で計算した利子額のいずれか低い額 ・補給対象支払限度額100万円 ・期間 3年	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuide/Dtl.aspx?servno=1926	0765-23-1038
【氷見市】					

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
都市計画課	氷見市木造住宅耐震改修支援事業補助金	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/toshikeikaku/3/1268.html	0766-74-8079
地域振興課	氷見市定住マイホーム取得支援補助金	住宅の取得時において次のいずれかに該当するもの(新築、中古ともに可)。①市内在住者 子育て世帯又は新婚世帯に属する方、居住誘導区域内で住宅を取得した方、取得した住宅で三世代同居(近居)をする方 ②転入者 市内に転入した日以後2年を経過しないものであって、当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった方 ※居住誘導区域内で住宅を取得した方、取得した住宅で三世代同居(近居)をする方に加算あり	①補助上限額60万円 ②補助上限額140万円 新築の場合、取得費用の1/10以内 中古の場合、(当該住宅の土地を含む)取得費用の1/2以内	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1653.html	0766-74-8075
地域振興課	氷見市住宅リフォーム支援補助金	次のいずれかに該当すること ①市外から転入し、空き家を購入し、居住のためのリフォームをした者 ②三世代同居のために住宅のリフォームをした者	最大50万円(リフォーム費用の1/2上限)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1657.html	0766-74-8075
地域振興課	氷見市危険老朽空き家対策事業補助金	①建物の所有者 ②周囲に対して危険があると判断した住宅(国土交通省「住宅の不良度の測定基準」にて100点以上) ③建物及び土地に、賃借権又は申請者以外に物権が設定されていないこと ④建物及び土地の所有者に市税の滞納がないこと ⑤氷見市内の業者で工事の請負契約を行うこと	除却費用の2/3(限度額50万円)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/7374.html	0766-74-8075
地域振興課	空き家優良物件化支援事業	次のいずれかに該当すること ①賃貸として活用・流通しようとする空き家の所有者 ②空き家の所有者から借り受け、第三者に賃貸しようとする方	対象工事費の1/2(限度額100万円)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1661.html	0766-74-8075
地域振興課	定住促進賃貸住宅家賃補助事業	次のいずれかに該当すること ①子育て世帯である方 ②新婚世帯である方 ③申請者の年齢が30歳に満たない方 ④市内の民間事業所において医療・介護・保育人材である方	最大2万円/月(最大2年間)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1652.html	0766-74-8075
地域振興課	氷見市県外転入者空き家改修支援事業補助金	以下、全てに該当すること ①軸組構法で造られていること。②接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口を用いていること。③筋交い等の斜材を多用せず貫を用いていること。④屋根に和瓦、茅葺き等伝統的素材を用いていること。⑤第8条に規定する補助金の交付の決定通知後、速やかに着工できること。⑥補助金の交付の決定通知があった日の属する年度内に改修工事を完了できること。	対象工事費の2/3(上限100万円)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1663.html	0766-74-8075
福祉介護課	在宅重度身体障害者住宅改善費補助金	在宅重度身体障害者の世帯の住宅改修	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/fukushikaigoka/6/3/675.html	0766-74-8113
福祉介護課	日常生活用具住宅改修費給付事業	学齢児以上で、下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害3級以上の者	20万円以内 一般世帯は1割負担、低所得世帯は負担なし	-	0766-74-8113
福祉介護課	高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	【対象者】 ・市内に居住する高齢者(60歳以上)、障害者(身体障害1~4級、療育手帳A)と同居する者 ①専用居室等の増改築 ②浴室・トイレ等の増改築・改造 ・市内に居住する、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の75歳以下の高齢者 ③専用居室・浴室・トイレ等の増改築・改造 【貸付条件】 ・市税を完納しており、貸付資金の返済能力を有すると認められること ・(返済能力があり申請者と同一の世帯に属しない)連帯保証人2名 ・③については、別途要件あり	融資限度額: ①300万円 ②150万円 ※①②をあわせた増改築・改造でも、300万円が上限 利率:年1.0% 返済期間:10年以内で元利均等に毎月返済	-	0766-74-8111
農林畜産課	氷見産木材活用促進事業	①市内で自ら居住又は利用するため氷見産木材を3m ³ 以上使用しての新築・増改築 ②市内で自ら居住又は利用するため氷見産木材を1m ³ 以上使用しての内装木質化(リフォーム)等	使用される氷見産木材1m ³ あたり2万円(上限30万円以内)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/bijinesu-sangyo/sangyo/3/2898.html	0766-74-8097

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
上下水道課	浄化槽設置整備事業	公共下水道・農業集落排水事業・特定環境保全公共下水道・漁業集落排水事業の認可区域以外の区域。主として居住の用に供する住宅	①5人槽:35.2万円 ②7人槽:44.1万円 ③10人槽:58.8万円 ④11～20人槽:100.2万円 ⑤21～30人槽:154.5万円 ⑥31～50人槽:212.9万円 ⑦単独浄化槽清掃撤去補助9.0万円 ⑧単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管補助30.0万円(限度額)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/jogesuido/1/5/1243.html	0766-74-8207
上下水道課	浄化槽整備推進モデル地区事業	公共下水道・農業集落排水事業・特定環境保全公共下水道・漁業集落排水事業の認可区域以外の区域、自治会単位で浄化槽整備推進協議会を設置、浄化槽整備計画(浄化槽整備率を5年間で80%以上)の策定	(設置者)①5人槽:36.4万円 ②7人槽:47.9万円 ③10人槽:65.5万円 ④11人以上は、浄化槽設置整備事業と同額 ⑤単独浄化槽清掃撤去補助:9.0万円 ⑥単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管補助:30.0万円(限度額)(地区協議会)①協議会運営補助:年5.0万円(5年間) ②浄化槽設置補助:10.0万円(1基当り) ③初回検査料補助:1.0万円(1基当り) ④目標達成加算補助:5～15万円(地区整備率が、60%、70%、80%の各段階に達する毎に、1基当り5.0万円を追加補助)	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/jogesuido/1/5/1244.html	0766-74-8207
上下水道課	水洗化促進事業補助金交付	市税、下水道受益者負担金を滞納していない者 供用開始後3年以内	・補助額 ①1年以内:利子補給100% ②2年以内:利子補給75% ③3年以内:利子補給50% ④①～③の利子補給額+貸付保証料の50% ・借入限度額 150万円 ・期間 5年	-	0766-74-8207

【滑川市】

空家等居住対策課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/36/3/2/684.html	076-475-2111(代表)
空家等居住対策課	滑川市危険老朽空き家除却支援事業	①一戸建ての住宅であるもの(延べ床面積の過半数が専ら居住の用に供されている併用住宅を含む) ②物件(所有権を除く)又は賃借権が設定されていないもの ③市が実施する老朽度判定で一定以上の評点であるもの ④固定資産税その他の市税を滞納していない者	解体費用の1/2(上限500千円)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/36/3/1/1139.html	076-475-2111
まちづくり課	まちなか居住推進事業費(住宅取得)	住戸専用面積75㎡以上 3年以上継続して居住される方。親族2人以上の世帯の同居。	金融機関等からの借入額の3/100(限度額50万円)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/kurashi/5/14/2063.html	076-475-2111(代表)
まちづくり課	民間宅地開発事業	都市計画区域内で、住宅用地を分譲することを目的として一団地の土地を開発するものに対し、住宅団地内の道路、公園、緑地、広場等で公共の用に供する施設整備費に補助するもの。 (用途地域:開発行為面積1,000㎡以上、1区画あたりの住宅用地面積200㎡以上。用途地域以外:開発行為面積5,000㎡以上、団地内の区画数の70%以上が230㎡以上で、最小区画面積200㎡以上)	公共施設整備に係る実支出額と算定基準より、各々算定した額の合計額とのいずれか低い額に1/2を乗じて得た額限度額:20,000千円	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/kurashi/5/14/2005.html	076-475-2111(代表)
商工水産課	市街地空き地空き家活用支援事業	人口集中地区で、各種商品小売業、飲食店等の店舗を創業	①土地・建物の取得の場合:取得費・改装費の1/2(限度額1,000千円) ②建物の賃貸の場合:賃借料の1/2、改装費の1/2(それぞれ限度額500千円)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/12/download/1356.html	076-475-2111(代表)
企画政策課	みんなでつくる協働のまち推進事業	町内会(自治会)、地区自治会、市内に主たる事務所または活動拠点がある団体(NPO法人、印井団体等)、事業者	経費の10/10(限度額100千円)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/4/1/1580.html	076-475-2111(代表)

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
福祉介護課	在宅重度障害者住宅改善事業	在宅の重度障がい者の既存の住宅を改善する場合 ①身体障害者手帳1, 2級に該当する視覚障がい者若しくは肢体不自由者 ②内部障がい有する者で補装具の車いすの交付を受けている者 ③療育手帳Aを所持する者ただし、所得制限あり	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/11/1/2/2/641.html	076-475-2111(代表)
福祉介護課	日常生活用具給付等事業	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(但し、特殊便器への取替えの場合は、上肢障害2級以上の者) 難病患者等と認められる者(下肢又は体幹機能に障がいのある者に限る) ただし、所得制限あり	20万円以内(但し、1割は利用者負担)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/material/files/group/11/P5~P8.pdf	076-475-2111(代表)
福祉介護課	介護保険居宅介護住宅改修費	要介護又は要支援認定を受けている方の現に居住する住宅に手すりの設置や段差の解消を行う場合等の改修工事	対象工事費の9割(一定以上の所得者は7割又は8割) 利用限度額20万円	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/11/download/5160.html	076-475-2111(代表)
上下水道課	水洗化推進事業補助金	世帯全員が以下の要件を満たしている場合 ①市税及び水道料金を滞納していないこと ②下水道受益者負担金を滞納していないこと ③前年分の所得税が課税されていないこと ④下水道供用開始告示から3年以内に下水道接続工事をされる方	補助対象工事費の1/3(限度額40万円)	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/18/1/1/1/1096.html	076-475-2111(代表)
上下水道課	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金	①市税及び水道料金を滞納していないこと ②下水道受益者負担金を滞納していないこと ③下水道供用開始告示から3年以内に下水道接続工事をされる方	融資あっせん額 150万円以内 利子補給金額 貸付利率の2%相当額 期間 5年以内	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/18/1/1/1/1076.html	076-475-2111(代表)
上下水道課	合併処理浄化槽設置推進事業	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業等の事業計画区域以外の区域において、居住の用に供する住宅に合併処理浄化槽設置工事をされる方	5人槽 35.2万円 7人槽 44.1万円 10人槽 58.8万円	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/18/1/2/4485.html	076-475-2111(代表)
【黒部市】					
都市計画課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=334	0765-54-2647
都市計画課	民間宅地開発事業	・用途地域内で行為面積が1500㎡以上かつ、宅地用地の区画数の75%以上については1区画あたりの住宅用地面積が165㎡以上であるもの (黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においては、行為面積が500㎡以上かつ、宅地用地の区画数の75%以上については1区画あたりの住宅用地面積が165㎡以上であるもの) ・宇奈月都市計画区域内で行為面積が3000㎡以上でかつ、宅地用地の区画数の75%以上については1区画あたりの住宅用地面積が330㎡以上であるもの	対象経費の実支出額と算定基準により算定した額の合計額とのいずれか低い額に1/2を乗じて得た額(限度額1500万円)	-	0765-54-2647
都市計画課	住宅取得支援補助制度(転入者住宅取得支援制度)	黒部市外からの転入者で、住宅(土地を除く)を新築又は購入するため、金融機関等から借入金を有している方又は有する予定の方	基本助成 住宅を取得するための借入金額の2% ただし、新築は30万円、中古は15万円を上限 加算助成 新築、中古とも まちなか又は地鉄沿線区域での取得に10万円を加算	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?prev=1&servno=1917	0765-54-2647
都市計画課	住宅取得支援補助制度(居住誘導区域住宅取得支援制度)	黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内で新たに住宅を取得し、当該住宅に3年以上定住する意思を有する者。(転入者住宅取得支援制度又はまちなか住宅取得支援制度との併用可)また市内転居者においては、住宅取得のため1年以内に300万円以上の当該用地を取得した方	市外転入者は60万円 市内転居者は30万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?prev=1&servno=1917	0765-54-2647

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
都市計画課	空家情報バンク活用促進補助	黒部市空家情報バンクを通じて空家等を売買・賃貸した空家の所有者・利用者	【賃貸】空家等の1年間の賃貸借料相当額の5分の1以内 【売買】空家等の売買代金相当額の5分の1以内 上限額は10万円 ※黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内の空家の所有者は10万円加算	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	0765-54-2647
都市計画課	登録空家リフォーム補助	【リフォーム補助金】 空家バンクに登録されている空家等のリフォーム工事を行う空家等の所有者・利用者 【解体補助金】 黒部市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内で、新築住宅建設のために空家バンクに登録されている空家等の解体工事を行う空家等の購入者	【リフォーム補助金】 対象工事費の2分の1(上限額は50万円) ※居住誘導区域内で所有者が行う場合は上限100万円 【解体補助金】 対象工事費の2分の1(上限額は100万円)	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6122	0765-54-2647
都市計画課	屋根融雪装置設置費補助	中山間地域に在する住宅に、屋根融雪装置を設置する者	補助額 30万円	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=474	0765-54-2647
都市計画課	黒部市老朽危険空家対策支援事業	①市内にある空家で放置すれば倒壊等の危険性があり、周辺の生活環境の保全を図る観点から不適切である状態にあるもの。 ②空家の所有者であること ※世帯全員が市税を滞納していないことが条件。 ③市内の業者が解体する工事であること	解体工事に要する費用の2分の1(上限500千円)	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6254	0765-54-2647
福祉課	在宅高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、前年分所得税非課税世帯の方	自立者(介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む)…対象工事費(限度額45万円)の3分の2 要支援・要介護者…対象工事費(限度額90万円)の3分の2	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=38	0765-54-2502
福祉課	在宅重度身体障害者住宅改善事業	在宅重度身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級の視覚障害もしくは肢体不自由者)の世帯の住宅改修	対象工事費(所得税非課税世帯:90万円以内、所得税課税世帯:60万円以内)の3分の2	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=35	0765-54-2502
子ども支援課	三世代同居・近居サポート補助金	中学生以下の子どもがいる世帯で、申請年度の4月1日以降に初めて三世代同居又は近居(直線距離で500m以内)を開始し、市税、国保税及び保育料を滞納していない世帯。	月額2万円×12ヶ月(市外からの転入の場合は月額3万円、孫守り支援補助金の交付を受けた場合、その孫が3歳以降は月額1万円)	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=7096	0765-54-2577
子ども支援課	三世代同居・近居リフォーム補助金	中学生以下の子どもがいる三世代同居又は近居世帯で、申請日以降に住宅のリフォーム工事をしようとする世帯(リフォーム後速やかに同居又は近居する世帯を含む)で、市税、国保税及び保育料を滞納していない世帯	申請年度の4月1日以降に初めて三世代同居又は近居をはじめる場合:50万円 すでに三世代同居又は近居している場合:20万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=7096	0765-54-2577
農林整備課	地域材活用促進事業	建築士が設計した一戸建ての木造住宅(店舗併用住宅含む)及び付属建物(車庫・納屋)で、市内に自ら居住するために新築又は増改築するもので、市内産木材を5㎡以上使用したもの	補助額 市産材使用量 5㎡～7.5㎡:10万円 7.5㎡～10㎡:15万円 10㎡～:20万円(建築主が市外から転入する場合は、10万円を加算。)	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=517	0765-54-2604

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
上下水道経営課	浄化槽整備事業補助金	公共下水道・地域し尿処理施設・農業集落排水処理事業の生活排水処理事業の認可区域以外の区域。主として居住の用に供する住宅。	①5人槽 35.2万円 ②6～7人槽 44.1万円 ③8～10人槽 58.8万円 ④11～20人槽 100.2万円 ⑤21～30人槽 154.5万円 ⑥31～50人槽 212.9万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=45	0765-54-2666
上下水道経営課	市単独補助浄化槽整備事業補助金	(1)認可を受けた公共下水道事業計画区域内のうち、整備予定が3年以上後である区域にある住宅 (2)下水道等の認可区域内で管路敷設工事費がおおむね3,000千円以上、管路延長50m以上のもの	①5人槽 35.2万円 ②6～7人槽 44.1万円 ③8～10人槽 58.8万円	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=45	0765-54-2666
上下水道経営課	住宅用ディスポータ設置補助金	(1)市税、水道料金・下水道使用料及び下水道事業受益者負(分)担金の滞納がなく、かつ公共下水道使用者または、農業集落排水処理施設使用者で、住宅用ディスポータを設置する場合、ディスポータ1基につき、その費用の一部を補助 (2)戸建住宅の場合は、1戸につき1基、共同住宅の場合は、居住戸数につき1基までを限度 (3)対象期間に定めあり	ディスポータ1基につき3万円 ただし、設置費用の1/2以内を限度 千円未満は切り捨て	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1342	0765-54-2666
上下水道経営課	水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給	(1)市税及び下水道事業受益者負担金に滞納がなく、供用開始後3年以内のもの (2)自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難であり、償還について十分な能力がある者	借入限度額 150万円以内/件 期間 5年以内 利子補給率 貸付利率の2%相当額を上限	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4324	0765-54-2666
上下水道経営課	合併処理浄化槽維持管理補助金	(1)黒部市内に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置しているもの。(2)黒部市合併処理浄化槽適正維持管理推進協議会の会員が行う黒部市合併処理浄化槽維持管理一括契約を締結し、合併処理浄化槽の保守点検及び清掃並びに法定検査を行っており、水質検査の結果、適正な維持管理を行っているものと認められるもの。(3)公共下水道及び農業集落排水区域外又は、接続すべき区域になってから1年以上経過していないもの。(4)市税に滞納がないこと。	①5人槽 23千円 ②6～7人槽 24千円 ③8～10人槽 27千円	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=6059	0765-54-2666
【砺波市】					
都市整備課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの。②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。③在来軸組工法によるもの。 (財)日本建築防災協会による一般耐震診断、精密診断により、耐震補強の必要性があるとされた住宅(診断の結果、総合判定がlw値1.0未満の場合)について、耐震改修後、以下のいずれかのメニューに該当する耐震改修及び部分耐震改修工事に要する経費であること。 メニュー① 耐震改修 建物全体(1階+2階)をlw値1.0以上に改修 メニュー② 部分耐震改修 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをlw値1.5以上に改修 メニュー③ 部分耐震改修 1階(全体)だけをlw値1.0以上に改修(比較的小規模な住宅) メニュー④ 段階的耐震改修 lw値0.7未満の住宅全体を0.7以上1.0未満に改修	補助対象工事費の4/5(100万円以内)	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1300951213.html	0763-33-1447

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業補助金	<p>1 補助対象者 三世代家庭であって、次の(1)～(6)の要件をすべて満たすもの (1)三世代家庭の全員が、市内に住所を有していること。 (2)新築工事等(建売住宅又は中古住宅の購入を含む。)又は既存住宅の増改築工事(リフォーム工事を含む。)の契約者であること。 (3)三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (4)三世代家庭の全員が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 (5)砺波市定住促進空き家利活用補助金の交付を受けていないこと。 (6)補助金の交付決定後、3年以上三世代同居を継続すること。 なお、三世代家庭に外国人を含む場合は、(1)～(6)の要件に加え、当該外国人が法令に基づき日本国に永住権を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されているものとし、ます。</p> <p>2 補助対象工事 次の①、②の要件をすべて満たすもの ①【同居】平成27年4月1日以後の契約したもの。 【近居】平成29年4月1日以後の契約したもの。 ②建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たすもの。</p> <p>次に掲げる工事は、対象工事とはしません (1)賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅の工事 (2)公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事 (3)災害等による保険給付金の対象となる工事 (4)三世代家庭に属する者が自ら施工する工事(その者が代表である法人事業者が施工するものを含む。) (5)砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた住宅に係る工事 (6)過去にこの要綱による補助金の交付を受けた住宅に係る工事</p> <p>3 申請期限 対象工事等に要する費用の支払完了日の翌日から起算して1年以内かつ令和6年3月31日まで</p>	<p>1 補助対象となる費用 費用の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)が、50万円以上のもの。ただし、次に掲げる工事に係る費用を除く。(1)敷地造成、附属屋、門、塀その他外構工事 (2)外壁、屋根、その他の外装部分に係る工事(新築・増築部分を除く) (3)電気設備、給排水設備その他の建物附属設備の設置又は交換のみを行う工事 (4)砺波市高齢者が住みよい住宅改善支援事業による工事 (5)その他市長が不適当と認める工事</p> <p>2 補助額 (1)令和2年12月31日までに契約・着工分 同居:対象工事に要する費用の10分の1 近居:対象工事に要する費用の20分の1 ただし、20万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨て (2)令和3年1月1日以降に契約・着工分 ①新築 三世代同居 対象工事の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円 ②増改築 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円 ただし、千円未満の端数は切り捨て</p> <p>★「三世代同居」とは 親、子、孫等の三世代以上の者が同一敷地内若しくは隣接する敷地(当該敷地間に宅内用水又は宅道がある場合を含む。)に居住している家庭が、自らの居住の用に供するため、市内に所有する一戸建て住宅</p> <p>★「三世代近居」とは 親、子、孫等の三世代以上の者が同一の自治振興会の区域内(庄東小学校及び庄川小学校の通学区域内にあつては、それぞれの通学区域内)若しくは市内で直線距離500メートルの範囲で居住している家庭が、自らの居住の用に供するため、市内に所有する一戸建て住宅</p>	https://www.city.tonami.toyama.jp/info/142912402.html	0763-33-1447
社会福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	視覚障害1・2級の方若しくは肢体不自由1・2級の方若しくは内部障害で法律の規定により車椅子の給付を受けている方、若しくは療育手帳Aを所持している方で、その属する世帯が、更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法別表徴収基準額表に定めるD11階層以下の世帯の住宅改修	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300848282.html	0763-33-1317
高齢介護課	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は左記の高齢者と同居する方で、前年分の所得税非課税世帯の方	補助対象工事費の2/3【90万円以内(ただし、自立者にあつては45万円以内)】	http://www1.g-reiki.net/tonami/reiki_honbun/r067RG00000303.html	0763-33-1328
高齢介護課	空き家活用型福祉施設整備事業補助金事業	—	経費の一部について補助金を交付(上限400万円)	https://www.tonami-life.net/support/support_job	0763-33-1372
上下水道課	浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業整備区域以外の区域。主として居住の用に供する住宅	補助額 ①5人槽 40万円 ②6～7人槽 50万円 ③8～10人槽 65万円 ④11～20人槽 100.2万円 ⑤21～30人槽 154.5万円 ⑥31～50人槽 212.9万円	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300855323.html	0763-33-1463
上下水道課	水洗便所等改造資金利子補給金	特定金融機関から貸付を受けていること。市税及び下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと。本市の処理区域内における家屋の所有者または家屋の使用者であつて改造について所有者の同意を得ているものであること。	利子補給金 借入利子(延滞利子額を除く)限度額10万円 融資対象借入限度額100万円 期間 3年	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1490604102.html	0763-33-1463

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
農地 林務 課 (チュ ーリッ プ四 季彩 館)	生け垣設 置補助金	補助金の交付の対象となる生け垣の設置の基準は、次に定めるものとする。 ①公衆用道路から眺望できるものであること。②敷地境界に設置されたものであること。ただし、敷地境界以外に設置することがやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。③生け垣として植栽する樹木の高さは、0.8メートル以上で枝張りが0.4メートル以上であること。④生け垣の延長は、おおむね10メートル以上であること。⑤生け垣の植栽方法は、1メートル当たり2本以上で、列状に植え込まれていること。⑥植栽する樹木は、健全なものであること。⑦既存するブロック塀等の除去により新たに生け垣を設置する者においては、除去延長はおおむね10メートル以上とする。	1 補助金対象となる経費は、生け垣植栽に要する樹木及び資材の購入費とする。 2 補助金の額は、樹木等購入費に2分の1を乗じて得た額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。 3 補助金の最高限度額は、次のとおりとする。 ①10メートル以上50メートル未満の生け垣 5万円 ②50メートル以上100メートル未満の生け垣 10万円 ③100メートル以上150メートル未満の生け垣 15万円 ④150メートル以上200メートル未満の生け垣 20万円 ⑤200メートル以上の生け垣 30万円	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1342589700.html	0763-33-1483
市民 生活 課	住宅取得 支援事業 補助金	【対象者】 転入世帯 又は 子育て世帯 転入世帯:夫婦のどちらかが39歳以下、かつ、どちらかが転入である世帯 子育て世帯:転入する中学生までの子がいる世帯 以下の条件を満たす方 ・令和3年1月1日以降、建設工事請負契約または売買契約を締結したものであること。 ・新築工事等の場合は、令和3年1月1日以降に着工したものを含む。 ・転入から3年以内で、転入日前の1年間に市内に住所を有していないこと。 ・取得した住宅の所在地に住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思があること ・世帯員全員に市税等の滞納がないこと ・世帯に外国人を含む場合は、永住権を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者 ・申請者及び配偶者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ・砺波市定住促進空き家利活用補助金及び砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けていないこと	新築 上限 107.3万円 (となみ) 中古 上限 50万円 借入額の1/10 ※対象外となる経費 土地の取得費 店舗・事務所又は賃貸住宅等との併用住宅の場合については、自己の居住部分以外の部分に係る工事費	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1615180756.html	0763-33-1372
市民 生活 課	空き家再 生等推進 事業補助 金	(1)地域(空き家がある地区自治振興会、自治会、町内会等の単位をいう。)の住民(5人以上)が主体となって構成する法人又は地縁団体 (2)上記以外の法人、団体又は個人 (3)市税等の滞納がないこと。	(1-1) 伝統家屋を改修し、「となみブランド」の消費拡大及び販売促進に資する先導的な事業 ・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助限度額 1事業当たり1,000万円 (1-2) 上記以外の補助対象事業 ・補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり350万円 (2) 補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり100万円	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/885682.html	0763-33-1372
市民 生活 課	定住促進 空き家利 活用補助 金(三世 代同居推 進事業)	空き家情報バンクを利用し、宅建業者の仲介により、購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等又は家具等の片付け (2)当該住宅に住居登録し、10年以上居住する意思がある。 (3)三世代の場合は、同居・近居すること。 (4)申請者(その同居人を含む。)及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5)世帯全員の市税等の滞納がない。	●空き家を購入する場合 (1)空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2(限度額50万円) (2)空き家を購入し三世代同居・近居するために改修する場合 ・三世代同居 改修等経費の3/4(限度額200万円) ・三世代近居 改修等経費の3/4(限度額100万円)	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1409243768.html	0763-33-1372
市民 生活 課	定住促進 空き家利 活用補助 金(三世 代同居推 進事業)	空き家情報バンクを利用して賃貸する者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者(その同居人を含む。)及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)世帯全員の市税等の滞納がない。	●空き家を賃借する場合 ・家賃月額の1/2(限度額1万円)、交付期間は3年間	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html	0763-33-1372
市民 生活 課	定住促進 空き家利 活用補助 金(三世 代同居推 進事業)	空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等又は家具等の片付け (2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。(3)申請者(その同居人を含む。)及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。(4)砺波市家賃支援補助金の交付を受けていない。(5)世帯全員の市税等の滞納がない。	●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸(提供)するために改修する場合 改修等経費の1/2(限度額20万円)	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1459243768.html	0763-33-1372

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
商工 観光 課	空き店舗 再生みん なでチャ レンジ事 業補助金	①空き家店舗等を改修して使用する者で、原則として週6日以上営業し、かつ、日中に営業するもの(小売業・飲食業・その他別途定めるもの) ②公序良俗に反しない営業を行う者 ③店舗を営業するために必要な許認可を得ている者又は得る見込みである者 ④営業開始日から起算して3年継続して店舗を営む意思のある者 ⑤市税等の滞納のない者	①改修費:補助対象費の50%以内(上限200万円) ②創業者支援資金利子:当該融資の償還で支払った利子の合計額に対して50%以内	https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1406769159.html	0763-33-1392
【小矢部市】					
都市 建設 課	木造住宅 耐震改修 支援事業 補助金	【対象となる建物】 ①木造の一戸建て、2階建て以下のもの ②昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの 【補助の対象となる工事】 以下の①～④のいずれかに該当する工事 ①建物全体を改修する工事(IW値1.0以上) 《耐震化に向けた第1段階の改修として》 ②1階だけを部分改修する工事(IW値1.0以上) ③1階の主要居室(居間・寝室等)だけを部分改修する工事(IW値1.5以上) ④建物全体を簡易改修する工事(IW値0.7以上)	耐震改修工事に要する経費の4/5(限度額100万円)	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/toshiken/toshikei/jyutakutochi/taishin/1455010279011.html	0766-67-1760
定住 支援 課	小矢部市 空き家活 用促進事 業補助金	①認可地縁団体 ②市内の空き家をコミュニティ施設の用途に10年以上活用するための改修、修繕又は増築であることなど	市内の業者が施工する100万円以上の改修工事の1/2(上限350万円)	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/toshiken/toshikei/jyutakutochi/akiya/1519352034658.html	0766-67-1760
都市 建設 課	小矢部市 老朽危険 空き家除 却支援事 業	①老朽危険空き家の所有者、管理人、相続管理人 ②戸建住宅 ③老朽度判定で100点以上、周辺への危険度判定基準を満たすもの	除却費用の1/2(上限50万円)	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/toshiken/toshikei/jyutakutochi/akiya/1519352034658.html	0766-67-1760
生活 環境 課	ペレット ストーブ 設置推 進事業 補助金	【対象者】 以下の全てにあてはまる方 (1)小矢部市にお住まいの方もしくは、小矢部市に事務所を有する法人・団体 (2)ペレットストーブを設置する建物の所有者又は管理者 (3)市税に滞納がない 【対象となるペレットストーブ】 以下の全てにあてはまるもの (1)木質ペレットを燃料として使用するもの (2)燃料の定量的な供給ができる構造 (3)未使用のペレットストーブ (4)設置場所が小矢部市内	対象経費の1/3(千円未満切捨/上限5万円)	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/minseibu/seikatsu/gomikankyo/chikyundanka/pellet/hojyokin/1461230164661.html	0766-67-1760
定住 支援 課	定住促進 助成金	自らの居住の用に供するために市内において住宅を取得した者(住宅の所有者)であって、当該住宅に入居し、住所を有する者 ・更地に住宅を新築した場合 ・元の住宅を(全て)取壊し、同じ場所に住宅を新築した場合 ・建売住宅を購入した場合 ・中古住宅を購入した場合 ※申請及び交付時において、その住宅に現に居住しており、世帯全員の市税等に滞納がないことが条件 ※交付を受けた日以後3年以内に住所が変わる場合や市税等に滞納が生じた場合などには、助成金の全額を返還することが必要となることもある。	建物取得額の10%(1,000円未満の端数は切り捨て)【限度額】①同じ敷地内で住宅を取得した場合 10万円②市内で転居して住宅を取得した場合 20万円③結婚して3年以内に市内にて住宅を取得した場合 50万円 ④転入して3年以内に市内にて住宅を取得した場合 100万円※③又は④に該当される方は中学生までのお子さん1人あたり10万円を加算	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/kikaku/teiyusien/ijyu/jyosei/teijyusien/okushinijyoseikin/145509960092.html	0766-67-1760
定住 支援 課	転入者リ フォーム 助成金	転入日前市外に1年以上居住し、4月1日以降、本市への転入を要件に既存住宅のリフォーム工事を行う者	市内業者が施工する50万円以上の工事 対象経費の10%(限度額10万円)	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/kikaku/teiyusien/ijyu/jyosei/teijyusien/okushinijyoseikin/1461322367765.html	0766-67-1760
定住 支援 課	空き家・ 空き地情 報バンク 活用促進 事業助成 金	空き家・空き地情報バンクを通じて、売買契約をされた所有者及び購入者 ①.空き家・空き地情報バンクに登録された物件であること。 ②購入者が、空き家・空き地情報バンクに情報利用登録し、その空き家に居住していること。 ③.同一物件について、過去にこの助成金を受けていないこと。 ④同一世帯の方が市税等を滞納していないこと。	所有者:建物の売買代金の1/10(限度額5万円) 購入者:建物の売買代金の1/10(限度額10万円)	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/kikaku/teiyusien/ijyu/jyosei/teijyusien/okushinijyoseikin/bankjosei/1536136015626.html	0766-67-1760

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
健康福祉課	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	市内に引き続き1年以上居住している65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する者で、前年分所得税非課税世帯の者	補助額 補助対象工事費の2/3 46万6千円以内(要支援・要介護認定者以外の方は30万円以内)	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/minseibu/kenkoufukushi/kouresufukushi/1455010563533.html	0766-67-8605
社会福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	次の要件のいずれかに該当する者 ①視覚又は肢体不自由で、身体障害者手帳(1・2級)を所持している者 ②内部障害を有し、車椅子の支給を受けている者 ③療育手帳Aを所持している者	補助額 所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内(うち、1/3は自己負担)	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/minseibu/shakaifukuhika/shougaiukushi/1455010587790.html	0766-67-8601
社会福祉課	障害者等日常生活用具給付等事業	下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)及び難病患者等	20万円以内(但し、原則1割は利用者負担)	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/minseibu/shakaifukuhika/shougaiukushi/1455010587790.html	0766-67-8601
農林課	おやべの木活用促進事業	(1)一戸建ての住宅(店舗併用住宅を含む。)及びその付属建物(車庫、納屋)であること。 (2)市内で自ら居住するため新築、増改築、修繕又は模様替をするもので、小矢部市産木材を3立方メートル以上使用すること。 (3)建築士が設計した建物(修繕又は模様替をする場合においては、その行為を建築士が建築基準に適合していると証明したもの)であること。(4)市税に滞納がないこと。	補助額 小矢部市産木材の使用量1立方メートル当たり2万円(1件当たり限度額50万円と使用量に1立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨て)	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/nourinka/shinseisho/nourin/1455010063030.html	0766-67-1760
上下水道課	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	次に掲げる区域において住宅等に合併処理浄化槽を設置する者で、市税等に滞納がないもの (1)下水道事業計画区域以外の区域 (2)下水道事業計画区域内のうち下水道未整備区域 ※汚水処理未普及解消につながる場合は対象外(合併処理浄化槽からの転換等)	(1)①5人槽 45.2万円 ②7人槽 59.1万円 ③10人槽 78.8万円 (2)①5人槽 21.8万円 ②7人槽 29.7万円 ③10人槽 39.6万円	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/jyugesuidou/jyugesuidou/jyukasou/1455010208339.html	0766-67-1760
上下水道課	合併処理浄化槽改造資金利子補給金	特定金融機関から改造資金の貸付けを受けている者で、市税等に滞納がないもの	・利子補給利率 3.0% ・融資対象借入限度額 200万円 ・期間 5年	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/jyugesuidou/jyugesuidou/jyukasou/1455010208339.html	0766-67-1760
上下水道課	下水道水洗化促進助成金	下水道の供用開始から3年以内に、既存の建築物に排水設備工事を実施した者で、市税等に滞納がないもの	排水設備工事費の1/2(限度額5万円)	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/jyugesuidou/jyugesuidou/gesui/1455010208007.html	0766-67-1760
上下水道課	合併処理浄化槽設置整備事業補助金(撤去補助分)	下水道事業計画区域以外の区域において、住宅等に既設の単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する者で、市税等に滞納がない者	撤去費の10/10(限度額9万円)	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/jyugesuidou/jyugesuidou/jyukasou/1455010208339.html	0766-67-1760
上下水道課	下水道排水設備改造資金利子補給金	特定金融機関から改造資金の貸付けを受けている者で、市税等に滞納がないもの	・利子補給利率 3.0% ・融資対象借入限度額 200万円 ・期間 5年	http://www.city.yoyabe.toyama.jp/soshiki/sangyokensetsuka/jyugesuidou/jyugesuidou/gesui/1455010208007.html	0766-67-1760
【南砺市】					
建設維持課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの ④部分的な改修工事も対象	工事費の5分の4(100万円以内)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2022
エコビレッジ推進課	南砺市住宅用太陽光発電システム設置補助金	①自らが所有し居住する住宅に発電容量が2キロワット以上の太陽光発電システム(未使用に限る)を設置 ②電力会社と系統関係に関する契約を締結した者 ③同一住宅に対して1回限り ④市税を滞納していないこと	5万円	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2050
エコビレッジ推進課	南砺市ペレットストーブ等設置事業補助金	①薪等又は木質ペレットのみを燃料として使用する仕様のストーブを設置 ②市内に住所を有する個人で、①を設置する建物の所有者又は管理者であり、①の設置場所が市内であること ③市税を滞納していないこと	ストーブ等本体の購入、設置及び配管に要する経費の2分の1以内(20万円を上限)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2050

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
南砺で暮らしませんか課	南砺市定住奨励金事業(南砺市に住んでみんないけ事業)	①市外に居住されている方(通算5年以上)が転入し、転入日から起算し前後2年以内に土地・建物を取得した場合 ②上記のほかの方で、市内に居住を目的として宅地と住宅を取得され居住を始めた場合	①新築100万円、中古60万円、共に申請者以外の世帯人員割として一人につき5万円の加算あり ②新築50万円、中古30万円、人員割加算は無し。 ※山間過疎地域は1.5から2.0倍	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
南砺で暮らしませんか課	空き家バンク活用促進事業補助金	空き家バンクを活用して定住をされた場合に、空き家バンク登録者及び空き家バンク利用者に補助 空き家バンク登録者 ①賃貸借促進補助金(入居1年を経過後) ②住宅売却促進補助金 ③賃貸住宅片付け補助金 ④売買住宅片付け補助金 ⑤登録促進改修等補助金 空き家バンク利用者 ⑥賃貸住宅改修等補助金 ⑦購入住宅改修等補助金	①年間家賃の5分の1(5万円を限度)②売買代金の10分の1(10万円を限度)③対象経費の2分の1(20万円を限度)④対象経費の2分の1(10万円を限度)⑤水回り改修等の経費の2分の1(50万円を限度)⑥増改築等の経費の5分の1(50万円を限度)⑦増改築等の経費の5分の1(50万円を限度)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
南砺で暮らしませんか課	多世代同居推進住宅改修等助成金	多世代同居世帯(親世代+子世代+孫世代、親世代+子世代または孫世代)の住宅所有者が行う同一集落内の新築、建替え、リフォーム工事について助成します。対象は令和2年4月1日以降に契約した50万円以上の対象工事。令和2年4月1日以前は従前の例による。 ①多世代夫婦世帯(親世代+子世代+孫世代夫婦) ②多世代新婚世帯(親世代+子世代+孫世代新婚夫婦) ③多世代若年夫婦世帯(親世代+子世代夫婦または孫世代夫婦の夫または妻のいずれかが35歳以下) ④多世代家族世帯(親世代+子世代+孫世代単身)	対象工事費の5分の1(千円未満切捨て) ①30万円を限度 ②100万円を限度 ③50万円を限度 ④100万円を限度 ※山間過疎地域は限度額が1.5若しくは2.0倍	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
南砺で暮らしませんか課	転入等世帯リフォーム助成制度	山間過疎地域に転入または転居して3年を超え10年以内の世帯が行うリフォーム工事について助成します。対象は平成27年4月1日以降に契約した50万円以上の対象工事	対象工事費の5分の1(千円未満切捨て) 30万円を限度	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
南砺で暮らしませんか課	南砺市老朽危険空き家除却支援事業	①空き家の所有者またはその委任を受けた方、もしくは相続関係人 ②固定資産税その他の市税を滞納していない方 ③この補助金の交付を過去に受けたことがない方	①空き家(木造戸住宅)、評点100点以上の不良住宅:補助額:除却費用の1/2(限度額500千円)②評点50点以上100点未満の不良住宅:除却費用の1/3(限度額300千円)	https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=19731	0763-23-2037
南砺で暮らしませんか課	南砺市県外転入者空き家改修支援補助金	①県外から県内へ移住して5年以内の者 ②概ね築50年の空き家改修工事	50万円以上の対象工事費の2/3(上限100万円)	—	0763-23-2037
地域包括ケア課	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	市に引続き1年以上住所を有し、要支援又は要介護と認定された65歳以上の高齢者又は当該高齢者と同居する方で、前年分の所得税非課税世帯の方	補助額 対象工事費の3分の2(90万円以内)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2034
福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	在宅の身体障害者手帳1級・2級の視覚障害または肢体不自由の方、若しくは内部障害があり、補装具で車椅子の交付を受けている方、若しくは療育手帳のAをお持ちの方の世帯の住宅改修	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2009
福祉課	障害者等日常生活用具給付等事業	在宅の下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)及び難病患者等の世帯の住宅改修	20万円以内(但し、原則1割は利用者負担)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2009
林政課	南砺市の木利用促進事業	南砺市産材を1m ³ 以上使用しての新築・増改築	補助額 1m ³ あたり3万円(上限60万円)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2017
建設維持課	克雪住宅普及事業	屋根雪落下対策のための屋根の整備。①落雪素材②電熱板利用	補助額 ①30万円以内 ②50万円以内	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2022

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
上下水道課	水洗便所 改造資金 融資制度	市税、受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと	・融資限度額 30万円～ 200万円 ・金利 指定の金融機関 の定める利率 ・返済期間 5年	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763- 23-2024
【射水市】					
建築住宅課	木造住宅 耐震改修 支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円 以内) 耐震改修工事と同時に 施工するリフォーム工事 工事費の2/3(30万円 以内)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtL.aspx?servno=285	0766- 51-6683
未来創造課	親・祖母と暮らす住宅 リフォーム 等支援事業	①親世帯等が、当該住宅等を所有していること。②5年間に離れて暮らす親世帯等と子世帯が、リフォーム工事などをきっかけに当該住宅等に新たに同居する世帯であること(世帯の全員が当該住宅等リフォーム工事等の着工3か月前から完了6か月後までに住所を有する場合を含む。)。③リフォーム工事などの契約者であること。④補助金の交付決定日から5年以上同居を継続すること。⑤世帯の全員に市税の滞納がないこと。⑥対象工事に要する費用の合計金額が50万円以上であること。	対象工事費の5分の1 (上限30万円)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtL.aspx?servno=21639	0766- 51-6614
未来創造課	空き家対策 支援事業	老朽危険空き家の解体除去と解体後の跡地利用の促進を図るため工事費及び土地購入の一部を補助。 (解体の場合) ①一戸建ての住宅であり老朽危険空き家と認められるもので申請者が所有者であり対象となる老朽危険空き家の所有権が明確である。②空き家となって6箇月以上経過したもの。③市内業者が解体工事を行うもの。④申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者が市税を滞納していない。 (解体後跡地で新築、増改築の場合) ①解体補助金を利用して解体した後の跡地に新築等補助金の交付申請者本人が居住する住宅を新築又は増築するもの。②解体補助金の交付申請書に新築する旨の記載をし、かつ解体後1年以内に新築等補助金の申請を行いその年度内に完成し居住できるもの。 (解体後の跡地を購入する場合) ①解体補助金を利用して解体した跡地であること。②空き家解体後1年以内に跡地購入補助金の申請を行い跡地を購入するもの。③申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての方が市税を滞納していないこと。	(解体の場合) 老朽危険空き家…解体 工事に要する費用の5 分の4(補助限度額50万 円) 隣接空き家 …解体工 事に要する費用の2分 の1(補助限度額25万 円) (解体後跡地で新築、増 築の場合) 新築又は増築工事に要 する費用の2分の1(上 限60万円) (解体後の跡地を購入 する場合) 跡地購入に要する費用 の10分の1(上限30万 円)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtL.aspx?servno=38545	0766- 51-6614
未来創造課	射水市県 外転入者 空き家改 修支援事 業補助金	県外からの転入者が築30年以上経過した伝統的構造である空き家をリフォームした場合の工事費を補助。工事費の2/3、上限100万円。	①50万円以上の対象工 事費の2/3(上限100万 円)	https://www.city.imizu.toyama.jp/iju/susume/sustume_sumau.aspx	0766- 51-6614
未来創造課	指定宅地 取得支援 助成金交 付制度	市が指定する宅地(造成後3年経過)を購入・定住した場合には、取得した土地面積に2600円/㎡を乗じた額、上限60万円を助成(3か年に分割)	60万円以内(3か年に分 けて交付)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtL.aspx?servno=18834	0766- 51-6614
未来創造課	きららか 射水移住 支援事業	補助金の交付申請の日において、県内のいずれの市町村の住民基本台帳にも記載されていない方又は県内に転入して6か月を経過していない方で、以下のすべての要件を満たす方。(申請日前1年以内に市内から転出したことがある者を除く。) ・県外からの移住者(申請時に県外に5年以上居住している方又は、県内に転入して6か月を経過していない方の場合は、県内に転入する前に県外に5年以上居住していた方) ・射水市空き家情報バンクに登録されている空き家を購入した方 ・射水市に住民登録を行い、今後5年以上定住する見込みのある方	射水市空き家情報バン クに登録されている住宅 の購入に要した費用の2 分の1(上限30万円) *中学生以下の世帯員 が2名以上の場合は上 限60万円	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtL.aspx?servno=30407	0766- 51-6614
地域福祉課	高齢者住 宅改善費 補助金交 付事業	所得税非課税世帯 ①65歳以上の要支援・要介護認定者の方又は同居する家族 ②65歳以上の要支援・要介護認定者以外の方又は同居する家族 (1)手すりの設置、段差解消 (2)和式トイレから洋式トイレへの改修	① 対象工事費(上限70 万円)の2/3 ② (1)対象工事費(上 限45万円)の2/3、 (2)対象工事費(上 限45万円)の1/3	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtL.aspx?servno=25856	0766- 51-6625

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
社会福祉課	在宅重度心身障害者住宅改善費助成事業	視覚障害、肢体不自由で1・2級の方 内部障害で補装具の車いすの交付を受けている方 療育手帳Aの交付を受けている方 ※いずれも世帯の所得税が287,500円以下の世帯	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=3561	0766-51-6626
社会福祉課	日常生活用具給付事業	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による移動機能障害3級以上の方 難病患者等(下肢又は体幹機能に障害のある方に限る) 学齢児以上	20万円以内(但し、1割は利用者負担)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1010	0766-51-6626
環境課	合併処理浄化槽設置整備事業	次に掲げる地域を除く地域で、主として居住の用に供する住宅に設置する合併処理浄化槽 ・流域下水道事業計画の認可区域 ・公共下水道事業計画の認可区域 ・農業集落排水事業整備及び計画地域 ・地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備及び計画地域	①5人槽 35.2万円 ②6～7人槽 44.1万円 ③8～10人槽 58.8万円 ④11～20人槽 100.2万円 ⑤21～30人槽 154.5万円 ⑥31～50人槽 212.9万円	https://www.city.imizu.toyama.jp/download/svDLAplDtl.aspx?servno=80	0766-51-6624
上下水道業務課	水洗便所改造資金融資制度	公共下水道に接続するために既存の便所を水洗便所に改造する工事 (市税、水道料金及び下水道事業受益者負担金の滞納がないこと)	融資限度額 150万円 金利 住宅金融支援機構の基準金利 返済期間 6か月以上60か月以内	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=3567	0766-84-9647
【舟橋村】					
生活環境課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/07_1.html	076-464-1121
生活環境課	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業	村税及び下水道事業受益者分担金未滞納	利子補給利率 2.0% 借入限度額 200万円 期間 5年	-	076-464-1121
生活環境課	老朽化空き家等除去支援事業	-	補助対象経費の2分の1(上限100万円)	-	076-464-1121
【上市町】					
建設課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	http://www.town.kamichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=211	076-472-1111(内線318)
建設課	若年世帯定住促進支援事業	①夫婦合わせて80歳未満の世帯が自らの居住の用に供する目的で住宅を取得・新築・増改築した場合。 ②住宅の登記面積が75㎡以上で、令和3年4月1日(登記記載日)以降に取得したもの。	①転入世帯の住宅新築の場合 ア指定地域内の団地内:100万円 イ指定地域内の団地外:80万円 ウ指定地域外の団地内:50万円 エ指定地域外の団地外:40万円 ②町内在住の住宅新築の場合 ア指定地域内の団地内:50万円 イ指定地域内の団地外:40万円 ウその他:20万円 ③中古住宅を取得した場合 ①、②それぞれの規定額の1/2 ④新築かつ太陽光発電システムを設置した場合 対象経費額の1/10を加算 ア太陽光発電システム上限10万円 イ蓄電池付太陽光発電システム上限25万円	http://www.town.kamichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=217	076-472-1111(内線318)
建設課	上市町危険老朽空家対策事業費補助金	①危険老朽空家の所有者又は危険老朽空家の所有権が明確である者であること。 ②補助金を受けようとする者及びその属する世帯全員が、町税を滞納していないこと。	補助対象経費の2分の1(上限50万円)	https://www.town.kamichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=2841	076-472-1111
建設課	上市町県外転入者空家改修事業費補助金	①町内に住所を有する方、または有する予定の方 ②県外からの転入者で、町内にある空家に5年以上居住することが見込まれる方 ③空家に居住すると見込まれる世帯に属する方全員に町税の滞納がないこと	対象経費の3分の2(上限100万円)	https://www.town.kamichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4260	076-472-1111

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
福祉課	在宅高齢者等住宅改善支援事業	上市町に居住する満65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する者で、所得税非課税であって、町長が住環境の改善が必要と認めるもの	対象工事費の2/3で、対象工事費の限度額は90万円 ただし、要介護者等以外の方は45万円以内	https://www1.g-reiki.net/kamiichi/reiki_honbun/i014RG00000284.html	076-472-1111(内線7124)
福祉課	在宅重度障害者住宅改善事業補助金	在宅重度身体障害者の世帯の住宅改修 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級の肢体不自由または視覚障害の方 ②療育手帳Aをお持ちの方	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www1.g-reiki.net/kamiichi/reiki_honbun/i014RG00000242.html	076-472-1111(内線7123)
建設課	上市町地域材活用促進事業	①木造の一戸建住宅で、併用部分を除く登記面積が100平方メートルの建築基準法に基づき新築又は増改築したものと及びその附属建物(車庫、納屋)。 ②上市町内で自ら居住するため新築又は増改築するもので、県内産木材を3立法メートル以上使用したもの。 ③建築士が設計したもの。	①県内産材使用の場合、製品材積1㎡当たり1万円 ②上市町産材使用の場合、製品材積1㎡当たり2万円 ※補助金限度額はそれぞれ30万円まで	http://www.town.kamiichi.toyama.jp/guide/sv/GuideDtl.aspx?servno=1100	076-472-1111(内線318)
建設課	上市町住宅リフォーム助成事業	①上市町に居住し住民登録している者、又はリフォーム後に上市町に居住し住民登録する者 ②住宅関連の工事を業としている業者のうち、町内に会社法で定める本店を有している法人又は、町内に住所及び事業所を有する個人事業者が施工するリフォーム工事 ③自ら又はその父母若しくは子が所有し、自らが居住している家屋(自らが定住の目的で取得した空き家は認める。) ④世帯員が町税及び使用料の滞納がないこと。 ⑤令和3年4月以降に契約及び着工し、令和4年3月末までに支払いが完了するもの。 ⑥一戸建て住宅 ⑦併用住宅のうち居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの	50万円以上の工事が対象で工事費の1/10(一万円未満の端数切捨て)と10万円(三世帯は15万円)のいずれか低い方	http://www.town.kamiichi.toyama.jp/guide/sv/GuideDtl.aspx?servno=1801	076-472-1111(内線318)
建設課	上市町県外転入者空家改修事業	①県外から県内に移住して5年以内の者又は今後県外から県内に移住する予定の者 ②空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等であって、その建築後概ね30年以上経過し、居住の用に供されるものについての改修工事(耐震性又は断熱性の向上のための工事を含む。) ③空家について、以下の要件を満たすもの (1) 軸組構法で造られていること。(2) 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口が用いられていること。(3) 筋交い等の斜材が多用されておらず貫が用いられていること。(4) 主要な壁については土塗り壁等の湿式工法が用いられていること。(5) 屋根については和瓦又は茅葺き等の伝統的素材が用いられていること。	対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数切捨て)とし、上限100万円とする。		076-472-1111(内線318)
【立山町】					
建設課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(100万円以内)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/kuhashi/5320.html	076-462-9976
建設課	空き家除却支援事業補助金	①補助対象建築物の所有者又はその相続人(共有の場合は全員の同意があること) ②申請者が町税を滞納していないこと ③過去にこの補助金を受けていないこと ④暴力団体等に関する法律に規定する団体の構成員等でないこと	除却工事費の1/2(上限50万円)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kensetsuka/kenchikujutakukakari/1/1/851.html	076-462-9975
企画政策課	移住定住事業	①県外に居住する方(5年以上)が立山町に移住(県内他市町村へ転入後3年以内を含む)した場合 ②県内の賃貸住宅に居住する方が立山町に定住(住宅取得)した場合 ・町税等の滞納がないこと ・補助対象工事費が50万円以上(税込み)であること ・建物本体の「居住部分」に対する工事費用が対象 ・住宅部分の床面積が70㎡以上であること	①リフォーム費用の1/2(最大100万円:里山地区で特例加算を含む場合)又は、新築・増築工事費の1/4(最大50万円:里山地区の場合、世帯要件あり) ②リフォーム費用の1/2(最大25万円:里山地区の場合、世帯要件あり、空き家バンク登録物件のみ対象)又は、新築・増築工事費の1/4(最大15万円、世帯要件あり、里山地区のみ対象) ※さらに、立山舟橋商工会に加入する事業者を利用した場合には、工事費の1/10(最大10万円)の加算あり	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/ijuteiju/2475.html	076-462-9980
企画政策課	三世帯住宅取得支援事業	・以下のいずれかの三世帯世帯であること ①親と同居または近居(同一敷地内の別棟)する中学生以下の子どもがいる世帯 ②祖父母及び親と同居又は近居する夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯 ・工事費又は購入費が100万円以上(税込み)であること ・住宅部分の床面積が70㎡以上であること ・町税等の滞納がないこと	同居の場合40万円 近居の場合30万円	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/ijuteiju/2476.html	076-462-9980

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
企画政策課	若年世帯新生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 結婚して10年以内の世帯、または契約後6か月以内に婚姻した世帯で、夫婦の年齢のいずれかが42歳以下の世帯。 住宅購入費が100万円以上(税込み)であること。 住宅部分の床面積が70㎡以上であること。 町税等の滞納がないこと。 	行政ポイント(たてぼカードポイント)30万ポイント	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/juteiju/4952.html	076-462-9980
企画政策課	新婚世帯新生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの婚姻届を提出し受理された夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下の世帯。 立山町内に住民登録をしていること。 新婚世帯の所得を合算した額が400万円未満であること。 町税等を滞納していないこと。 世帯全員が暴力団員でないこと。 	30万円(上限) (住居費と引越費用を合算した額)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/juteiju/4950.html	076-462-9980
企画政策課	定住促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅であること 住宅取得等に要する費用が100万円以上であること。 居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。 	基本額10万円+加算額の合計又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/juteiju/4954.html	076-462-9980
健康福祉課	高齢者住宅改善費補助金	65歳以上の高齢者、要介護者、要支援者等で、所得税非課税世帯の方	90万円以内	https://www.town.tateyama.toyama.jp/iryo_kenkofukushi/seika-tsunofukushi/3973.html	076-462-9954
健康福祉課	重度障害者住宅改善費補助金	在宅重度身体障害者の世帯の住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 視覚障害、肢体不自由1・2級 内部障害(補装具の車椅子の交付を受けている方) 療育手帳A 	所得税非課税世帯:補助対象工事費(上限90万円) 所得税課税世帯:補助対象工事費×2/3(上限60万円) (前年分所得税287,500円以下) ※介護保険制度による住宅改修優先	https://www.town.tateyama.toyama.jp/iryo_kenkofukushi/shogaishahukushi/3967.html	076-462-9957
水道課	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の認可区域内で、下水道整備がない区域の、主として居住の用に供する住宅	補助額 ①5人槽 35.2万円 ②6~7人槽 44.1万円 ③8~10人槽 58.8万円	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/kurashi_tetsuzuki/jogesuideo/2286.html	076-462-9961
水道課	水洗便所等改造資金利子補給金事業	町税及び下水道事業受益者負担金未滞納、下水道の供用開始から3年までの区域	利子補給利率 2.0% 借入限度額 200万円 期間 5年	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/suidoka/suidoshisetsugakari/2/1/879.html	076-462-9960
水道課	立山町浄化槽設置管理事業	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道の整備済み及び認可区域並びに農業集落排水事業の整備済み及び認可区域を除く区域の住宅、店舗、作業所及びその他施設(浄化槽が5~10人槽となるもの)において、当事業を活用して単独処理浄化槽も転換する場合	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽を町が設置し、工事費用のうち23万円のみ個人負担(※特殊仕様を除く) 既設浄化槽の撤去費(最大9万円)を補助 宅内配管の工事費(最大30万円)を補助 	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/kurashi_tetsuzuki/jogesuideo/2287.html	076-462-9961
住民課	省エネ型住宅設備等切替推進事業	[概要]旧来型の給湯器から省エネルギー型の給湯器に、また、暖房器具を寒冷地仕様エアコンに交換された場合に行政ポイント(たてぼカードポイント)を付与する。 [補助対象者]75歳以上の高齢者のみで構成される住宅に居住し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、既設の旧来型の給湯器から省エネルギー型の給湯器に、また、暖房器具を寒冷地仕様エアコンに交換設置した方 [補助住宅]既設住宅(自らが居住する一戸建ての住宅)であり、主として住居の用に供する部分の工事又は設置であること。 [施工事業者]立山町内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人又は立山町内に住所を有する個人事業主。	エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム、ハイブリッド給湯器・・・補助率2/3(上限15万ポイント) 寒冷地仕様エアコン・・・補助率1/3(上限8万ポイント)	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/kurashi/2850.html	076-462-9963

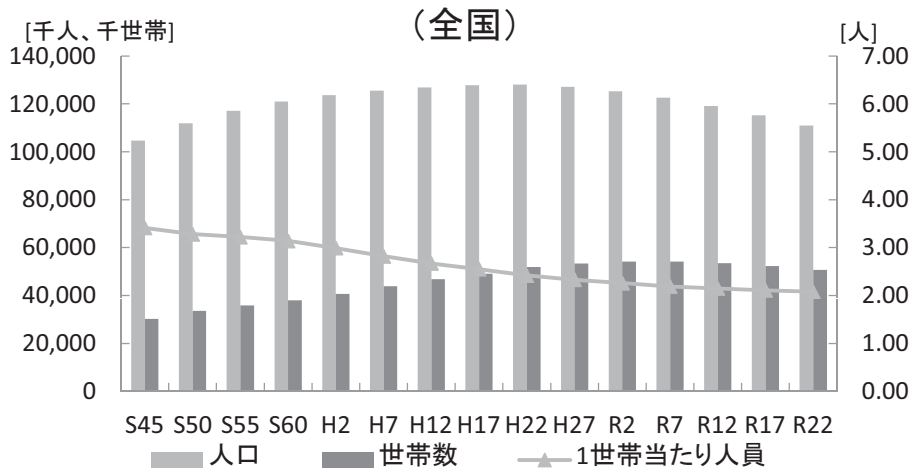
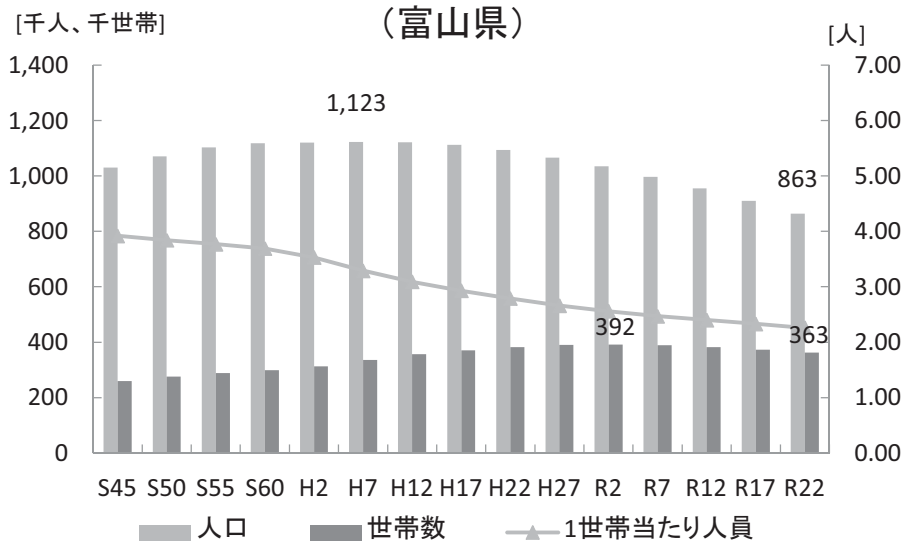
担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
住民課	環境保全型住宅設備等普及促進事業	<p>【概要】・旧来品の給湯器から省エネルギー型の給湯器に交換された場合に行政ポイント(たてぼカードポイント)を付与する。(ペレットストーブ・薪ストーブは新設でも可)</p> <p>【補助対象者】親、子、孫等を基本とする三世代以上の直系親族の各世代が同居もしくは近居(各世代が直線距離で2kmの範囲内の町内の住居に居住)し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、既設の旧来型設備から高効率設備に交換設置した方(ペレットストーブ、薪ストーブは新規設置可)</p> <p>【補助住宅】・既設住宅(自らが居住する一戸建ての住宅)であり、主として住居の用に供する部分の工事であること(ただし、高効率給湯器への交換については、三世代近居世帯の場合、親世帯の住宅に限る)</p> <p>【施工事業者】・立山町内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人又は立山町内に住所を有する個人事業主</p>	<p>ペレットストーブ、薪ストーブ・・・補助率20%(上限6万ポイント)</p> <p>エコキュート、エコウィル、エネファーム・・・補助率20%(上限10万ポイント)</p> <p>エコジョーズ、エコフィール・・・補助率20%(上限5万ポイント)</p> <p>ハイブリッド給湯器・・・補助率20%(上限8万ポイント)</p>	https://www.town.tateyama.toyama.jp/life/hojokin/krashi/2849.html	076-462-9963
【入善町】					
住まい・まちづくり課	木造住宅耐震改修支援事業	<p>①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの。</p> <p>②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。</p> <p>③在来軸組工法によるもの。</p>	改修工事費及び補強設計費の合計額の4/5(限度額100万円)	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/machizukuri/sumai/4/1/1863.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	民間宅地開発事業補助金	町が認定した団地に居住目的で宅地を購入し、入居した世帯全員が町外者であること。町税又は地方自治法第225条に規定する使用料を滞納していない者。	50万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/machizukuri/sumai/1855.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	住まい・まちづくり推進事業(空き家バンク活用促進事業)	<p>【持ち主】</p> <p>①空き家バンクに登録した空き家において、賃貸借契約が成立し居住を開始後一年を経過</p> <p>②空き家バンクに登録した空き家において、住宅の売買契約が成立し居住を開始</p> <p>③空き家バンクに登録した宅地において、宅地の売買契約が成立し居住を開始</p> <p>④空き家バンクに宅地を登録する条件で、町が認定した老朽した危険家屋を解体し、宅地を空き家バンクに登録</p> <p>【借り手・買い手】</p> <p>⑤空き家バンクに登録された空き家を賃借した者が、居住に必要な住宅改修等を実施</p> <p>⑥空き家バンクに登録された空き家を購入し、居住を開始</p> <p>⑦空き家バンクに登録された宅地を購入し、居住を開始</p> <p>※ 地方税の滞納がない世帯</p>	<p>【持ち主】</p> <p>①一年間の家賃の1/2以内(限度額5万円) ②売価の1/2以内(限度額10万円) ③売価の1/2以内(限度額5万円) ④解体費用の1/3以内(限度額30万円、または50万円)</p> <p>【借り手・売り手】</p> <p>⑤改修費用の1/2以内(限度額20万円) ※町外転入者は限度額30万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算</p> <p>⑥取得価格の1/2以内(限度額40万円) ※町外転入者は限度額60万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算</p> <p>⑦取得価格の1/2以内(限度額20万円) ※町外転入者は限度額30万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算</p>	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/machizukuri/sumai/1/1857.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	住まい・まちづくり推進事業(安心定住促進事業)	<p>【同居住宅支援補助】</p> <p>①2親等以内の者が居住する住宅に新たに同居するために必要な住宅の建築</p> <p>【近居住宅支援補助】</p> <p>②1親等以内の者が居住する同一行政区に新たに住宅を新築または購入</p> <p>※ 地方税の滞納がない世帯</p>	<p>【同居住宅支援補助】</p> <p>①建築費用の1/2以内(限度額40万円) ※町外転入者は限度額60万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算</p> <p>【近居住宅支援補助】</p> <p>②新築又は取得価格の1/2以内(限度額40万円) ※町外転入者は限度額60万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算</p>	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/machizukuri/sumai/1/1854.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	入善町空き家活用新規創業応援事業	<p>①空き家を活用して新規創業する方</p> <p>②満20歳以上であって、申請の日から1年以内に創業予定であること</p> <p>③町税を滞納していないこと</p>	初期投資経費の3分の1以内(上限1,000千円)	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/sohiki/sumai_mac_hidukuri/2/2/1205.html	0765-72-3841
保険福祉課	高齢者住宅改善支援事業	<p>①介護保険法に基づく要介護者及び要支援者がいる、所得税非課税世帯。</p> <p>②介護認定を受けていない65歳以上の方がいる、所得税非課税世帯。</p>	<p>①対象工事費(90万円限度)の2/3</p> <p>②対象工事(45万円限度)の2/3</p>	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/kenko_fukushi/fukushi/2/3/3385.html	0765-72-1845

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
保険 福祉課	在宅重度 障害者住 宅改善費 補助金	在宅の重度障がい者の既存の住宅を改善する場合 ①身体障害者手帳1,2級を所持する肢体不自由者,もしくはは 視覚障がい者 ②内部障がい有する者で補装具の車椅子の交付を受けて いるもの ③療育手帳Aを所持するもの ただし、所得制限有	①所得税非課税世帯: 90万円以内 ②所得税課税世帯:60 万円以内	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/kenko_fukushi/fukushi/3/3/4/4308.html	0765- 72-1841
保険 福祉課	日常生活 用具給付 事業	対象 ・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害者等であ って障害程度等級3級以上の者。 ・難病患者等と認められる者であって下肢又は体幹機能に 障害のある者 ※ 地方税の滞納がないこと	20万円以内(課税世帯: 自己負担1割、非課税 世帯:自己負担なし)	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/kenko_fukushi/fukushi/3/3/3414.html	0765- 72-1841
結 婚・ 子育 て応 援課	新婚世帯 住居費等 支援事業	下記の要件を満たす新婚世帯の、賃貸住宅への入居費、 住宅の取得費等、引越費用に補助 ①婚姻届を提出、受理された夫婦 ②合計年齢100歳以下 の夫婦(婚姻日現在) ③入善町に住民登録し、2年以上 定住する意思のある夫婦 ④町税の滞納がない世帯 ※12か月以内に、(1)婚姻届の提出・受理、(2)入善町への 住民登録、(3)住宅の賃貸借や取得に係る契約の締結と入 居費や引越費用などの支払いが完了していること	補助上限額 30万円	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/so-shiki/kekkon_kosodate/2/2/755.html	0765- 72-1853
【朝日町】					
建設 課	木造住宅 耐震改修 支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てら れたもの ③在来軸組工法によるもの	対象経費の5分の4(上限 100万円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/jutaku_doro_suido/jutaku/1450750199172.html	0765- 83-1100
建設 課	住宅取得 促進補助 金	町内に自ら居住する住宅を取得(新築・増改築・購入)又は 中古住宅のリフォームを行う者	・宅地の取得 対象経費 の10%(上限:50万円) ・住宅の取得 対象経費 の10%(上限:以下のと おり) ①一般世帯 20 万円 ②転入世帯 120 万円 ③近居世帯 120 万円 ④同居世帯 170 万円	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/jutaku_doro_suido/jutaku/1450750199497.html	0765- 83-1100
建設 課	賃貸住宅 家賃補助 金	朝日町空き家・空き地情報バンクに登録されている住宅又 は町内の民間賃貸住宅に入居する転入世帯又は新婚世 帯	①朝日町空き家・空き地 バンク登録住宅 月額家賃の2分の1(上 限20,000円)×36月 ② 民間賃貸住宅 月額家賃の2分の1(上 限10,000円)×36月	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/jutaku_doro_suido/jutaku/1450750199497.html	0765- 83-1100
建設 課	既存住宅 リフォーム 補助金	町内の自ら居住する住宅(既存住宅)をリフォームする者	対象経費の20%(上限 20万円) ただし、2親等以内の直 系親族(単身世帯は除 く)が転入し、同居す る場合は、上限70万円	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/jutaku_doro_suido/jutaku/1450750199123.html	0765- 83-1100
建設 課	合併処理 浄化槽設 置事業補 助金	公共下水道・特定環境保全公共下水道事業の認可区域外 の区域。主として居住の用に供する住宅であること	補助額 5~10人槽 100万円(最大)	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/jutaku_doro_suido/gappei_joukasou/1450750199027.html	0765- 83-1100
建設 課	水洗化等 改造資金 利子補給 制度	供用開始後3年以内に家屋の水洗化・排水設備等の工事 を行う個人。税金及び下水道事業受益者負担金等を滞納 していない者	利子補給利率 2.0% 融資対象借入限度額 200万円 期間 5年	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/jutaku_doro_suido/gesuido/1450750198836.html	0765- 83-1100
住 民・ 子 ども課	朝日町老 朽危険家 屋等撤去 促進事業	-	解体費用の1/2以内(限 度額500千円)	-	0765- 83-1100
住 民・ 子 ども課	空き家改 修費補助 事業	①朝日町空き家情報バンクに賃貸物件として登録すること (おおむね3年間)。②町内施工業者によるリフォーム工事 であること(補助対象となるリフォーム工事については、下記 をご覧ください。)。③年度内に着手し完了する工事であ ること。	工事費の1/2(上限50万 円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/jumin_kodomo/ijuteijiu/1467345169993.html	0765- 83-1100

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	ホームページ	問い合わせ先 電話番号
商工 観光 課	朝日町商 業等魅力 アップ事 業	卸売業、小売業及びサービス業並びに中心市街地等の店舗等により営業を行う者。	補助率:1/2、上限:100万円(中心市街地等で起業する場合は200万円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/jigyosha/kigyoyou/1464653046452.html	0765- 83-1100
健康 課	在宅寝た きり高齢 者等住宅 改善費補 助金	在宅の65歳以上の準寝たきり若しくは寝たきり又は認知症高齢者と認定した者で、介護支援専門員、住宅についての相談、助言等を行っている福祉、保健、医療又は建築の専門家が住宅改善が必要であると認めたもの。ただし、前年分の所得税非課税世帯に限る。	対象経費の3分の2(上限60万円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/kurashinojouhou/koreisha_kago/josei/1450750196521.html	0765- 83-1100
健康 課	在宅重度 障害者住 宅改善費 補助金	身体障害者手帳1、2級の肢体不自由者又は視覚障害者及び車いすに乗る内部障害者及び療育手帳Aの知的障害者であって、その属する世帯が所得税非課税世帯あるいは287,500円以下の課税世帯である者	所得税非課税世帯:対象経費の全額(上限90万円) 所得税課税世帯:対象経費の3分の2(上限60万円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/kenko/tiikifukusi/1449209195729.html	0765- 83-1100
農林 水産 課	朝日町地 域材活用 促進事業	①1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の50%未満の場合を含む)及びその同一敷地内にある附属建物(車庫・納屋・倉庫)であること ②町内で自らが居住するために新築・増改築するもの ③朝日町産木材を5㎡以上使用すること ④建築士が設計した建物であること	補助額 1㎡当り 20,000円 (1戸当り上限額 500,000円 100,000円 ～500,000円)	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/norinsuisan/hojyo/1449208969245.html	0765- 83-1100
農林 水産 課	朝日町地 域材活用 促進奨励 事業	朝日町地域材活用促進事業の対象になった建物の施行業者で、町内に事務所または事業所を有する個人及び法人であること	補助額 1事業 100,000円	https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/norinsuisan/hojyo/1449208969245.html	0765- 83-1100

番号	統計
1	人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移・推計
2	人口構成の推計
3	高齢者人口の推移・推計
4	世帯人数構成の推移
5	世帯構成別の世帯数の推移・推計
6	高齢世帯数の推移・推計
7	三世帯同居世帯の推移
8	合計特殊出生率の推移
9	住宅ストックと世帯数の推移
10	空き家戸数の推移
11	1住宅当たり延べ面積
12	高齢者等のための設備の設置状況
13	5年間(平成20～25年、平成25～30年)に滅失又は空き家化した建築時期別住宅戸数
14	住宅に関する各種指標(持ち家比率、一戸建率、1住宅当たり延べ面積、空き家率、高齢者等のための設備設置率、二重サッシ又は複層ガラスの窓がすべての窓にある住宅比率)
15	住宅の耐震化の状況
16	高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化
17	持ち家比率等の推移(持ち家比率、住宅外部のユニバーサルデザイン化率、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合の推移)
18	新設住宅着工戸数の推移
19	利用関係別新設住宅着工戸数の推移
20	利用関係別新設住宅着工戸数比率の推移
21	利用関係別新設住宅の1戸当たり面積の推移
22	新築住宅における住宅性能表示の実施率の推移
23	新築住宅における認定長期優良住宅の割合の推移
24	景観づくり住民協定の締結件数、まちづくりに関する住民協定等の件数、空家等対策計画を策定した市町村数、地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数
25	要介護認定者数の推移・推計
26	高齢者のいる世帯の住宅の所有関係別割合
27	高齢者世帯の収入と住宅の所有関係
28	高齢者向け住宅の定員数・戸数
29	今後の住み替え・改善意向
30	高齢期における住み替え先として望ましい居住形態
31	将来、介護を受けたい場所
32	高齢者 高齢者世帯の住まいの状況

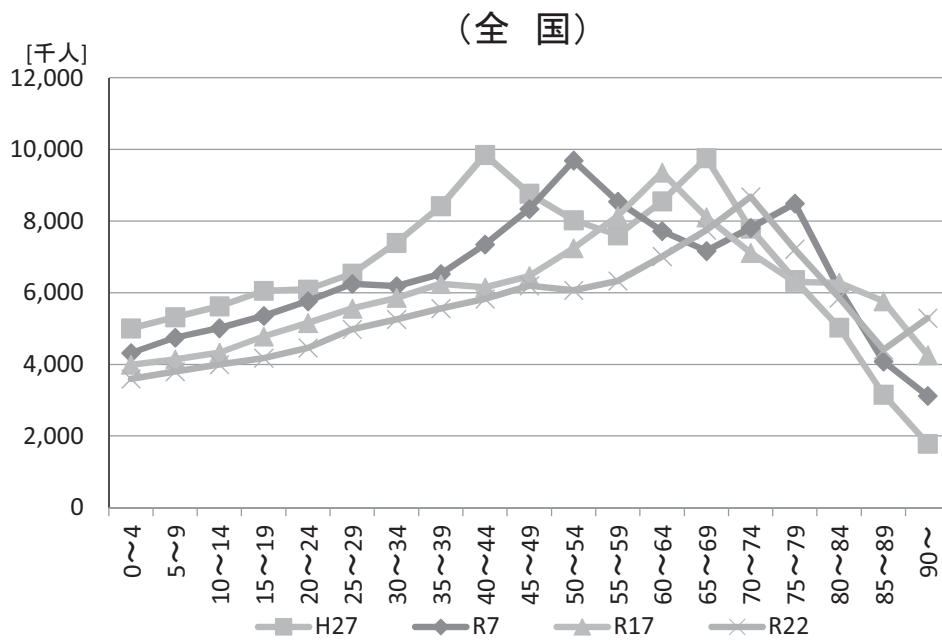
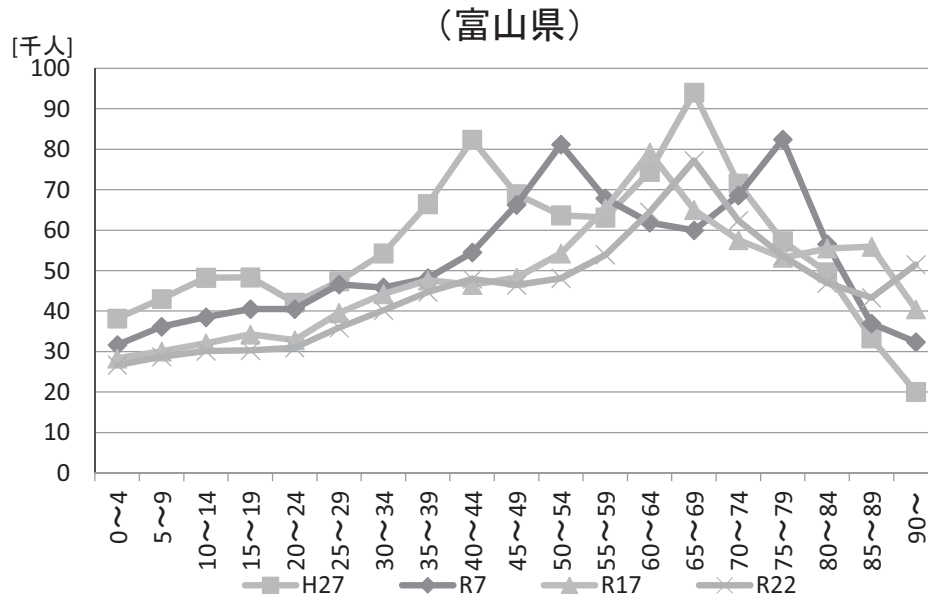
1 人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移・推計



総務省 国勢調査(H27(2015)年)

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年)

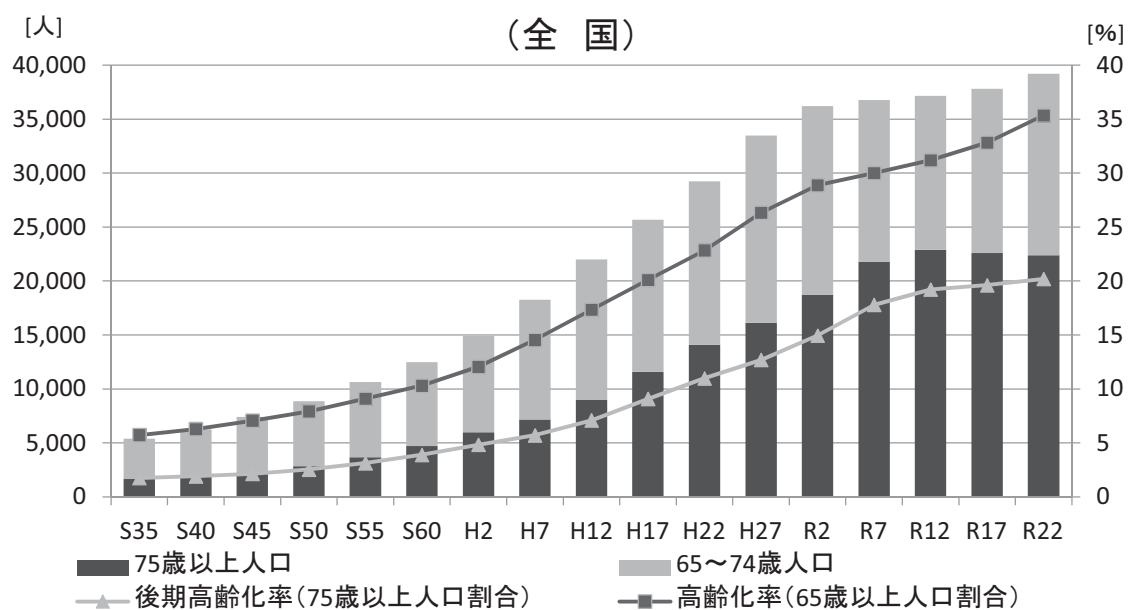
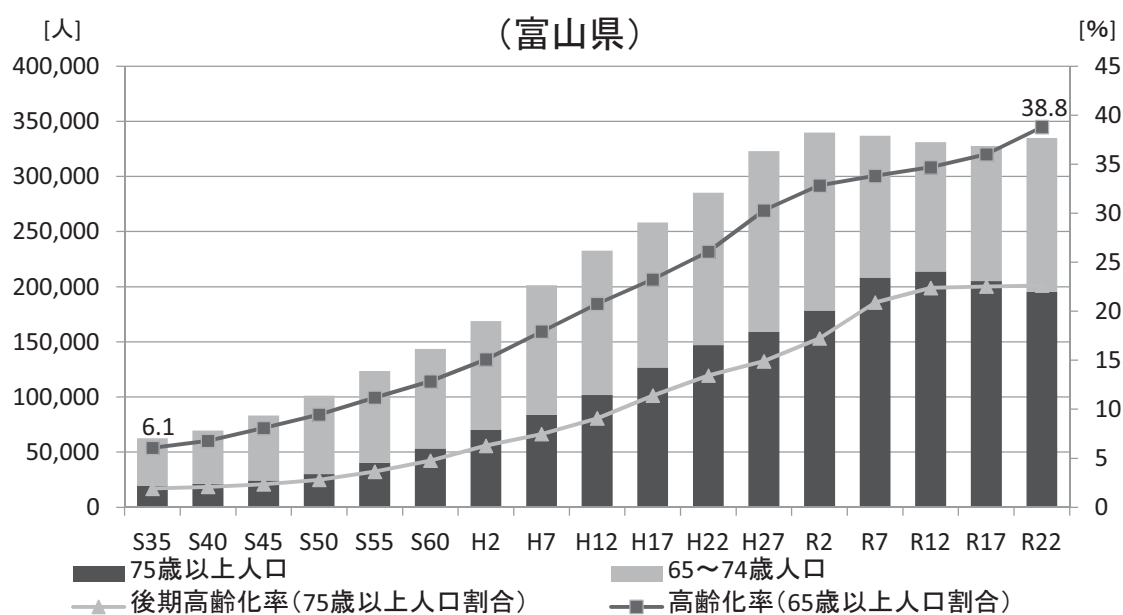
2 人口構成の推計



総務省 国勢調査(H27(2015)年)

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年)

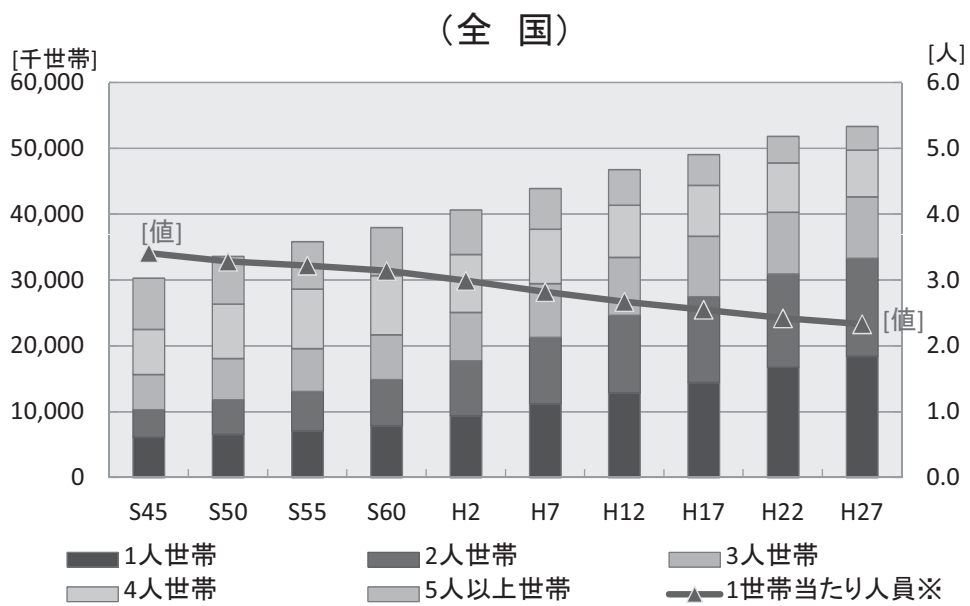
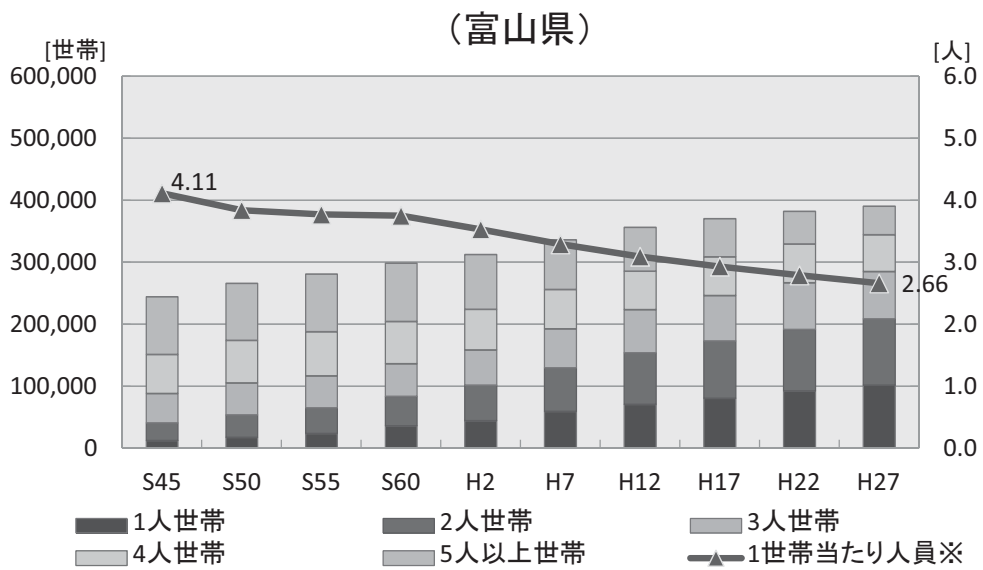
3 高齢者人口の推移・推計



総務省 国勢調査(H27(2015)年)

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年)

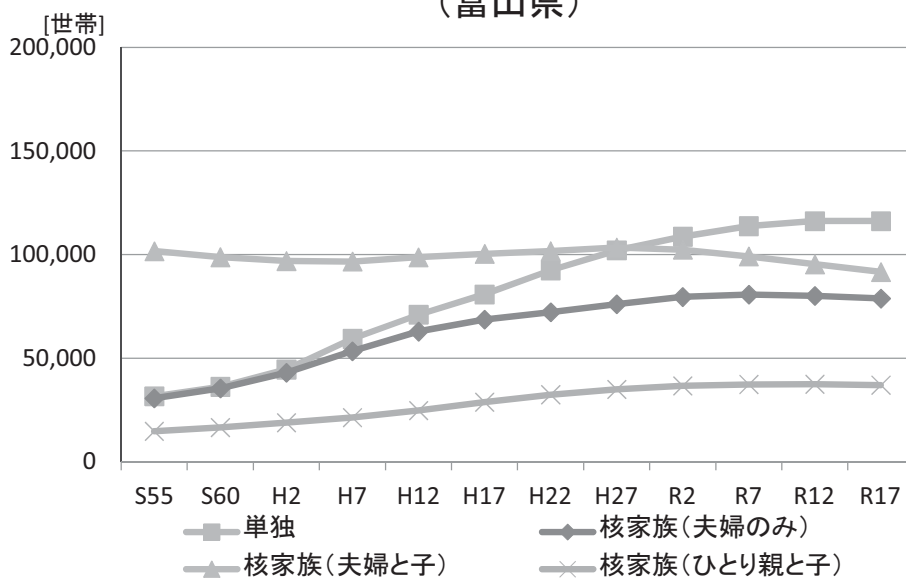
4 世帯人数構成の推移



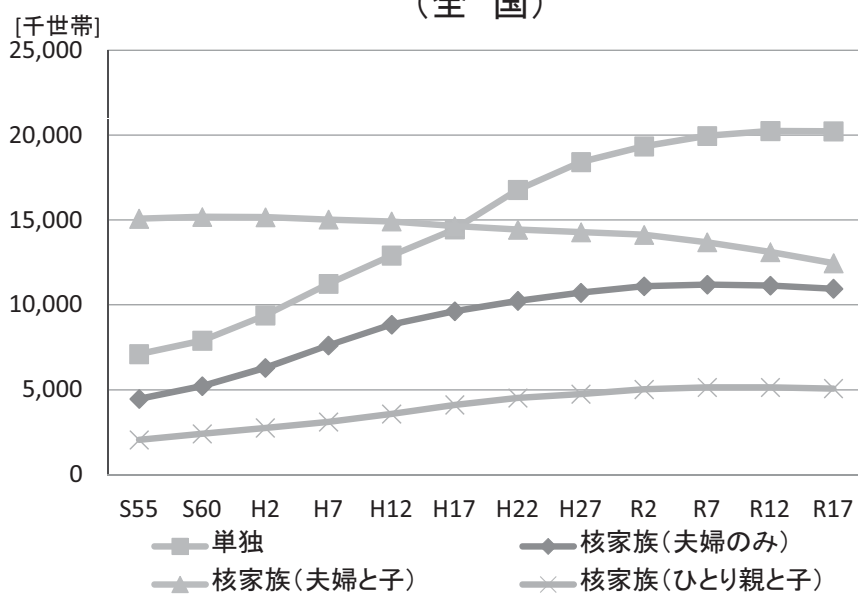
総務省 国勢調査(S45(1970)~H27(2015)年)

5 世帯構成別の世帯数の推移・推計

(富山県)



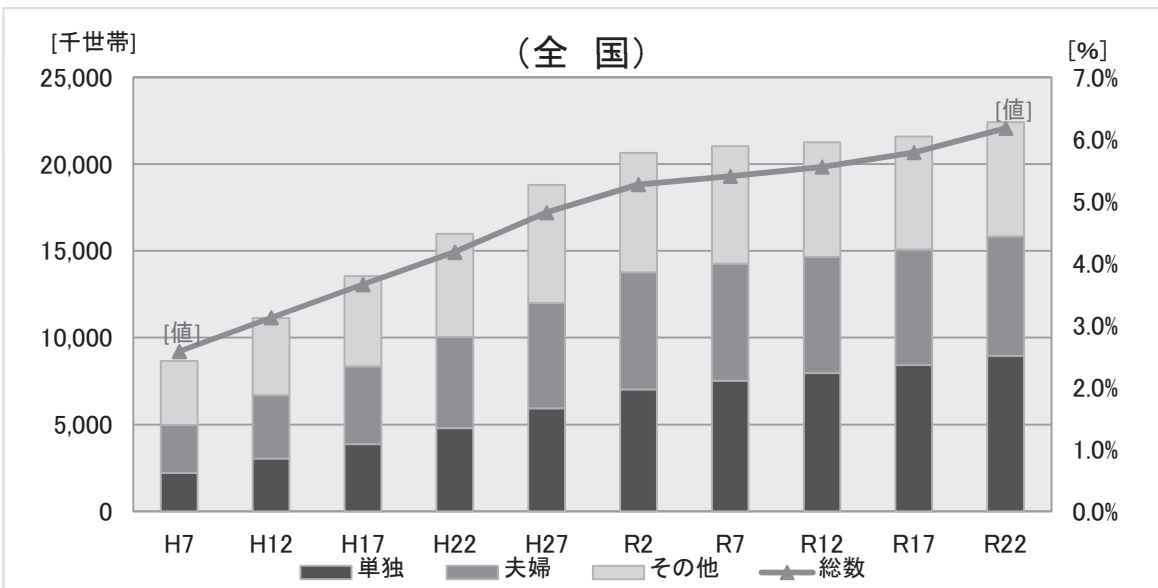
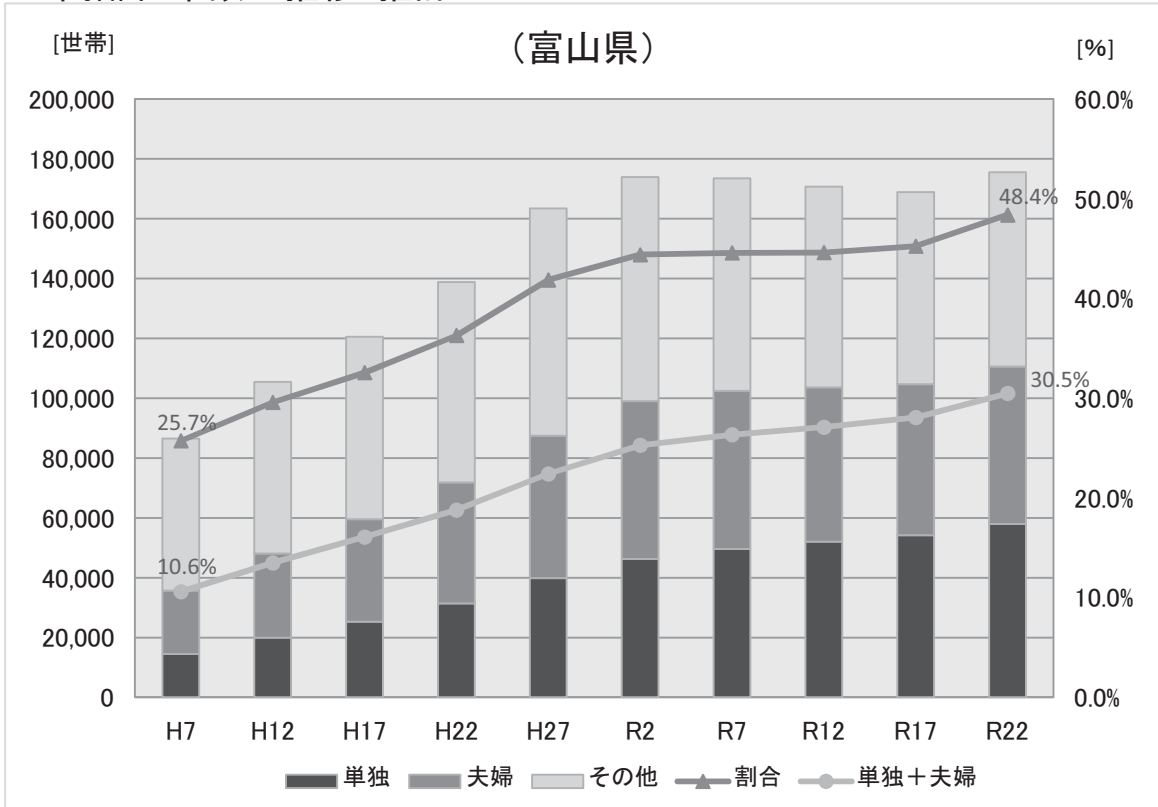
(全国)



総務省 国勢調査(H17(2005)年、H22(2010)年、H27(2015)年)

国立社会保障・人口問題研究所 『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(R元(2019)年推計)

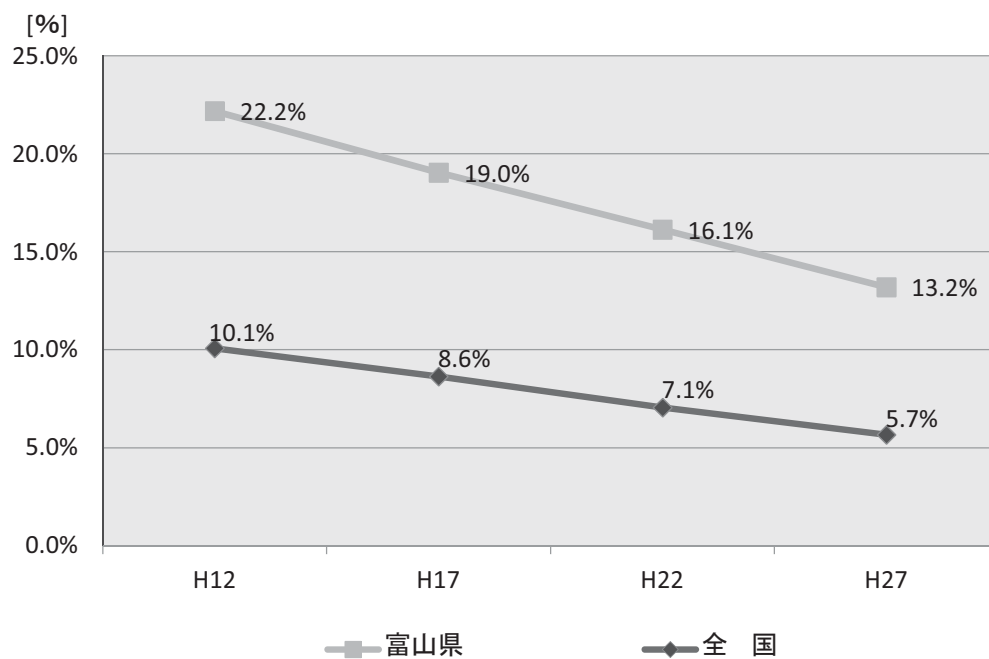
6 高齢世帯数の推移・推計



総務省 国勢調査(H7(1995)～H27(2015)年)

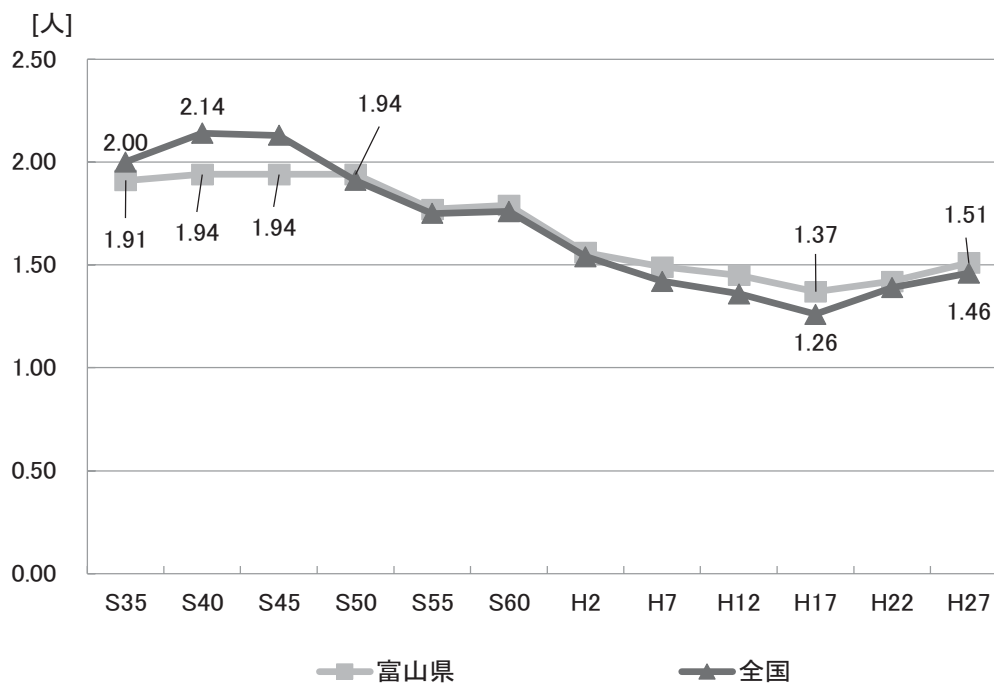
国立社会保障・人口問題研究所(H30(2018)年) 都道府県別にみた推計結果

7 三世同居世帯の推移



総務省 国勢調査(H12(2000)年～H27(2015)年)

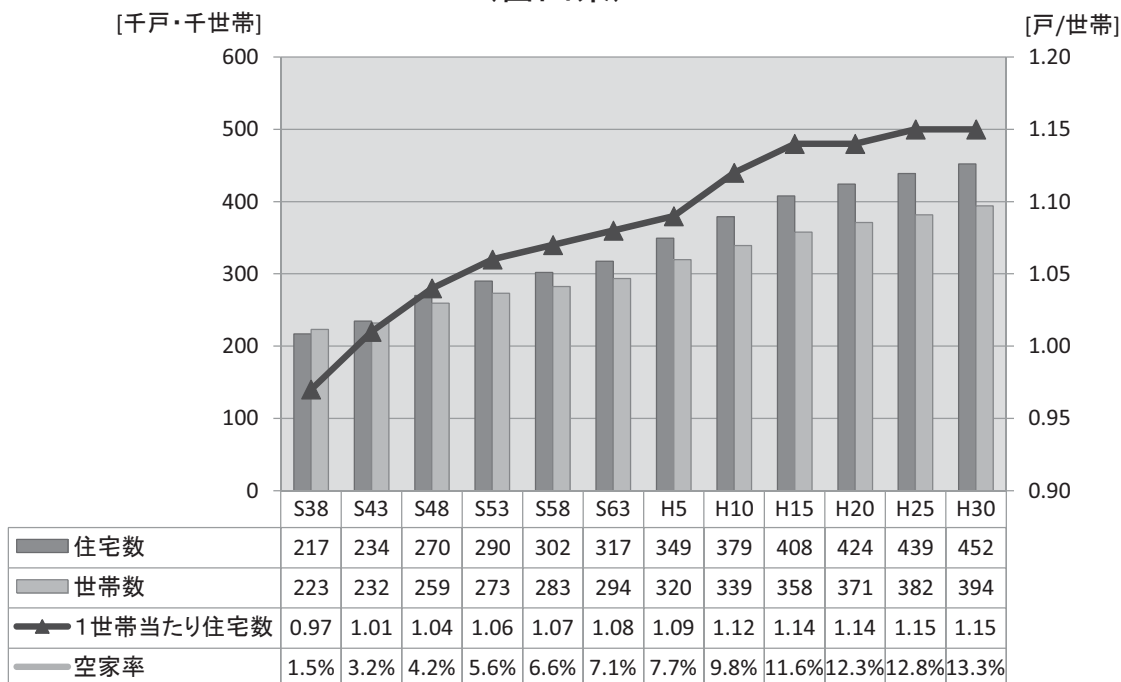
8 合計特殊出生率の推移



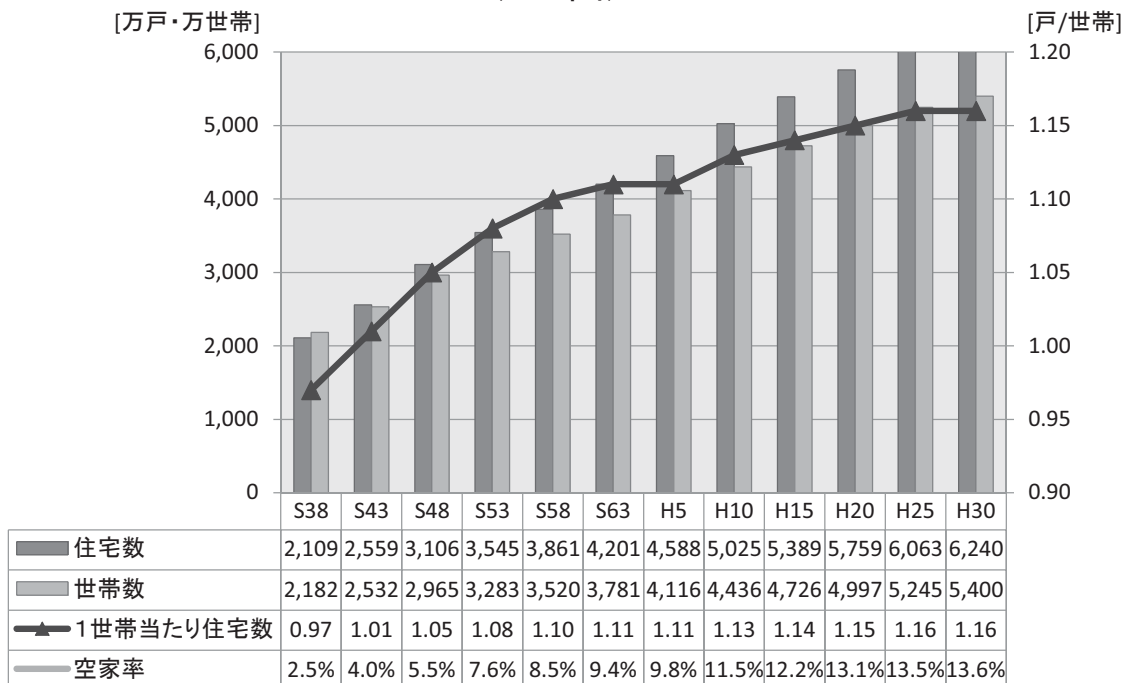
厚生労働省 人口動態調査(H28(2016)年)

9 住宅ストックと世帯数の推移

(富山県)



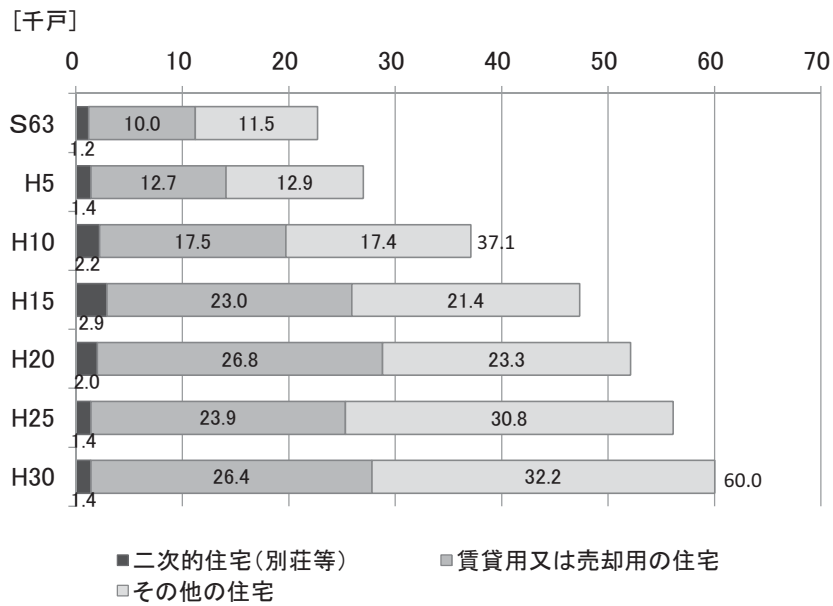
(全国)



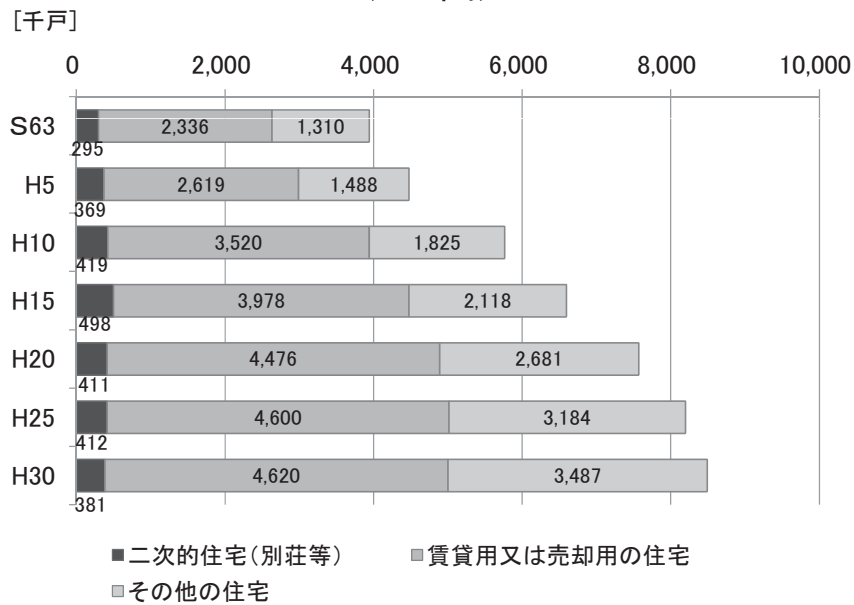
総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)

10 空き家戸数の推移

(富山県)

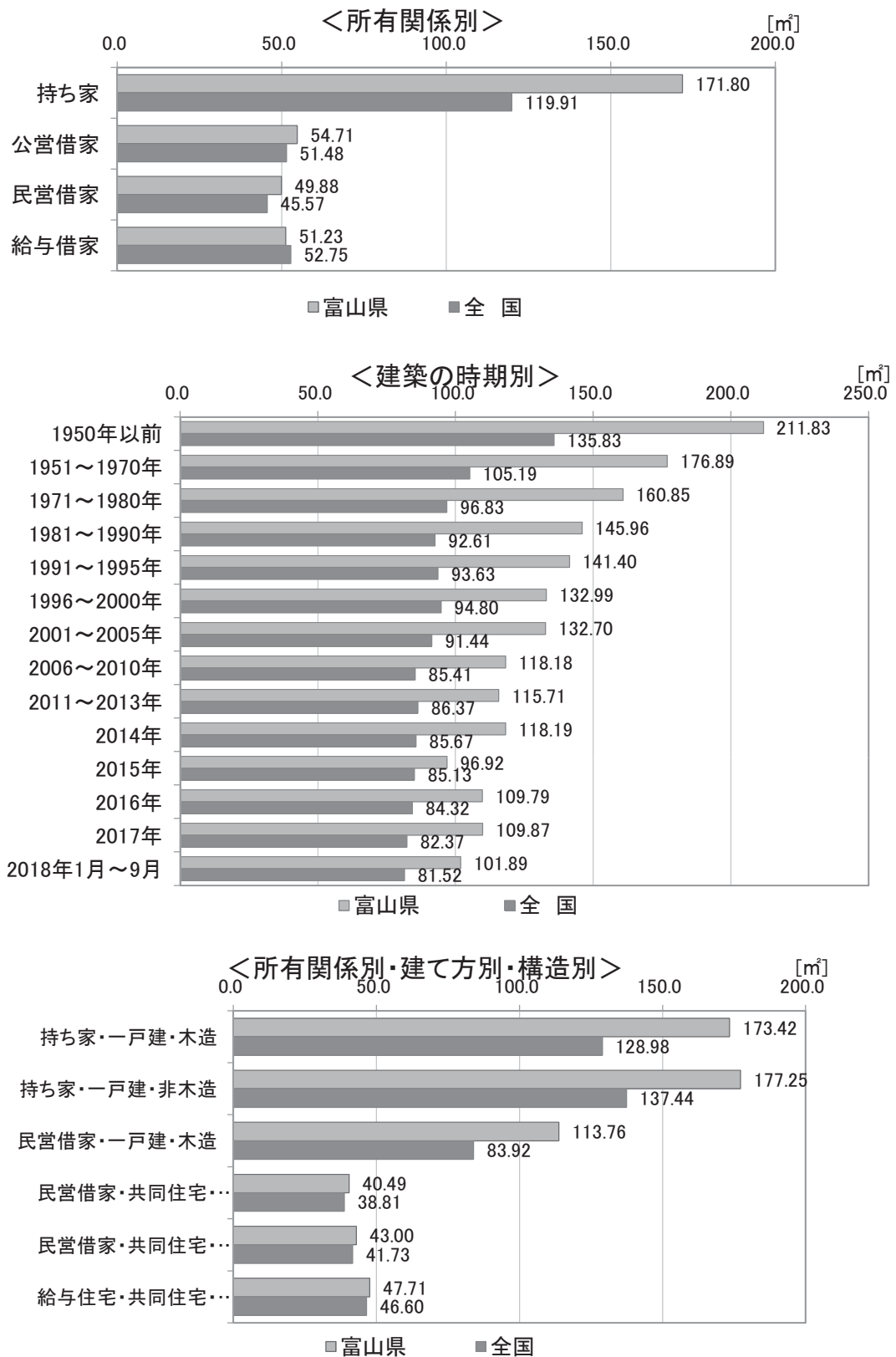


(全国)



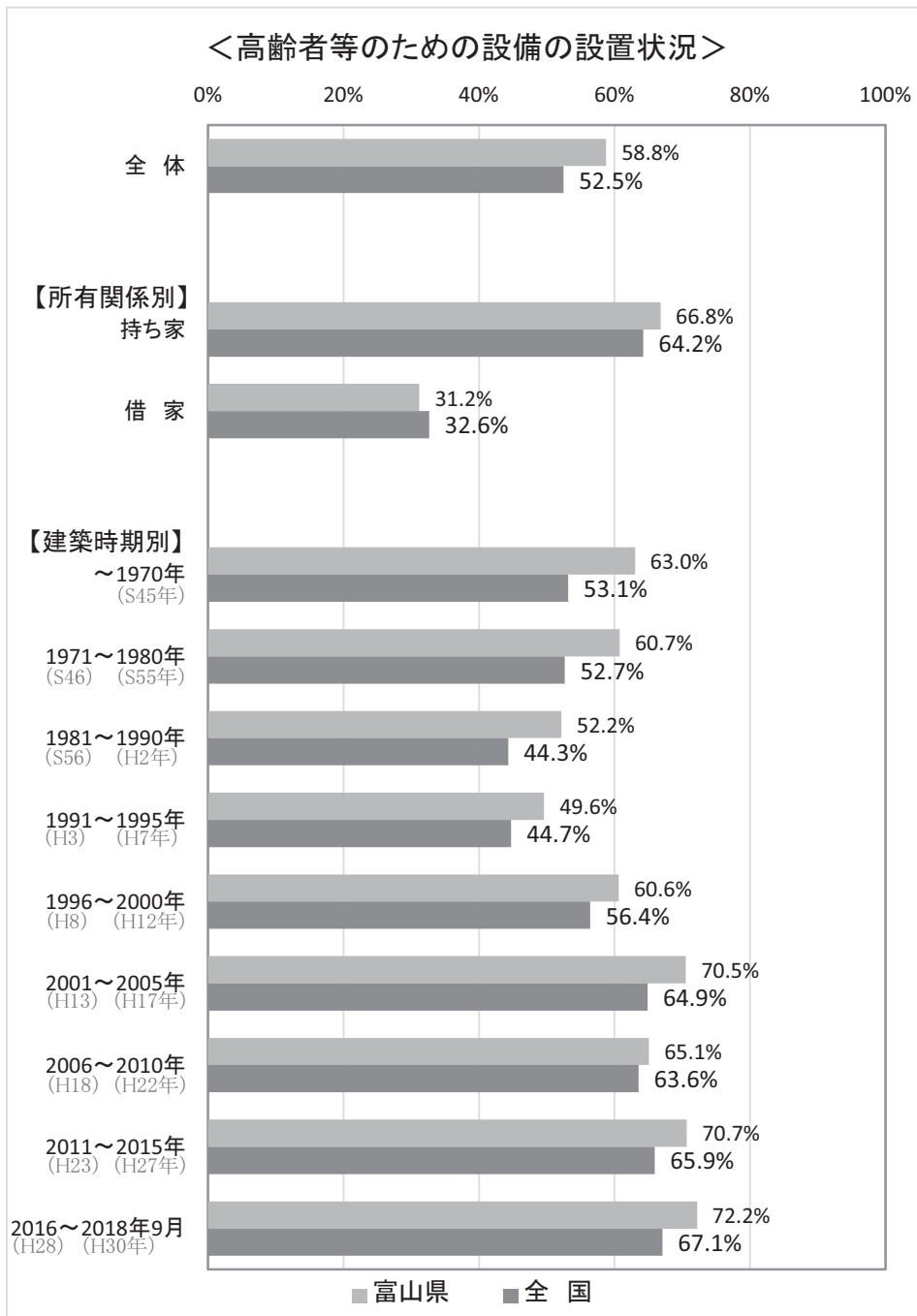
総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)

11 1住宅当たり延べ面積

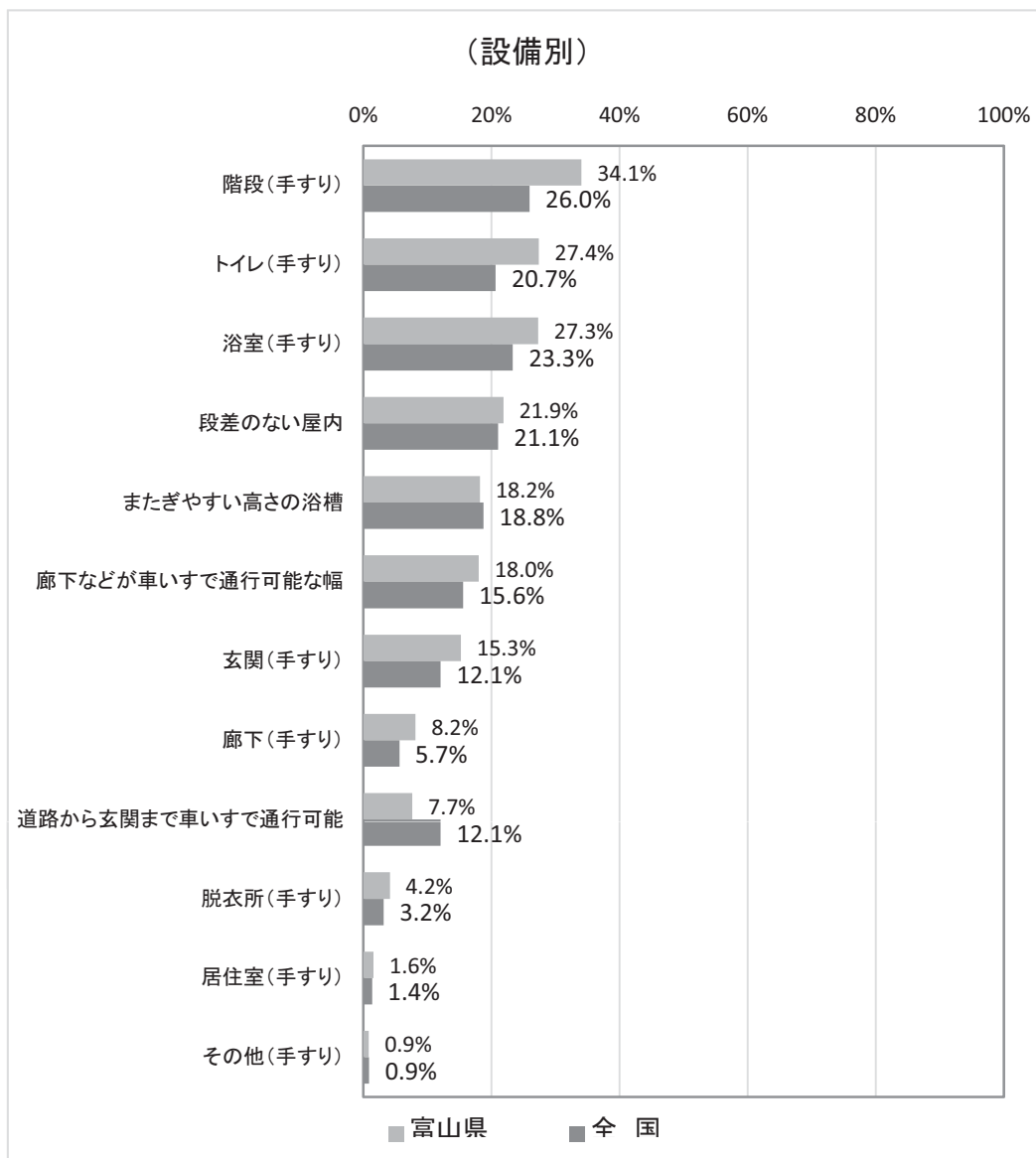


総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)

12 高齢者等のための設備の設置状況



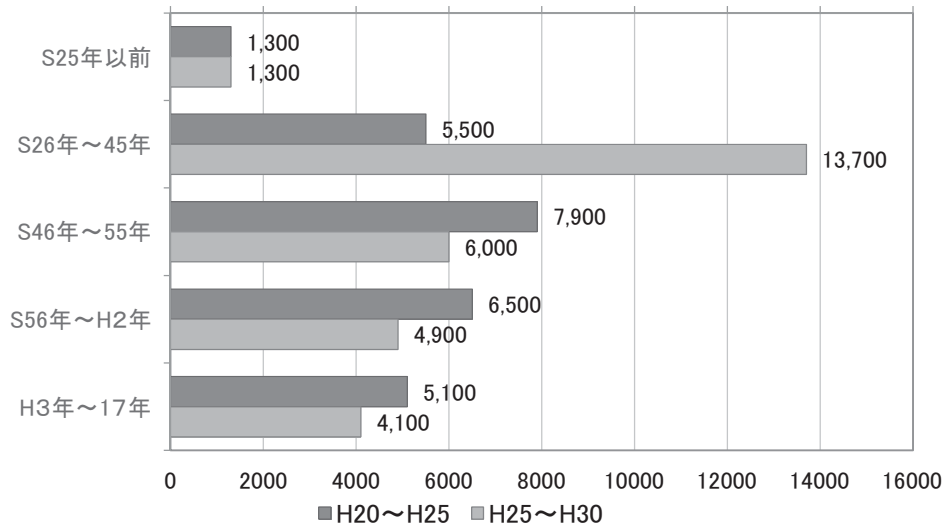
総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)



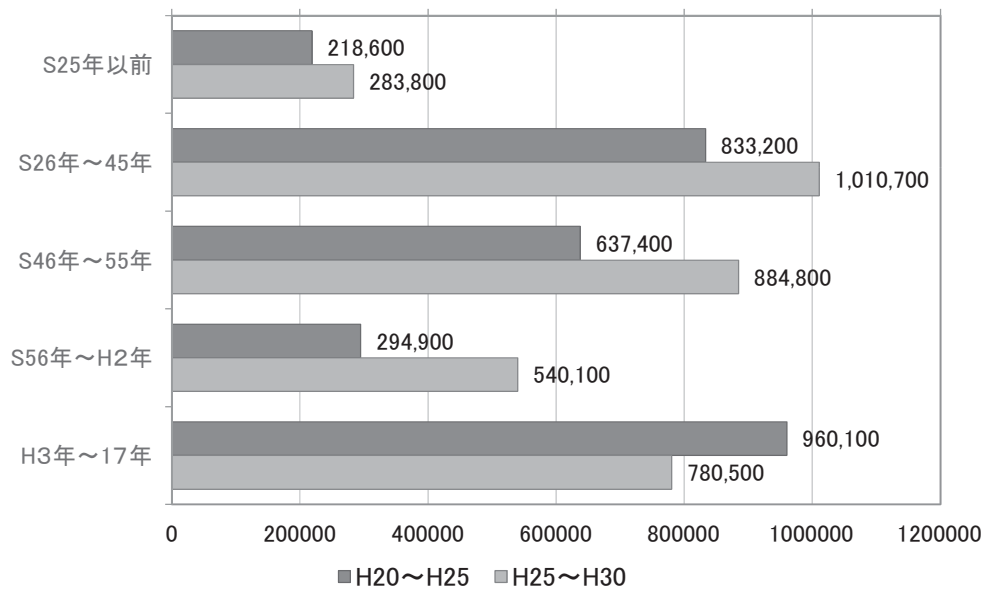
総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)

13 5年間に滅失又は空き家化した建築時期別住宅戸数

(富山県)



(全国)



総務省 住宅・土地統計調査(H25(2013)年～H30(2018)年)

※H20～H25＝H20ストック－H25ストック、H25～H30＝H25ストック－H30ストック

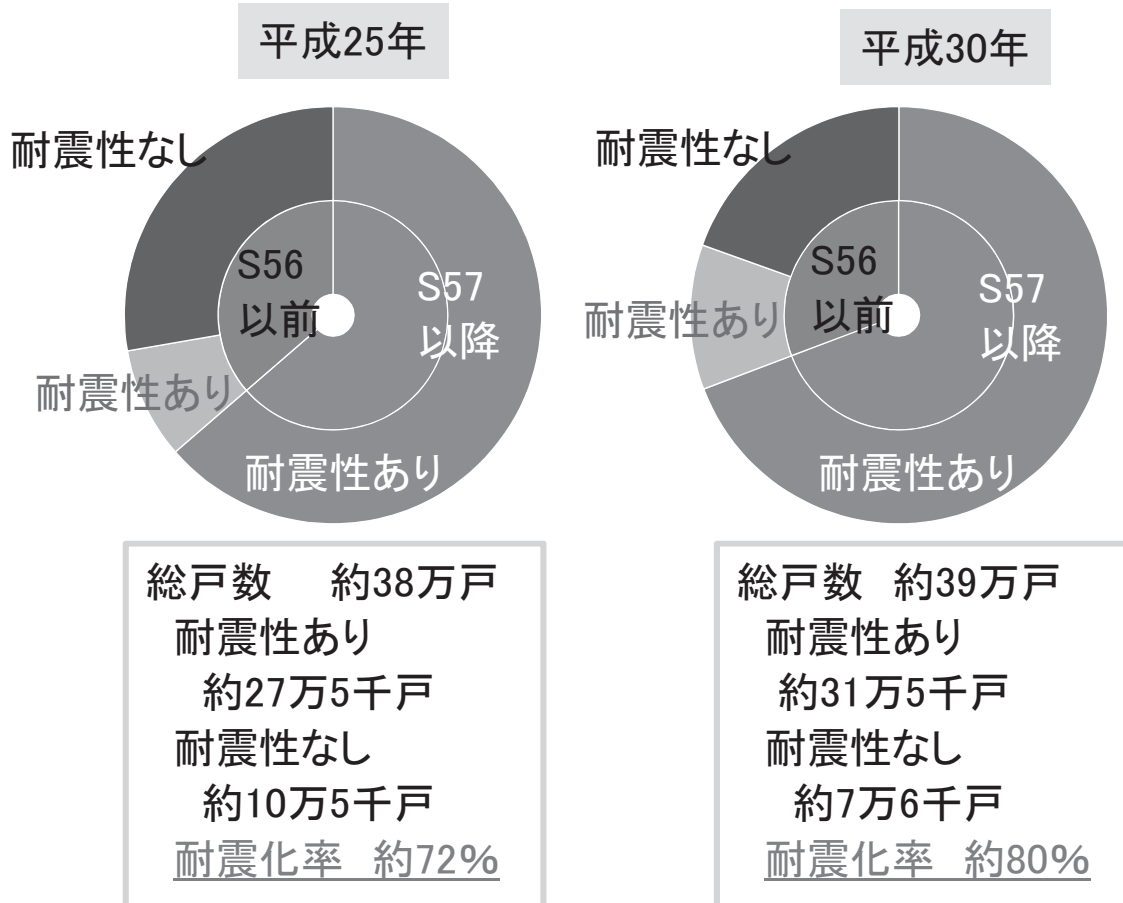
14 住宅に関する各種指標

指標		H25	H27	H30	R2
持ち家比率	富山県	79.4%	78.1%	76.8%	76.6%
	全国	61.7%	62.3%	61.2%	61.4%
一戸建率	富山県	79.7%	—	77.1%	—
	全国	54.9%	—	53.6%	—
1住宅当たり延べ面積(m ²)	富山県	150.08	—	143.57	—
	全国	92.97	—	92.06	—
空き家率	富山県	12.8%	—	13.3%	—
	全国	13.5%	—	13.6%	—
高齢者等のための設備設置率	富山県	58.3%	—	57.9%	—
	全国	50.9%	—	50.9%	—
二重サッシ又は複層ガラスの窓がすべての窓にある住宅比率	富山県	16.7%	—	18.5%	—
	全国	12.8%	—	14.7%	—

H25、H30 住宅・土地統計調査(総務省)

H27、R2 国勢調査(総務省)

15 住宅の耐震化の状況(富山県)



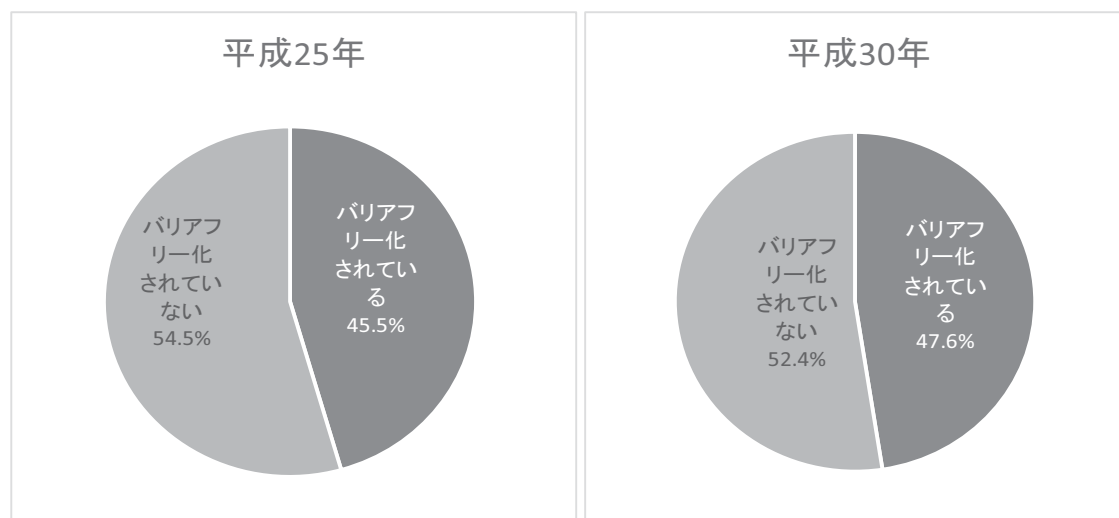
富山県資料

16 高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化

(2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消)の状況(富山県)

	総数	AまたはBに対応	バリアフリー化されている	バリアフリー化されていない
H25	196,300	89,400	45.5%	54.5%
H30	199,398	94,847	47.6%	52.4%

(注) A=手すり2ヶ所以上、B=段差のない屋内



総務省 住宅・土地統計調査(国土交通省による特別集計)(H25(2013)年、H30(2018)年)

17 持ち家比率等の推移

(富山県)

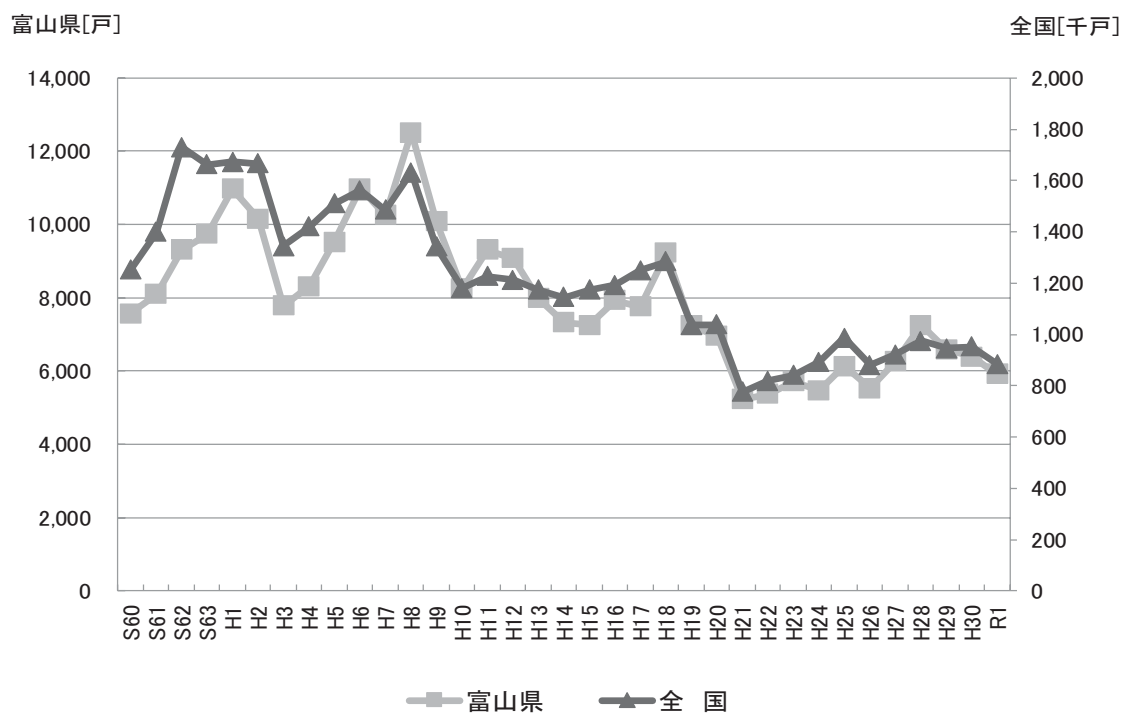
指標	概ね10年前	概ね5年前	現況
持ち家比率 住宅に住む一般世帯数に占める持ち家世帯の割合	79% (H17)	78% (H22)	78% (H27)
住宅外部のユニバーサルデザイン化率 道路から各戸の玄関まで、車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅の割合	8% (H20)	7% (H25)	8% (H30)
高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合 サービス付高齢者向け住宅のうち、高齢者生活支援施設を併設した施設数の割合		77% (H26)	78% (R1)

総務省 国勢調査(H22(2010)年、H27(2015)年)

総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)

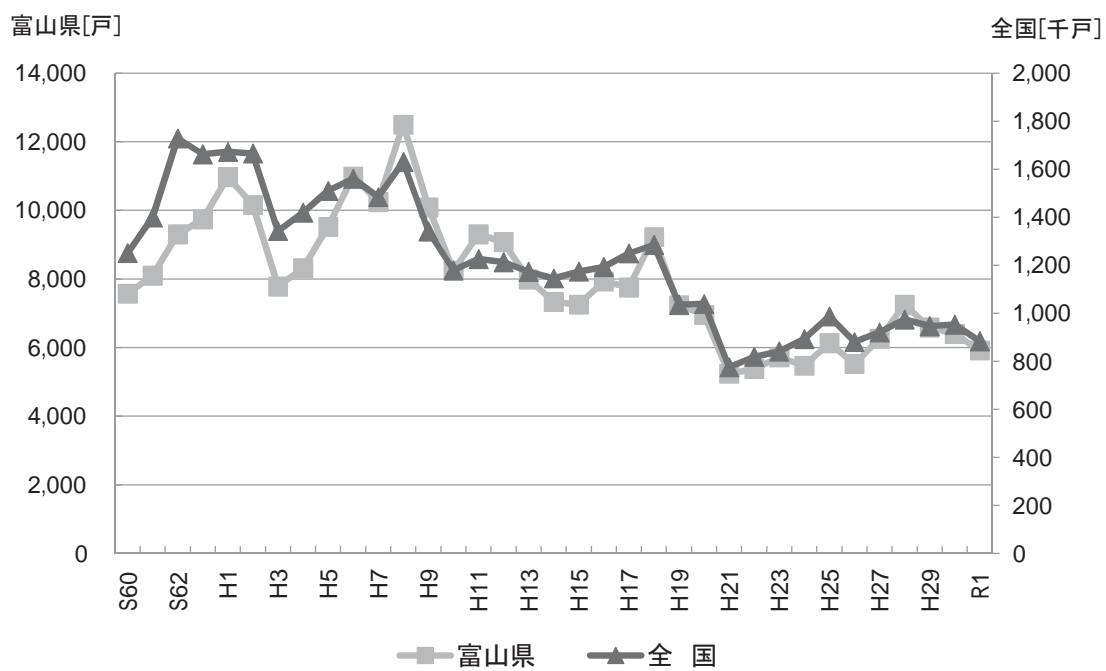
富山県資料

18 新設住宅着工戸数の推移



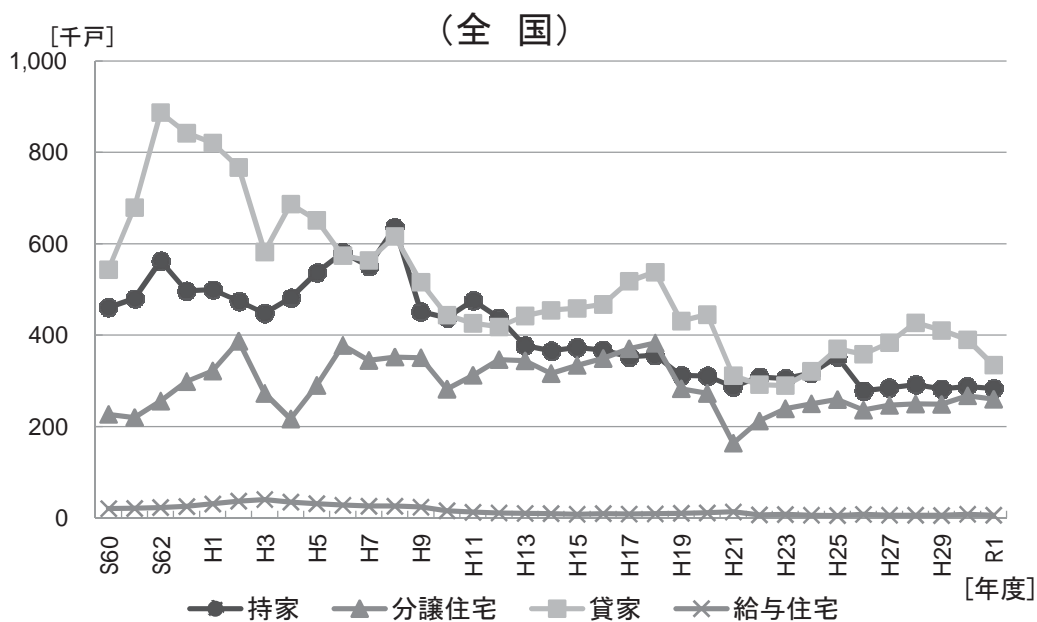
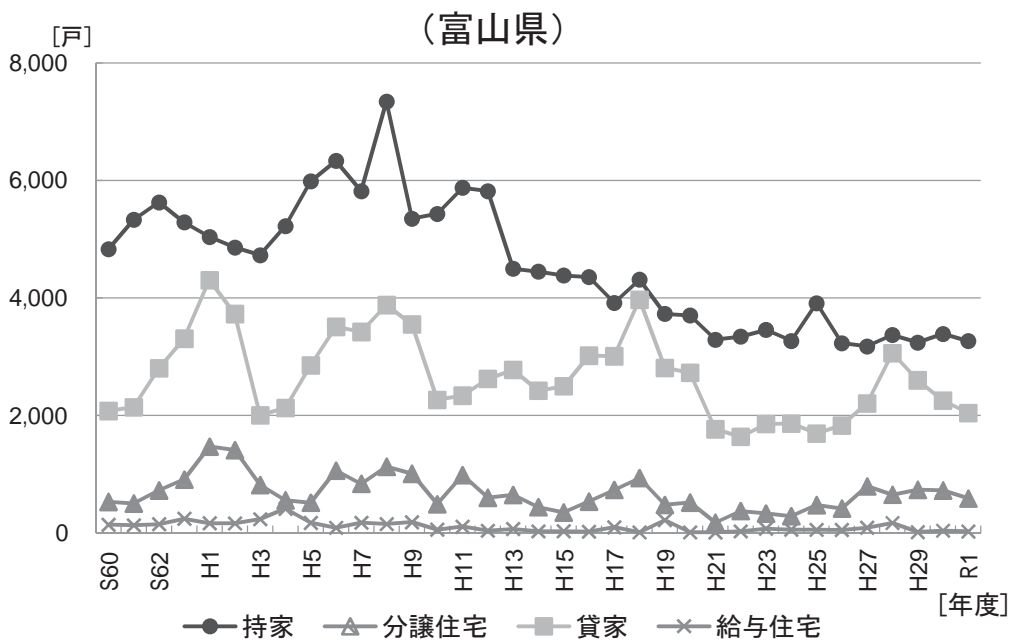
国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

18 新設住宅着工戸数の推移



国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

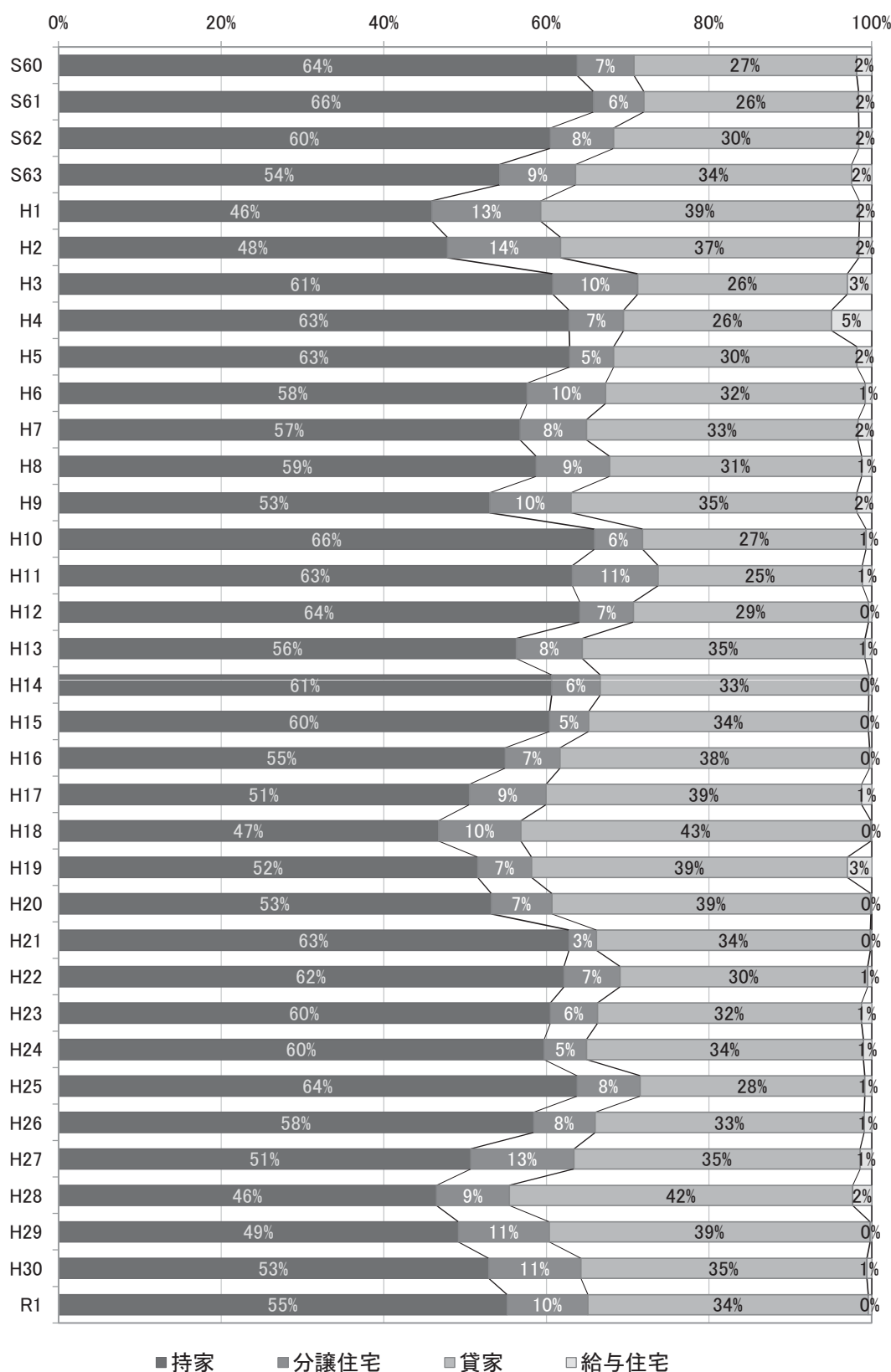
19 利用関係別新設住宅着工戸数の推移



国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

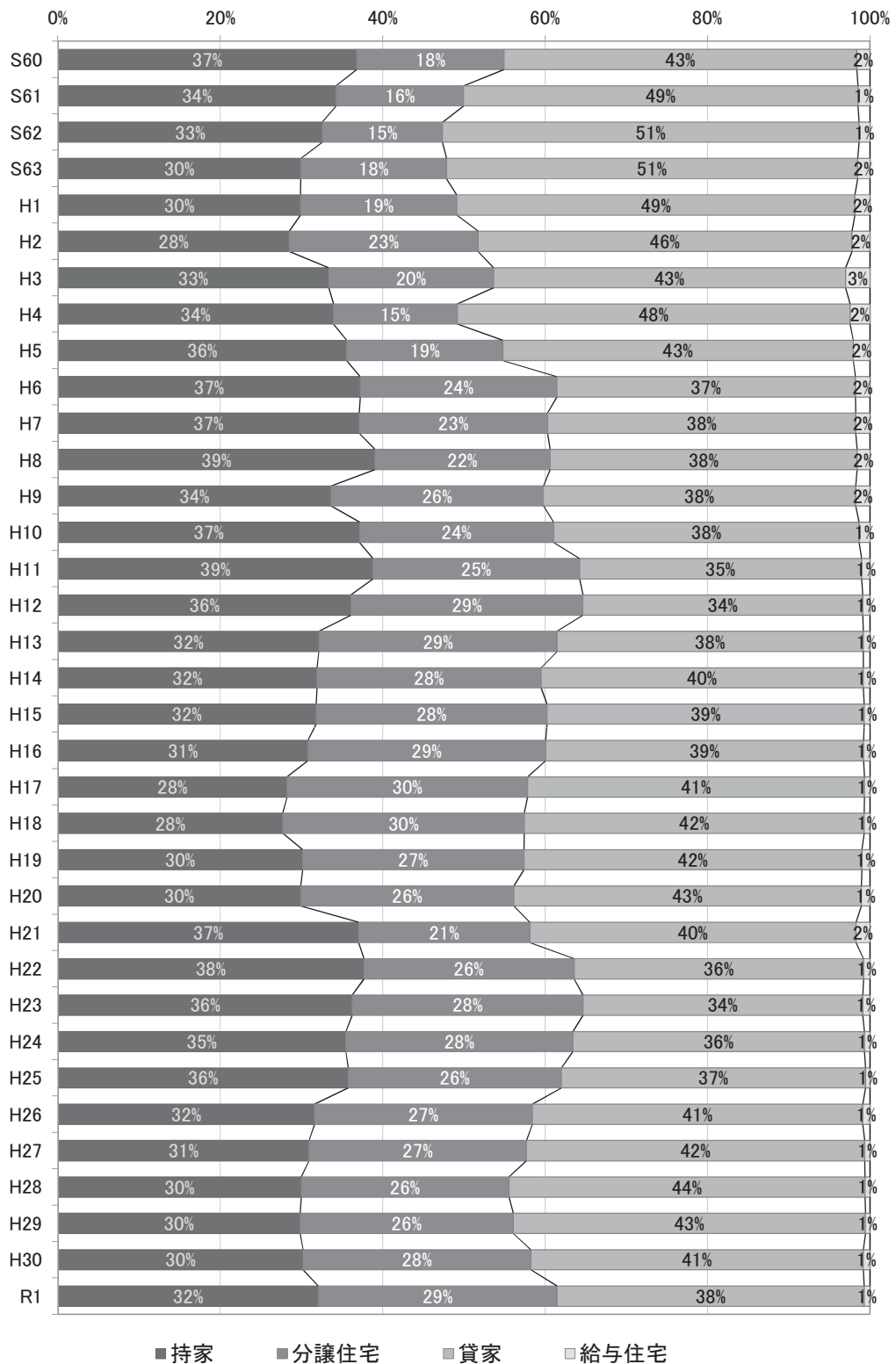
20 利用関係別新設住宅着工戸数比率の推移

(富山県)



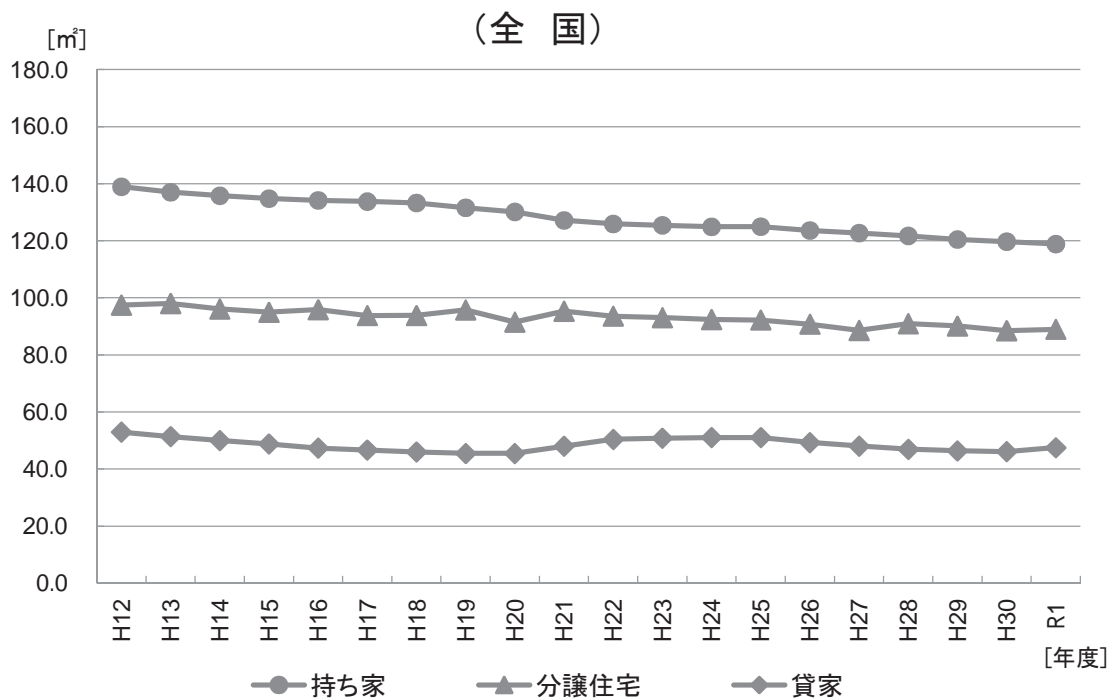
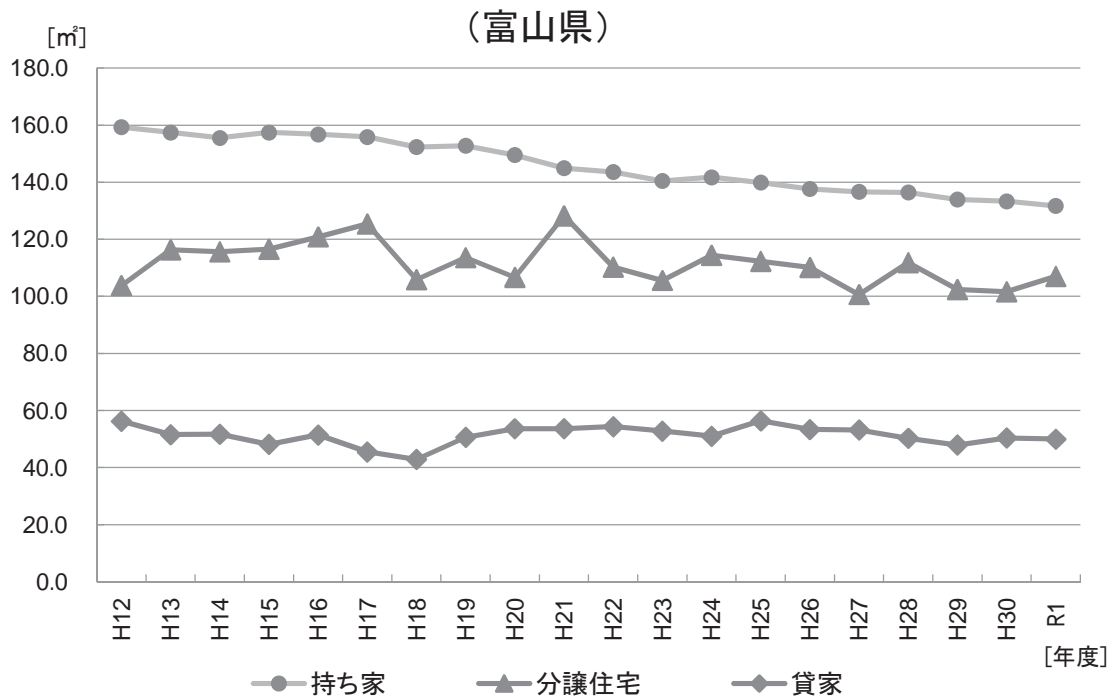
国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

(全国)



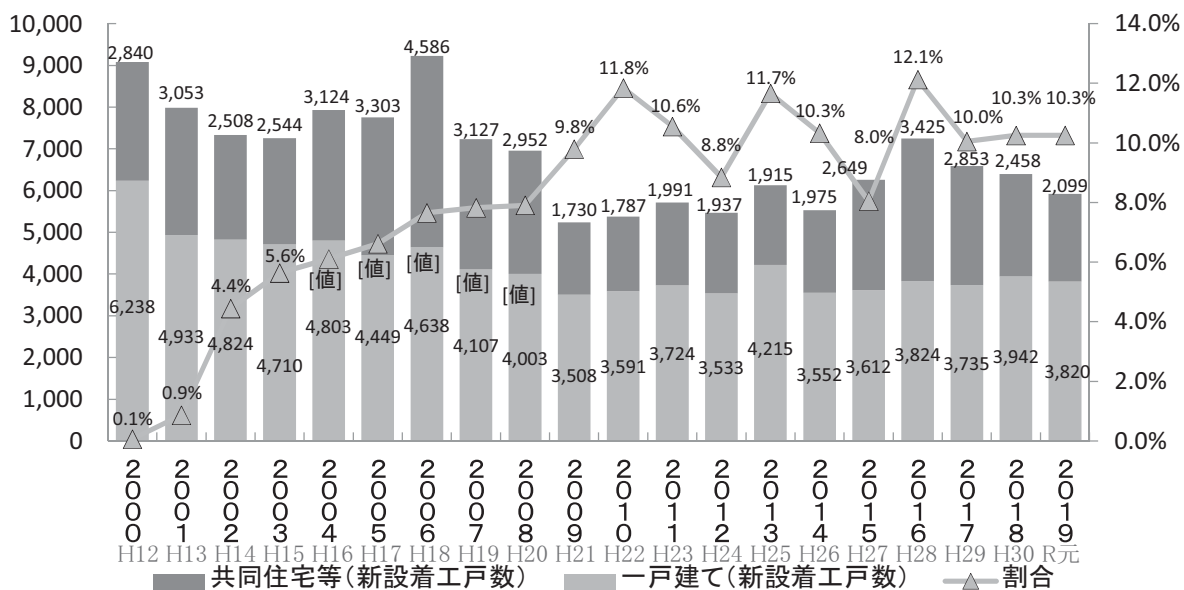
国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

21 利用関係別新設住宅の1戸当たり面積の推移



国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

22 新築住宅における住宅性能表示の実施率の推移 (富山県)

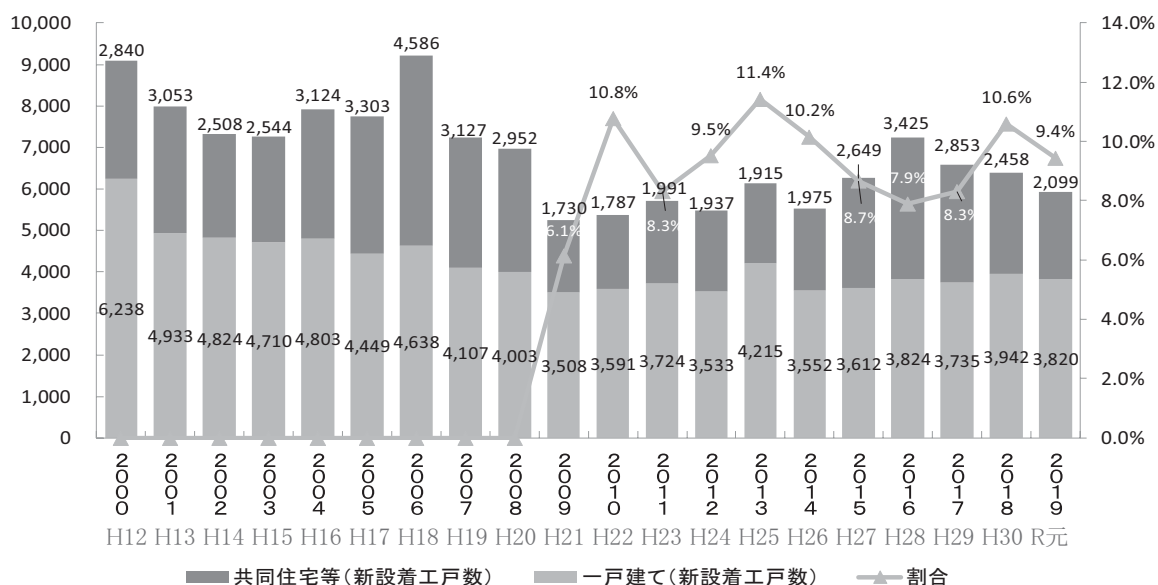


引用データ

一般社団法人住宅性能評価・表示協会 『都道府県別住宅性能評価書交付状況』

23 新築住宅における認定長期優良住宅の割合の推移 (富山県)

(富山県)



国土交通省 建築着工統計調査(R元(2019)年)

引用データ

一般社団法人住宅性能評価・表示協会 『長期優良住宅建築計画に係る技術的審査実績』

24 景観づくり住民協定の締結件数の推移
 まちづくりに関する住民協定等の件数の推移
 空家等対策計画を策定した市町村数の推移
 地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数の推移

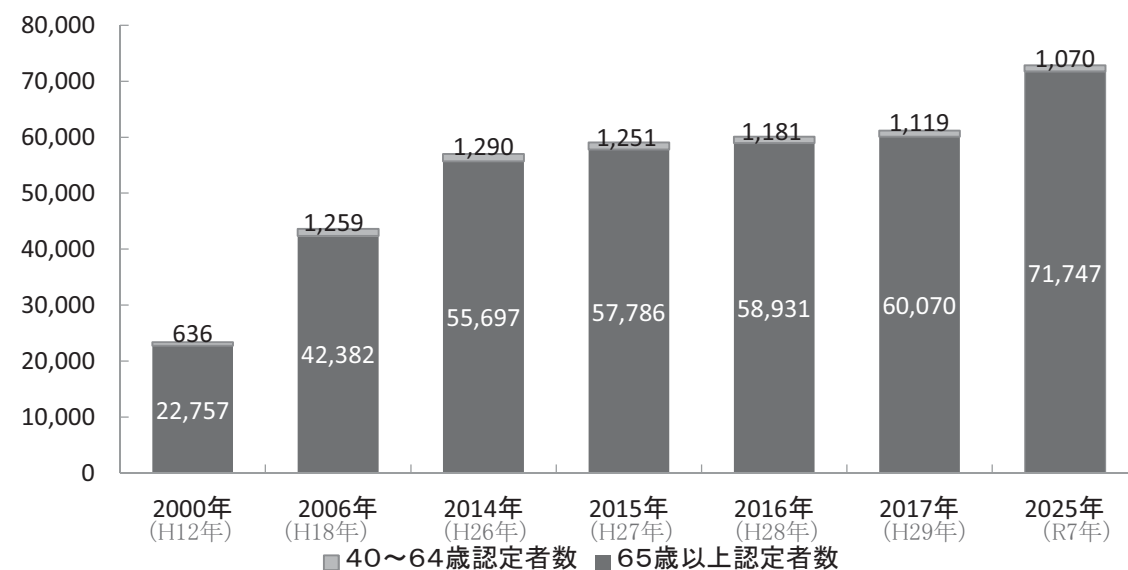
(富山県)

項目	概ね10年前	概ね5年前	現況
景観づくり住民協定の締結件数(累計) 県または市町村の景観条例に基づく住民協定等を締結した地区の数	4地区 (H22)	10地区 (H26)	14地区 (R1)
まちづくりに関する住民協定等の件数 まちづくりに関する協定等(地区計画、緑地協定、建築協定及び景観づくり住民協定)の件数	145件 (H22)	161件 (H26)	182件 (R1)
空家等対策計画を策定した市町村数 空家対策特別措置法第6条に基づく空家等対策計画を策定した市町村	0件 (H22)	0件 (H26)	14件 (R1)
地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数 認定を受けているNPO法人のうち、主としてまちづくりの推進を図る活動を行っているものの数	44法人 (H22)	53法人 (H27)	59法人 (R2)

協定件数、NPO数: 富山県資料
 空家等対策計画: 各市町HPより

25 要介護認定者数の推移・推計

(富山県)



富山県高齢者保健福祉計画 第7期富山県介護保険事業支援計画 P8

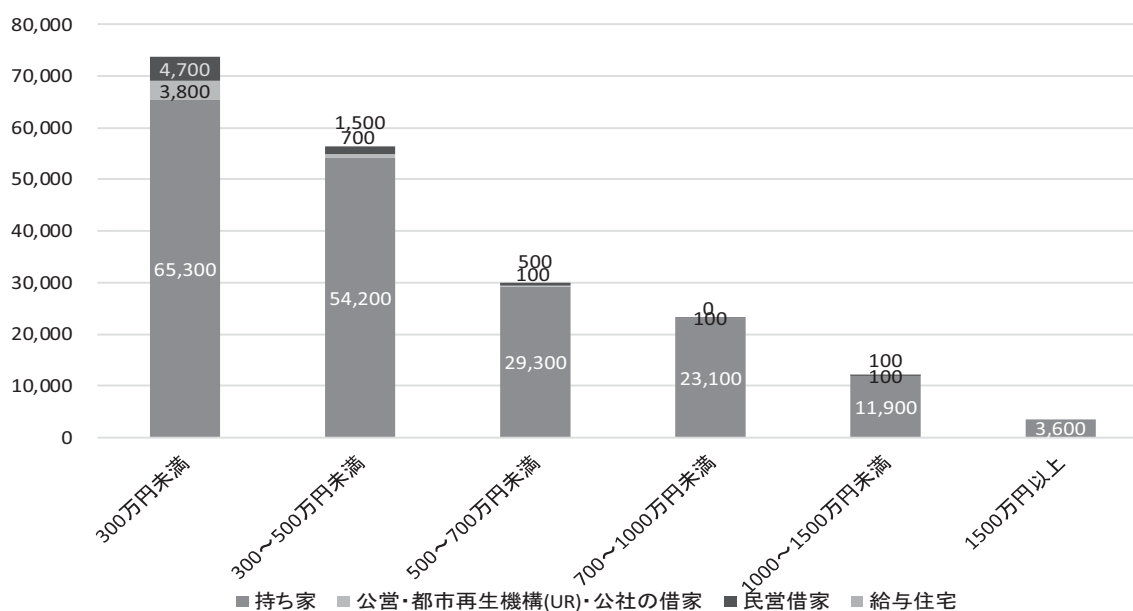
26 高齢者のいる世帯の住宅の所有関係別割合

	世帯数	割合
持ち家	187,500	93.9%
公営・都市再生機構(UR)・公社の借家	4,600	2.3%
民営借家	6,900	3.5%
給与住宅	200	0.1%
その他	500	0.3%
合計	199,700	100.0%

総務省 住宅・土地統計調査 (H30(2018)年)

27 高齢者世帯の収入と住宅の所有関係

(富山県)



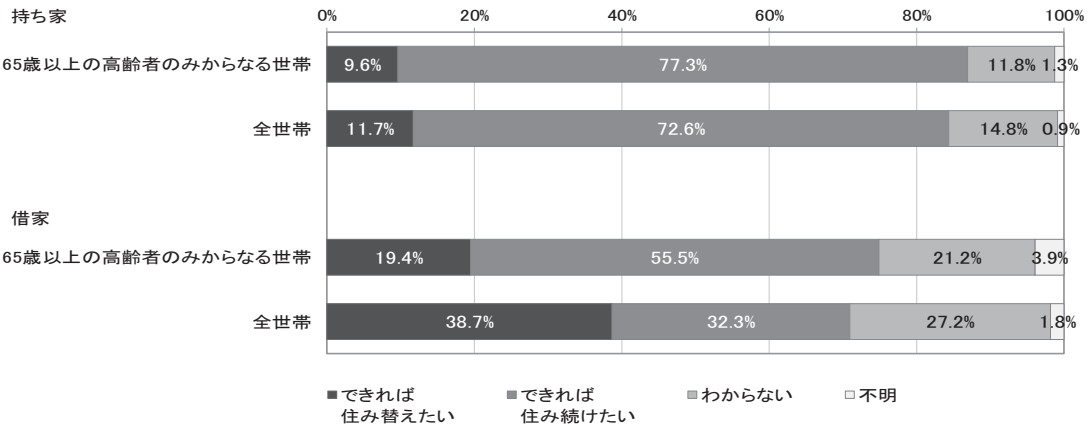
総務省 住宅・土地統計調査 (H30(2018)年)

28 高齢者向け住宅の定員数・戸数

(富山県)

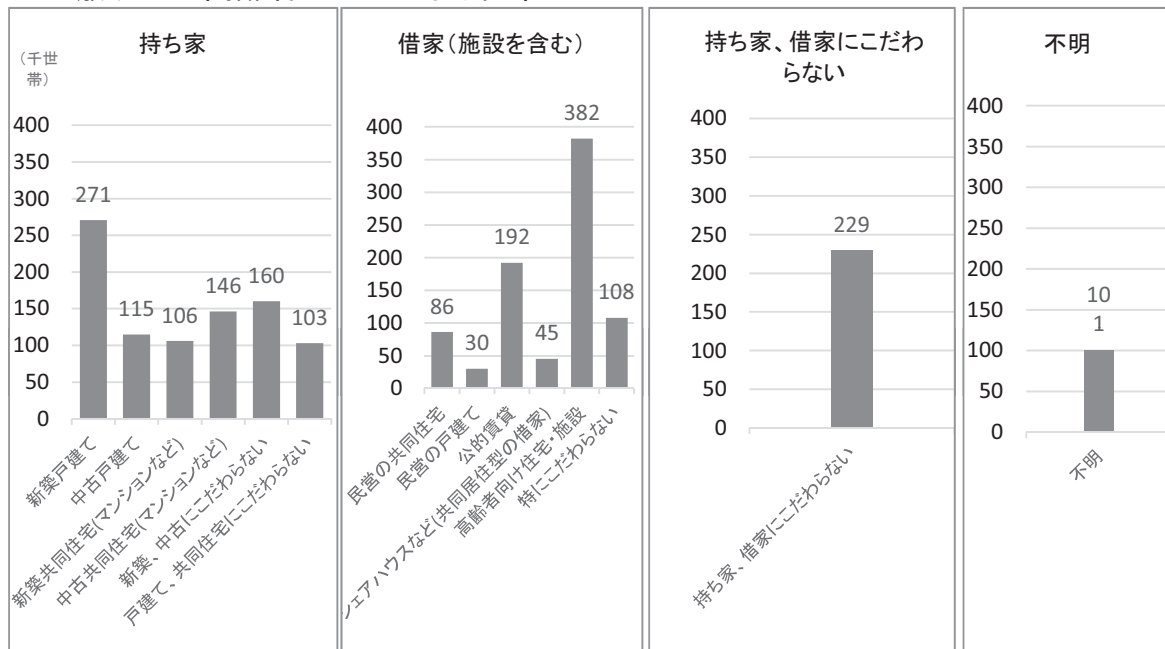
高齢者向け住宅の種類	定員数・戸数	備考
有料老人ホーム	2,544	R2.10.1現在
軽費老人ホーム	1,404	R3.7.1現在
サービス付き高齢者向け住宅	2,457	R3.7.1現在
シルバーハウジング	160	R3.3.31現在
旧高優賃	266	R2.3.31現在
合計	6,831	

29 今後の住み替え・改善意向 (全国)

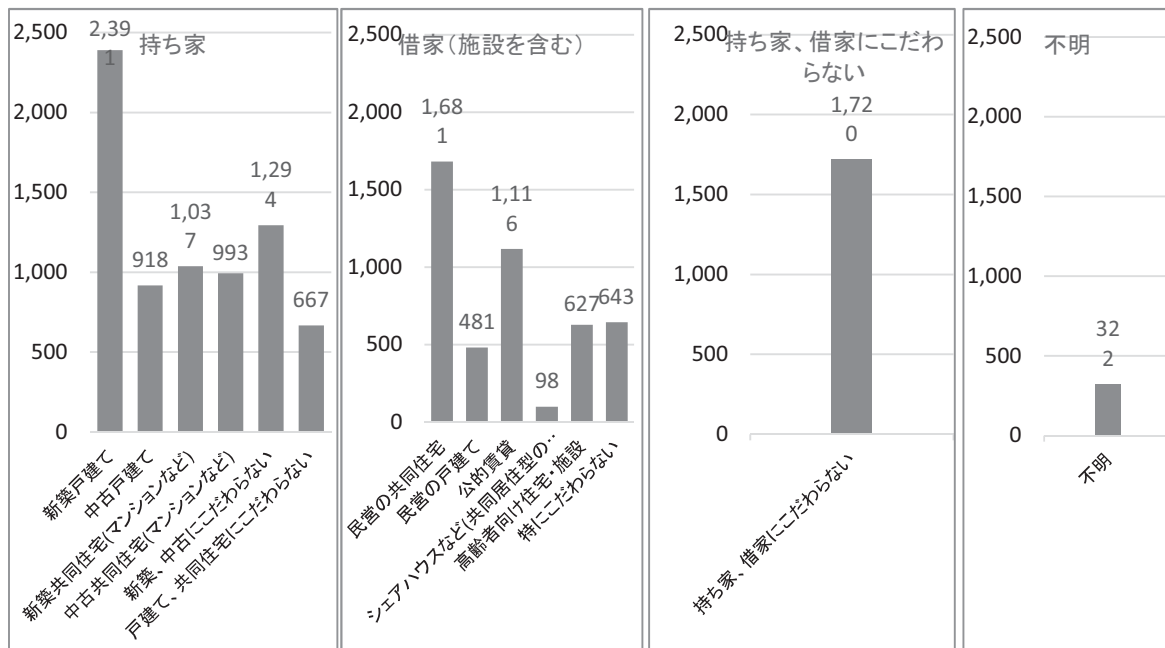


国土交通省 住生活総合調査(H30(2018)年)

30 住み替え後の居住形態(今後の住み替え意向のある世帯)(全国) 65歳以上の高齢者のみからなる世帯

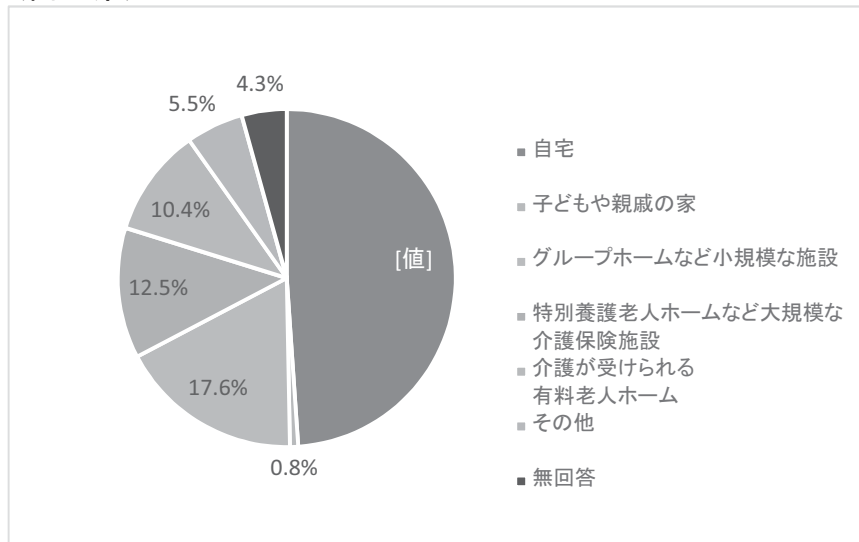


全世帯



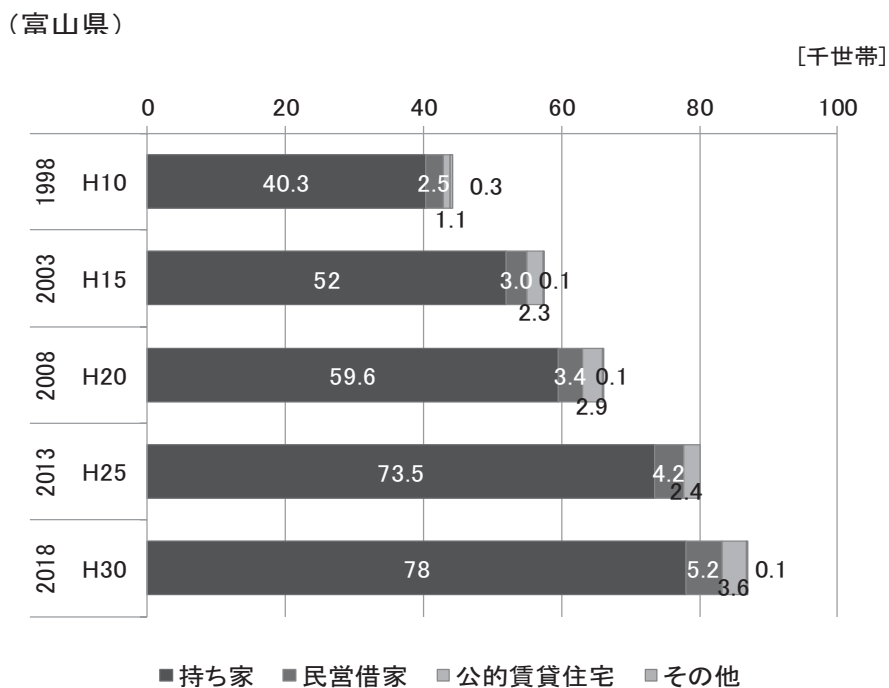
国土交通省 住生活総合調査(H30(2018)年)

31 将来、介護を受けたい場所 (自身の介護が必要になった場合に望む生活) (富山県)



令和元年度県政世論調査結果
富山県県政世論調査 P61

32 高齢者世帯の住まいの状況 (富山県)



※単身世帯及び夫婦世帯

総務省 住宅・土地統計調査(H30(2018)年)

用語解説

AI(Artificial Intelligence)

人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

BIM(Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステムのこと

CLT(直交集成板)(Cross Laminated Timber)

ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネルのこと。鉄筋コンクリート造などと比べてコンクリートの養生期間が不要であるため、工期の短縮が期待できることや、建物の重量が軽くなり、基礎工事の簡素化が図れること等の利点がある。

DV

DV(ドメスティック・バイオレンス)。配偶者や恋人など親しい関係にある人から受ける暴力。

DX(Digital Transformation)

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること

IoT(Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語

LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO2に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO2排出量も含めライフサイクルを通じてのCO2の収支をマイナスにする住宅のこと

NPO

民間非営利組織。市民が主体となって、営利を目的とせずに、公益的課題の解決をその使命とする自律的な団体。

PPP/PFI(PPP:Public Private Partnership/PFI: Private Finance Initiative)

PPPとは、官民連携事業の総称。PFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出しなどを含む。

PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと

SDGs(Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと

V2H(Vehicle to House)

蓄電機能とモビリティ機能を有する電気自動車から蓄電した電力を家庭に供給するシステムのこと

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと

あ行

空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条に基づき、市町村がその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができる計画。

空き家バンク

空き家の利用を希望する人に、賃貸・売却ができる空き家の情報を紹介する制度

アクションプラン

戦略や改革の具体的な施策。

アスベスト

天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物。「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。

以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

アズマダチ

県西部に多く分布する、大きな屋根の切妻造りで白色の漆喰に格子状の柱が入った外観デザインをなし、天井部には太い梁が交差する枠の内工法で建てられた住宅。

インスペクション(建物状況調査)

中古住宅の劣化状況や欠陥の有無などを確認し、消費者に正しい資産価値や改修が必要な箇所・経費等の情報を提供するもの。

ウェルビーイング

世界保健機関(WHO)憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(=well-being)にあること」と定義

オフグリッド

電力会社の送電網につながっていない状態、あるいは電力会社に頼らずとも電力を自給自足している状態のこと

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること

カイニョ

砺波平野の散居村で見られる、垣のようにめぐらせた樹木(屋敷林)。

核家族

一組の夫婦と未婚の子だけから成る家族。

簡易耐火構造

耐火建築と木造建築との中間の耐火性能をもつ建築構造。

環境負荷

人が環境に与える負担。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

完成保証制度

施工業者の倒産などにより工事が中断した場合に、発注者の負担を最小限に抑えるため、住宅保証機構㈱が工事の中断や引継ぎに伴い発生する増嵩工事費用や前払い金の損失の一定の限度額の範囲内で保証金を支払う制度。

共同建て

2戸以上の住宅が廊下、階段、広間などを共用する建て方。

景観条例

地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、美しい町並みや良好な都市景観をよりよい姿で次代に伝えていくために、地方自治体が制定している条例。

景観づくり住民協定

景観条例に基づくもので、地域の住民が、地域の特性等に基づき建築物等の形態等又は当該地区の緑化等について、一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。

建設住宅性能評価書

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、国の登録を受けた第三者機関が、住宅の品質・性能について検査を行い、基準に達すると認めた場合に交付される住宅性能評価書のうち、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの。

建築協定

建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。

建築着工統計調査

国土交通省が実施する、全国の建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする調査。

公営住宅

「公営住宅法」に基づいて、都道府県や市町村が供給する住宅。

公的賃貸住宅

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社が整備する賃貸住宅、並びに特定優良賃貸住宅や高齢者向け優良賃貸住宅など、地方公共団体が整備費用の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅。

高度経済成長期

1950年に起こった朝鮮戦争で、戦争関連の特需が一気に舞い込んだことがきっかけとなり、1950年代後半から驚異的な経済成長を実現した期間。

高齢者生活支援施設

総合生活サービス窓口、情報提供施設、食事サービス施設、交流施設などの高齢者の生活を支援する施設。

国勢調査

我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、大正9年以来5年ごとに実施されている調査。

国立社会保障・人口問題研究所

平成8(1996)年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された、厚生労働省に設置されている国立の政策研究機関。

コミュニティ

地域社会、共同体、基本社会、社会学や政治学で、共同生活が行われる一定の地域、およびそこに住む人。

コンパクトシティ

居住や都市機能の誘導によりまちなかや拠点の価値を高め、人口密度を維持することにより、持続可能なまちづくりを目指す取組みのこと。都市におけるより豊かな暮らしの実現を目的とするもの

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく、居住者の安否確認や生活相談といったサービスが付加された高齢者専用住宅。

サテライトオフィス

(オフィスの管理主体や活用形態は問わず)都市部の企業等が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスの総称

三世帯同居

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居している状態。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

指定管理者制度

公共施設の管理運営を条例で指定された者に委任する制度。従来は、公共団体や財団法人などでなければ公共施設の管理運営を受託できなかったが、民間のノウハウを活用し、効果的・能率的な管理運営や住民サービスの向上を目的としている。

住環境

居住する場をとりまく、自然・社会環境。

集合住宅

一棟の建物が、共同部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。

終身建物賃貸借制度

高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みとして、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の身体機能に対応した段差のない床、トイレ・浴室等の手すり、幅の広い出入口等を備えた良好な居住環境が確保された賃貸住宅のうち、都道府県知事(政令指定都市・中核市の長)の認可を受けた事業者が、借地借家法の特例として、終身にわたって賃貸する契約(終身建物賃貸借契約)を結ぶことが可能となる制度。

住生活基本法

住宅の「量の確保」を目標としていた「住宅建設計画法」を廃止し、住環境を含めた住宅ストックの「質の向上」により、国民の豊かな住生活の実現を図ることを目標とする新たな住宅政策の基本方針を示す法律。

住生活総合調査

国土交通省が実施する調査で、全国の普通世帯の住宅及びまわりの住環境に対する評価、住宅改善計画の有無と内容、住宅建設又は住み替えの実態等を把握することにより、住宅政策の基礎的資料を得ることを目的としたもの。

住宅・土地統計調査

住宅及び世帯の居住実態における現状と推移を把握するため、総務省統計局が昭和23年以来5年ごとに実施している調査。

住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、国土交通大臣が指定する第三者機関が住宅の性能（構造の安全、火災時の安全、劣化の軽減、温熱環境など）を評価し、項目ごとに等級で表示する制度。

住民協定

自治会、町内会や一定の居住区域単位で、自主的に取り決めを定めたもの。

重要事項説明制度

売買契約・貸借契約・委託契約に際して重要事項説明書に基づき、契約に関する重要事項を消費者に対し説明する制度。

新耐震基準

建築物の耐震性能の向上を図るため、昭和56年の建築基準法の改正に伴い強化された構造基準。

ストック

住宅の場合には、ある一時点におけるすべての住宅の数。

セーフティネット

安全網。行政などが行う最低限の生活を保障する安全策としての弱者救済制度。

た行

耐火構造

建物の主要部分をブロックや鉄筋コンクリートなどの耐火材料とし、火災による焼失・類焼を防止する構造。

第三者機関

住宅の品質の確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が「登録住宅性能評価機関」として登録する機関。評価方法基準に従って住宅の性能に関する評価を客観的に行う。

耐震性

建物が地震に対してどの程度被害を受けにくいかといった地震に対する強さ。

地区計画

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。

中山間地域

農林統計の地域区分の一。都市や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域の総称。

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に適合する住宅のことで、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネ性などで国土交通省が定めた基準をクリアした住宅。

賃貸住宅管理業者登録制度

賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで借主と貸主の利益保護を図り、消費者は公開された登録事業者を管理会社や物件選択の判断材料として活用することが可能となる制度。

デイサービス

介護保険によるサービスの一種で、要介護者又は要支援者が老人デイサービスセンター等に通って、入浴や食事等の介護をしてもらい、生活上の相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けられるサービス。

低炭素社会

炭素(二酸化炭素)の排出を抑えた社会。

テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと

特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者の方に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で都道府県知事等の認定を受け民間事業者が建設し、管理する賃貸住宅。

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

富山県安全なまちづくり条例

安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪の起こりにくい環境づくりや、自主防犯団体と自主防災組織との連携を進め、県民総ぐるみで安全なまちづくりを推進するために制定された条例。

富山県居住支援協議会

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携(住宅セーフティネット法第10条第1項)し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する団体(宅地建物取引業者、賃貸管理業者、居住支援法人、社会福祉協議会、市町村、県の要配慮者に関係する各課で構成)

な行

長屋建て

数戸の住宅を順に共用の界壁で連続させ、1棟の建物とする建て方、またその1棟。各戸それぞれに専用の出入口を持つ。

二地域居住

都市住民が、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、複数の生活拠点を持つこと。

ニュータウン

新しい都市。特に大都市の近郊に住宅地として計画的に建設された新しい都市をいう。

は行

バブル経済期

概ね不動産や株式をはじめとした時価資産の資産価格が投機によって実体経済の経済成長以上のペースで高騰し続け、投機によって支えなければならない市場が、投機によって支えきれなくなった1980年代終盤から1990年代初期までの数年間。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

ヒートショック

入浴前後の温度の急激な変化により、心血管系疾患、脳血管疾患、熱中症等の症状が発生すること

ま行

マイクログリッド

大規模発電所の電力供給に頼らず、コミュニティでエネルギー供給源と消費施設を持ち地産地消を目指す、小規模なエネルギーネットワークのこと

ミクストコミュニティ

若者による高齢者の見守り等の生活支援、高齢者による子育て支援など、多様な世代の交流や支え合いを通じて形成される豊かなコミュニティのこと

ミスマッチ

適合しないこと。不釣り合い。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えられた森林。

家賃債務保証制度

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯および解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要介護高齢者

全面的な介護が必要な状態ではないが、寝たきり・介護を要する認知症などのため、日常生活の一部に介護を必要とする高齢者。

ら行

ライフサイクルCO2

住宅のライフサイクル全体(建設、居住、修繕・更新・解体の各段階)を通じたCO2排出量のこと

リバースモーゲージ

持ち家などを担保に、地方自治体や金融機関から定期的あるいは一時的に生活資金の融資を受け、死亡後にその担保物件を売却して融資の返済に充てる制度。

緑地協定

都市緑地法に基づき土地所有者等の合意によって締結される、地域の良好な環境を確保するための緑地の保全や緑化に関する協定。

レジリエンス機能

レジリエンスとは、強くてもしなやかな「強韌性」を表した語。本計画におけるレジリエンス機能とは、自然災害による停電時等においても、蓄電や創電により自立的にエネルギーを確保することができる等、災害時にも居住を継続することができる住宅・住宅地の機能のこと

わ行

ワーケーション

「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語で、観光地といった通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむこと

富山県住まい・まちづくり計画
(富山県住生活基本計画)
(富山県高齢者居住安定確保計画)
(富山県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給計画)

令和4年3月25日策定
令和4年5月31日一部訂正

富山県(土木部建築住宅課)
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号